平成14年度

行政サービスのあり方及び実務課題の研究報告

平成 15 年 5 月

湘南市研究会

目 次

1		は	じめ	りに	<u> </u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
			務事																											
			事系																											
(2)	主な	は事	矜	事	業	の	—	元	化	調	查	検	討	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
3		各	種詞	冟矟	萿	題	の	研	究	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1	6
(1)	電算	算シ	ノス	テ	<u>٠</u>	の	現	状	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1	6
(2)	組織	戦 σ.)現	状	.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2	6
(3)	法令	製	修	(D	現	状	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2	9
(4)	財政	女壮	沈	ļ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3	6
(5)	外享	13回]体	(D)	現	状	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4	6
(6)	政令	〉指	定	'都	市	ح	し	て	想	定	さ	れ	る	事	務	事	業	の	把	握	•	•	•	•	•	1	6	5
4		参	考賞	3米	‡ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7	1

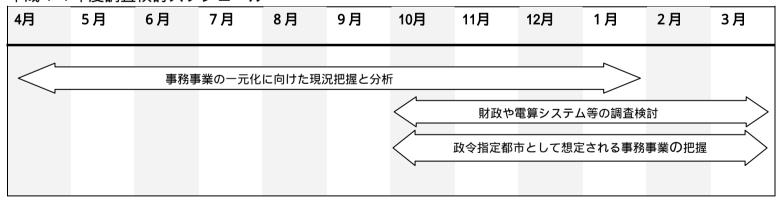


1 はじめに

湘南市研究会では、その主要な研究テーマである「行政サービスのあり方」と「財政等様々な実務上の課題の分析」の研究を行うにあたり、平成14年度は、3市3町でどのような事務事業が行われているのか、またそれらの事務事業をひとつにしたらどのような課題があるのか、現況把握と課題分析を中心として次のような調査検討を行いました。

事務事業の一元化に向けた現況把握と分析 財政や電算システム等の調査検討 政令指定都市として想定される事務事業の把握

平成14年度調査検討スケジュール





2 事務事業の一元化に向けた研究

(1) 事務事業一元化調査検討の目的及び概要

この調査検討は、湘南市構想における行政サービスのあり方と実務課題の研究の一環として、3市3町で現在実施している事務事業(平成14年4月1日現在)の実態を調査し、現況把握を行い、一元化するにあたっての課題等の分析検討を行ったものです。この調査検討にあたっては、効果的に行うために行政サービスの分野別に6つの専門部会と専門部会を補佐する49の分科会を組織し実施しました。また、それらにおいて次のような段階をもって現況把握と分析検討を行いました。

事務事業一元化実態調査

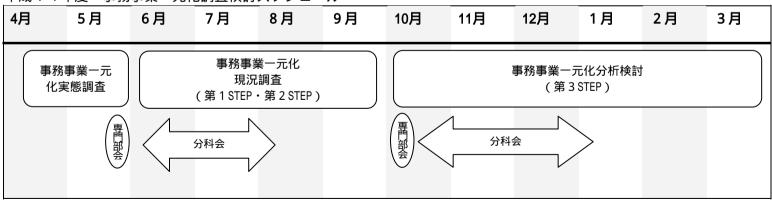
3市3町それぞれ現在実施している事務事業について調査

事務事業一元化現況調査(第1STEP・第2STEP)分野別の専門部会と分科会における、3市3町の事務事業の現況把握

事務事業一元化分析検討(第3STEP)

現況把握に基づく、一元化の必要性と課題点等についての分析検討

平成14年度 事務事業一元化調査検討スケジュール



○専門部会開催状況

専門部会数:6専門部会

開催日: 第1回専門部会 平成14年5月27日、29日

第2回専門部会 平成14年10月3日、4日、8日

(第3回専門部会 平成15年4月23日、24日、25日)

ア 事務事業一元化実態調査

事務事業一元化実態調査の状況

調 査 期 間: 平成14年4月上旬~5月下旬

実態調査の概要: 3市3町それぞれに、現在実施している事務事業について事業内容等について実態を調査

帳 票 の 作 成: 「事務事業一元化実態調書」を作成する。

イ事務事業一元化現況調査

事務事業一元化現況調査(第1STEP、第2STEP)の状況

分科会開催期間: 平成14年6月上旬~平成14年8月上旬

第1STEPの概要: 3市3町において調査した「事務事業一元化実態調書」を基に、事務事業を照合し現況比較のための整理を行う。

第2STEPの概要: 整理された事務事業の現況(平成14年4月1日現在)を調査、比較検討することでその相違点を浮き彫りにする。

帳 票 の 作 成: 「事務事業一元化現況調書」を作成する。

ウ事務事業一元化分析検討

事務事業一元化分析検討(第3STEP)の状況

分科会開催期間: 平成14年10月上旬~平成15年3月下旬

第3STEPの概要:「事務事業一元化現況調書」を基に、一元化の必要性と課題点等について分析し、その方向性を検討する。

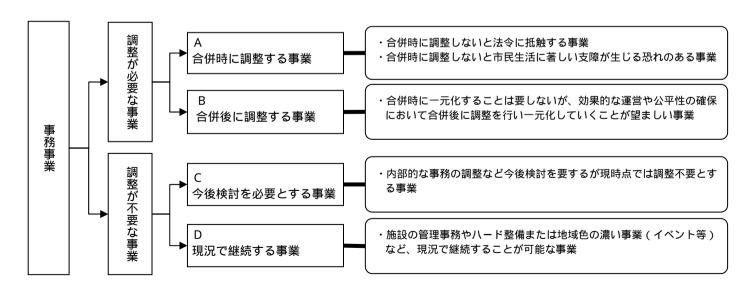
帳票の作成:「事務事業一元化分析調書」を作成する。

事務事業一元化分析検討(第3STEP)における一元化の方向の検討

事務事業一元化分析検討(第3STEP)段階では、全ての事務事業を継続することを前提に、次のような視点で一元化の必要性、調整を行う時期、課題点について分析を行いました。

[検討に際しての視点]

一体性確保の原則、住民福祉の原則、負担公平の原則、健全な財政運営の原則、行政改革推進の原則



調整の方向別集計表 (分野別)

調査検討を行った事務事業数については、次のとおりです。

事務事業総数1,565事業

(平成 15年3月31日現在)

/\m7	/ /	割合	調整が必	要な事業	調整が不	要な事業
分野 	件数	(%)	A 合併時に 調整する事業	B 合併後に 調整する事業	C 今後検討を必要 とする事業	D 現況で継続する 事業
福祉・健康・医療 (専門部会1)	388件	24.8	163件	6 0 件	86件	7 9 件
教育・文化・自治 (専門部会2)	202件	12.9	7 5 件	7 2 件	10件	4 5 件
都市整備・都市計画(専門部会3)	3 0 5 件	19.5	7 4 件	5 3件	7 5 件	103件
環境・産業 (専門部会4)	3 6 7件	23.5	1 1 5 件	115件	3 2件	105件
総務・企画・防災 (専門部会5)	260件	16.6	6 8 件	3 2件	143件	1 7件
財 政 (専門部会6)	4 3 件	2.7	3 1件	2件	9件	1件
合 計	1,565件		5 2 6件 3 3 . 6%	334件 21.3%	3 5 5件 2 2 . 7%	350件 22.4%



〔2) 主な事務事業の一元化調査検討

平成 14 年度の調査検討として実態調査、現況把握、分析検討を行った事務事業 (1,565 項目)の中から主なものについて、次のような分野別にご紹介します。

§福祉・健康・医療分野

(社会福祉、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活保護・災害救助、国民年金・国民健康保険、保健医療、介護保険、老人保健、斎場・墓地)

§教育・文化・自治分野

(教育総務、学校教育、社会教育、青少年対策、図書館、保健体育、博物館・美術館、文化振興、市民活動・消費者、市民窓 □)

§都市整備・都市計画分野

(都市計画、開発指導、住宅・建築指導、公園、都市整備、道路、河川・下水道)

§環境・産業分野

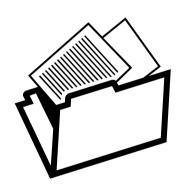
(環境、清掃、農林水産業、商工・観光、労働、市場・公営競技)

§ 総務・企画・防災分野

(人事、文書、情報化、企画、情報公開、広報広聴、都市交流、男女共同参画、表彰、市史編纂、管財・契約、消防・防災、 議会・行政委員会)

§ 財政分野

(財政、税、会計)



福祉・健康・医療分野

4 9 項目

《 表中の表記について 》

記載内容は、特に注意書きがない限り、平成14年4月1日現在を基準としています。

「一元化の方向」欄のA~Dは、次のとおり分析した方向性を指します。

A:合併時に調整する事業 C:今後検討を必要とする事業

B:合併後に調整する事業 D:現況で継続する事業

区分	事務事業項目名					内 容	<u> </u>					
		事業概要	制度や内容が複雑な	、保健福祉に関する総	合的な窓口相談	 こ係る事業。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅									
		一元化の方向	A:3市が実施して	いることから、受益の	範囲に格差が生し	じることや、職	員体制等が違い	1サービス水2	隼が異なるた	め合併時に一元化	することが望ま	しい。
			総合相談窓口・地区	福祉窓口比較表								
					平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯	町 二宮町		
	保健福祉		W 4 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	専任職員の配置人数	3名	5 名	2 名					
	総合窓口事業		総合相談窓口 	人件費	給与	給与	報酬					
	mo Hior History	分析	地区福祉窓□	専任職員の配置人数	ţ	46 名						
		23.1/1	地区価値芯口	人件費		報酬						
		事業概要	地区福祉窓口 藤 民生委員法に基づき	市設置、3町未設置で 沢市以外の未設置市町 住民の生活状況の把握	について、地域化	主民が身近に福	祉サービスを充	実させるこ	とが出来ない	ため調整が課題と		 民生委員
		実施市町	児童委員の事業費。 平塚市・藤沢市・茅		町・二宮町							
		一元化の方向		:補助金額に差があるた			時に一元化する	ことが望ま	しい。			
			民生委員児童委員数							(単位:人)	
社会福祉					平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	Ī	
社女無性			担当地区		3 3 2	4 3 5	252	6 3	4 8	4 3	1	
			主任児童委員		4 6	3 4	2 4	5	2	3		
				計	3 7 8	4 6 9	276	6 8	5 0	4 6		
			民生委員児童委員活	動費比較表							(単位:円	<u>)</u>
	民生委員・				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町		大磯町	二宮町	
	児童委員		支出科目		負担金補助 及び交付金	報酬	報酬	報酬	報酬	負担金補助 及び交付金	報酬	
		分析	会長(年額))	140,400	142,800	114,000	117,700	30,000	60,300	28,300	
			委員(年額))	75,600	122,400	98,400	117,700	30,000	60,300	28,300	
			民生委員児童委員協	議会補助金比較表							(単位:円	1)
					平塚市	藤沢市	茅ヶ崎	市	寒川町	大磯町	二宮町	
			市・町民生委員児	童委員協議会補助金	226,800	568,000	1,980,	000				
			地区民生委員児童	委員協議会補助金	2,230,200			4,	544,400	1,067,000	3,342,000	
			【課題点】 民生委員を民生嘱	会員協議会佣助金 話員等に補職し、報酬 協議会に対し補助金を	等を支払っている			占科目・金額 ;		,,	3,342,000	

区分	事務事業項目名				内 容					
		事業概要	社会福祉協議会等に設置した福祉基金	を補助し、果実による	利子の運用により、	、法外福祉	事業の助成に充当する。			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・二宮町							
		一元化の方向	A:補助金の額に差があるなど、負担	0の公平が保たれないこ	とから合併時に一	元化するこ	とが望ましい。			
	社会福祉基金 補助事業		平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・二宮町が 【課題点】	「実施している。補助 σ)支出基盤が違う。					
		分析	社会福祉基金積立額及び補助金額に ・社会福祉協議会のあり方(1組織 ・社会福祉基金事業の統合化。 ・基金利子の減少に伴う事業の精査	または複数組織)の影		ような点で	調整を行うことが課題と	なる。		
		事業概要	生活困窮世帯に対する慰問金支給事業	美、被爆者に対する援護	美手当支給事業 。					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・	大磯町・二宮町						
		一元化の方向	A:要援護慰問金は、3市が実施して	おり受益の範囲に格差	が生じる。支給金額	額が違いサ	·ービス水準が異なるなど	から合併時	に一元化する	 ことが望ましい。
			要援護等慰問金活動比較表							(単位:円)
				平塚市	藤沢市		茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			主体	社協	社協		市・社協			社協
			対象者	生保対象(含む)	生保除外		生保対象(含む)			障害者等
			要保護者 夏季(1人)	3,000	2,500					
±1 4 ±=±1			要保護者 年末(1人)	3,000	2,500		3,000 (世帯)・5,000 + (人数×2,000)			
社会福祉			要保護者 夏季(2人以上)	7,000	3,500					
			要保護者 年末(2人以上)	7,000	3,500					
			被保護者 夏季(1人)	2,000	要 夏季(3人	, ,	3,000 (世帯)・			
			被保護者 年末(1人) 被保護者 夏季(2人以上)	2,000 3,000	要年末(3人	<i>,</i> .	3,000 (世帯)・			
	要援護等		被保護者 年末(2人以上)	3,000	要 夏季(4人 要 年末(4人					
	慰問活動事業		障害者慰問金	2.000	2,800(品物					4,000
	心门口到于从	A. 4.F.	母子家庭慰問金	2,000	2,000 (11172	3)				9.000
		分析	父子家庭・準要保護世帯慰問金							6,000
			住宅寝たきり・痴呆性老人慰問金							5,000
			独居老人慰問金							4,000
			原子爆弾被爆者援護事業比較表						(単位:円)
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎			大磯町	二宮町
			主体	社協	市	市			町	
			支給額	5,000	41,000	12,0	12,000		3,000	
			【課題点】 実施市町では、実施主体が市、社協 対象者及び支給額並びに補助金に相			整が必要。				

区分	事務事業項目名				内	容			
		事業概要	重度障害者に対し、医療費の一部を	助成する。					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町	「・大磯町・二宮町	Ţ				
		一元化の方向	A:助成対象者が異なり受益の範囲]に格差があること	:から、合併時に-	-元化することが望	望ましい。		
			重度障害者の医療費助成事業比較表						
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	第川町	大磯町	二宮町
	重度障害者の		対象者(身体障害)	1~3級	1~3級	1~2級			1~4級
	医療費助成事業		対象者(知的障害)	IQ40以T	IQ50以	下	下 IQ70以 ⁻	F IQ70以下 I	Q 5 0 以下
	区 凉良奶瓜事来		対象者 (精神障害)		1~2級	1級			
		分析	対象者(重複障害)	身障4級+ IQ50以下	65歳以上で - 4級の一部) び寝たきり	及 身障 3 級			
			【課題点】 助成対象者に相違があるため、調]整が課題となる。					
		事業概要	高齢社会の進行、バリアフリーのま	ちづくりを進める	5観点から、駅舎へ	のエレベーター記	· ・受置を進めている。 勇		 成 14 年度)
	Ad Set ED	実施市町	藤沢市・二宮町						
	鉄道駅エレベー	一元化の方向	D:特定の施設への設置事業である	ため調整は必要な	ìl I。				
	ター設置事業		ハード面の整備であり調整が必要な	課題はない。					
		分析	(参考)東海道線実施済:藤沢駅・	茅ヶ崎駅 小田急	息線実施済:湘南台	お駅・長後駅・六名	会日大前駅・善行駅		
障害福祉		事業概要	在宅の障害者の属する世帯が、日常	生活を営む上で著	・ 皆しい支障がある場		今後身体障害者・知的		 行する。
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町	・大磯町・二宮町	Г				
		一元化の方向	A:利用者自己負担金が異なり負担	0の公平が保たれた	いことから、合併	特時に一元化する	ことが望ましい。		
			障害者(身体・知的・精神)ホーム	ヘルプサービス比					
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	障害者(身体・知		対象	在宅の身体障 害者・知的障害 者・精神障害者 の属する世帯	在宅の身体障 害者・知的障害 者・精神障害者 の属する世帯	在宅の身体障 害者・知的障害 者・精神障害者 の属する世帯	在宅の重度障害 者(身体・知的・ 精神)がいる世帯	在宅の身体障害者(1・2級)・知的障害者(A1・A2)・精神障害者(手帳所持者または精神障害を支給事由とする年金の給付をうけている)の属する世帯	在宅の身体障 害者・知的障害 者・精神障害者
	的・精神)ホーム ヘルプサービス	分析	利用者負担金(精神障害の場合)	国基準	市基準 A·B 0円 C·D 100円 E 200円 F 300円 G 1 450円 G 2 550円 G 3 700円 G 4 950円	市基準 160円(生活保 護受給世帯・所 得税は自己補助 金なし。補助 まなは国基準)	国基準	国基準	国基準
			【課題点】 精神障害者世帯への派遣の場合の	利用者負担金に林	目違があり、調整か	*課題となる。			

区分	事務事業項目名					内 容				
		事業概要	在宅の障害者のため	、障害者施設の機能を活	用し、施設に通所	し日常生活訓練を	行う。今後身体障	害者・知的障害者	ば、支援費制度に	:移行する。
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅	ヶ崎市・寒川町・大磯町	・二宮町					
	障害者(身体・知	一元化の方向	C:支援費制度に移	行するため、調整する必	要はない。					
	的)ディサービス 事業	分析	対象者 (在宅の身体	・知的障害者)に相違が	ある。寒川町:重	度心身障害者のみ	を対象。			
		事業概要	. –	病患者等を介護している。 的障害者は、支援費制度		て、疾病その他の	理由により介護す	ることができない	1場合に一時的に旅	逝設・病院に受け入れる。
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅	ヶ崎市・寒川町・大磯町	・二宮町					
	障害者(身体・知	一元化の方向	C:支援費制度に移	行するため、調整する必	要はない。					
	的・精神・難病) 短期入所事業	分析	相違点はない。							
		事業概要	障害を有する者に福	祉の増進、生活の向上を	目的として手当を	支給する。福祉手	当:3市3町実施	。介護手当:藤沢	(市・二宮町で実施	₫.
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅	ヶ崎市・寒川町・大磯町	・二宮町					
障害福祉		一元化の方向	A : 支給対象者・支	給金額・介護手当の実施	等が異なり受益の値	範囲に格差がある	ことから、合併時	に調整することか	「望ましい。	
			障害者 (身体・知的	・精神)福祉(介護)手	当比較表					(単位:円)
					平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
				対象者(身体)	1~3級	1~3級	1~3級	1~3級	1~6級	1~6級
				対象者(知的)	IQ50以下	IQ50以下	IQ40以下	IQ40以下	IQ70以下	IQ70以下
			障害者福祉手当	対象者(精神)	1~2級		1~2級	1~2級		
				対象者 (重複)			身体3~4級 IQ50以下	身体 3 ~ 4 級 IQ50以下		
	障害者(身体・知			支給額	36,000	48,000		•	5,500 ~ 10,000	7,000 ~ 14,000
	的・精神 海祉 介		介	護手当		84,000				15,000
	護)手当	分析	【課題点】	藤沢市:1・2級(身体 二宮町:食事・着脱・排 金額等に相違があり、調	泄等ができない障					

区分	事務事業項目名					!			
		事業概要	就労することが困難な在宅障	1書者に作業の場を	確保し、訓練を通じて就労	意欲の向上と社会生	活適応の指導を行う	5団体(地域作業所) を支援する。
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・	寒川町・大磯町・	二宮町				
		一元化の方向	A:事業実施に対する助成額	が異なりサービス	水準に格差があることから、	、合併時に一元化す	ることが望ましい。		
			障害者(身体・知的・精神)	地域作業所支援事業	 業比較表				
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			借地借家補助金交付額	月額 10 万円 (上限)	借地借家料月額の 1/2 かつ月額 10 万円 (上限)	月額 10 万円 (上限)	月額 10 万円 (上限)	月額 35,000 円 (上限)	
障害福祉	障害者(身体·知 的·精神)地域作 業所支援事業	分析	重度障害者加算額	月額 15,000 円 (対象者) 身体 1・2 級 知的 A 1・A 2 重複 3 級 + I Q 50 以下 精神 1 級	月額 20,000 円 (対象者) 身障 1 級かつ知的 A1・A 2 月額 10,000 円 (対象者) 身体 2・3 級かつ IQ50 以 下知的 B1 月額 10,000 円 (対象者) 精神 1 級	月額 10,000 円 (対象者) 身体 1・2 級 知的 A1・A2	月額 10,000 円	月額 10,000 円	月額 10,000 円
			交通費助成額	全額	全額(上限定期料金まで)	全額	交通費実費と定 期運賃を比較し て、どちらか低 い方の額	最も経済的かつ 合理的と認めの れる通常の経路 及び方法により 通所に要した運 賃の1/2	最も経済的かつ 合理的と認めら れる通常の経路 及び方法により 通所に要した運 賃の1/2
			その他	訓練指導補助 金交付	訓練指導補助金交付	車両維持管理費 補助金交付	訓練指導補助金 交付	訓練指導補助金 交付	
		35 344 407 35	【課題点】 交通費助成額に相違があり 重度障害者加算額の対象者	fと加算額に相違がる 	あり、調整が必要となる。	↓ ↓∀ ↓ ↓∀ ↓	to look look EDA VI	Z+11 > 3 = 1 a/b	
		事業概要	在宅ひとり暮らしの高齢者ま			王沽に汪怠を要する	有に対して、緊急迫	型報ンステムの貸与 を	を行つ。
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・			Wn+1	. 1 40+8 1		
		一元化の方向	A:利用者自己負担金額が異		単に格差があることから合 ^ん	併時に一元化するこ -	とが望ましい。		
	してい ひとり暮らし高		│ ひとり暮らし高齢者等緊急通 │		++>0-4-	+	eta lulma.	1 T44 mT	
高齢者	齢者等緊急通報			平塚市 電話式	藤沢市	茅ヶ崎市 電話式	寒川町 電話式	大磯町	
福祉	システム事業		方式	^{电品式} ペンダント式					型品式 ペンダント式
		分析	利用者負担金	360 円/月 使用料	0円	67 円/月 使用料		388 円/月 使用料	0円
			【課題点】 利用者負担金に相違があり		, I	1	,	1	

- 13 - / 福祉・健康・医療 /

区分	事務事業項目名			-	内 容	-				
		事業概要	家庭において調理することが困難なひ	とり暮らし高齢者	などに対して、配食	きを行うことで健康	で自立した生活の	一助を担う。		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・	大磯町・二宮町						
		一元化の方向	A:サービス内容・利用者自己負担金	額が異なり、サー	ビス水準に格差がま	あることから合併時	に一元化すること	が望ましい。		
			ひとり暮らし高齢者等配食サービス比	.較表					(単位:円)	
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	
	ひとり暮らし高		サービス内容	夕食	昼食	昼食	昼食	夕食	昼食・夕食	
	齢者等配食サー		利用者負担金	500	500	400	400	350	310 • 250	
	ビス事業	分析	【課題点】 サービス内容・利用者負担金に相違	があり調整が課題	となる。					
		事業概要	在宅の要介護高齢者などやその家族に 宜を供与し地域福祉の向上を図る。	対し、在宅介護等	に関する総合的な相	I談に応じ、各種サ·	ービスが総合的にst	受けられるよう関係	系機関との連絡調整な	などの便
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・	大磯町・二宮町						
		一元化の方向	C:全市町で実施しており、サービス	水準等に相違はな	いが、一元化してい	Nく必要がある。				
高齢者 福祉	在宅介護支援センター運営事業	分析	基幹型在宅介護支援センターは各市町 川町:3箇所、大磯町:2箇所、二宮 全市町で実施しており、サービス水	間:1箇所へ委託	している。					箇所、寒
		事業概要	要援護高齢者を介護している家族が、 護をする。	病気や事故等によ	りその家族において	介護できない場合	、一時的に特別養語	護老人ホーム等に <i>)</i>	\所させ、要介護高蘭	齢者の養
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大磯町・	二宮町						
		一元化の方向	A:利用者自己負担金額が異なり、負	担の公平に格差が	あることから合併師	寺に一元化すること	が望ましい。			
			在宅高齢者緊急短期入所事業比較表						(単位:円)	
	在宅高齢者緊急			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	
	短期入所事業		利用者負担金	状況により	介護保険報酬 単価の一割	状況により	-	1,330	1,730	
		分析	【課題点】 利用者負担金に相違があり調整が課	題となる。						

区分	事務事業項目名				内 容				
		事業概要	老人に対し、あんま・マッサージ・は	けりとは灸を受ける	費用の一部を助成す	ける。			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町						
		一元化の方向	A:助成の内容・利用者自己負担額か	「異なり、サービス	水準・負担の公平に	- 格差があることか	ら合併時に一元化する	ることが望ましい。	
			老人理療助成事業比較表						
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	老人理療		助成内容	あんま マッサージ はり灸	あんま マッサージ はり灸	マッサージ	マッサージ はり灸		
	助成事業		助成券配布枚数	12枚/年	12枚/年	3枚/年	4枚/年		
		分析	利用者自己負担金	600円/枚	300円/枚	2,000 円超分	500円/枚		
			【課題点】 助成内容・利用者負担金に相違があ						
		事業概要	敬老の日を中心とした良き日に敬老会		にあたる方に敬老礼	兄金を贈呈する。			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・						
		一元化の方向	A : 敬老大会の開催方法・敬老祝金の	対象・金額が異な	るため受益の範囲	・サービス水準に格	差があることから合併	‡時に一元化する	ことが望ましい。
高齢者			敬老大会比較表 	ı				1	
福祉				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			開催方法	地区社協	市	市	町	田丁	囲丁
			敬老祝金比較表						(単位:円)
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			支給対象	77・80・88・90・ 99・100 歳以上	77 · 80 · 90 · 100)歳 77・88・99 100歳以上	歳 75・77・80・88・ 90・100 歳以上	77 歳以上	78 歳以上
	敬老祝賀経費		支給額(年額)	3,000 ~ 10,000	3,000 ~ 10,00	5,000 ~ 30,0	5,000 ~ 15,000	12,000	12,000
		/\+r	100歳到達支給額(年額)		30,000				50,000
		分析	100歳以上支給額(年額)	50,000		50,000	30,000	12,000	30,000
			【課題点】 敬老会の開催方法に相違があるが、 敬老祝金の支給対象・支給額に相違						

- 15 - / 福祉・健康・医療 /

区分	事務事業項目名									
		事業概要	高齢者の健康づくじ) と社会参加を促	 進するため、7 5 歳以	 上の希望者にバスカー	<u> </u>	する。5000	 O 円のバスカードを自	己負担1000円で購
		争耒慨安	入できる。							
		実施市町	平塚市・藤沢市							
		一元化の方向	A:サービス内容・	利用者自己負担	額が異なり、サービス	水準・負担の公平に格	発差があることから合	併時に一元化	することが望ましい。	
			高齢者ふれあいバス	スカード購入助成	事業比較表				(単位:	円)
					平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町 二宮町	J
高齢者	高齢者ふれあい		支給対象		75 歳以上希望者	75 歳以上希望者				
福祉	バスカード購入 助成事業	分析	助成内容		バスカード 5,000 円分 / 年	バスカード 江ノ電電車回数券 5,000 円分/年				
		23 171	利用者負	担金	1,000	1,000				
		事業概要		をが課題となる。 D設置数・定員・	入園対象者・開設時間	・保育士配置基準等道		WmT . 2 EP / 14		(00.47.)
		<u> </u>	`			· 崎市:6園(510名)) 寒川町: 0 園 大阪	幾世」: 2 哀 (1 を	80 名) <u>二</u> 呂町:「園	(90名)
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅			T-15 * 18 + 3 - 1 1		· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	
		一元化の方向	A:保肖内容・保育	詳科が異なり、サ	ーヒス水準・負担の公	平に格差があることか	ら合併時に一元化す	ることが望ま	UII.	
			公立保育所運営事業	美比較表						(単位:円)
			·		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			保育所 保育所 定員		10 840名	16 1,860名	6 5 1 0 名		2 180名	1 9 0名
			開所時間	平日	7:00~19:00(10)	7:00~19:00(16)	7:00 ~ 19:00(6)		7:00~19:00(2)	7:30~20:00(1)
			(保育所数)	土曜日	7:00 ~ 16:00(10)	7:00 ~ 17:00(16)	7:00 ~ 19:00(6)		7:00 ~ 18:00(2)	7:30 ~ 14:00(1)
児童福祉	公立保育所 運営事業		延長保育時間(保育所数)	平日(朝) 平日(夕) 土曜日	18:00 ~ 19:00(10)	18:00 ~ 19:00(16)	18:00 ~ 19:00(6) 18:00 ~ 19:00(6)		7:00 ~ 7:30(2) 18:30 ~ 19:00(2)	18:30 ~ 20:00(1)
			最低受入	,	2ヵ月	6ヵ月	6ヵ月		6ヵ月	2ヵ月
		分析	 保育料	3 歳未満児	56,000	58,500	58,300		61,500	54,000
			(最高限度額)	3 歳児 4 歳以上児	31,200 31,200	30,600 30,600	32,100 32,100		28,700 24,200	30,000 26,000
			L 寒川町は、公設民		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	30,000	32,100		24,200	20,000
			【課題点】 保育料の徴収基準	≝は各市町独自に	定めており調整が課題 調整が課題となる。	iとなる。				

区分	事務事業項目名					内 容				
		事業概要				話(3市3町)事業。 川町:3園 大磯町:0		実施)		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅	ヶ崎市・寒川町	・二宮町					
		一元化の方向	A:保育内容・保育	「料が異なり、サ	ービス水準・負担の2	公平に格差があることか	ら合併時に一元化する	ことが望ましい。		
			法人立保育所運営	事業比較表						(単位:円)
					平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
l			保育所		16園	17園	12園	3 園		4 氪
			開所時間 (保育所数)	土曜日	7:00 ~ 19:00(11) 7:00 ~ 20:00(4) 7:00 ~ 22:00(1) 7:00 ~ 8:00(10)	7:00 ~ 19:00(16) 7:30 ~ 22:00(1) 7:00 ~ 17:00(16)	7:00 ~ 19:00(12) 7:00 ~ 19:00(12)	7:30 ~ 19:00(3) 7:30 ~ 13:00(3)		7:30 ~ 18:30(3) 7:30 ~ 16:00(3)
	法人立保育所			平日(朝)	7:00 ~ 19:00(5) 7:00 ~ 22:00(1) 7:00 ~ 11:00(1)	7:30 ~ 17:00(1) 7:30 ~ 11:00(1)	, ,	, ,		
	運営事業	/\+r	延長保育時間 (保育所数)	平日(夕)	18:00 ~ 19:00(11) 18:00 ~ 20:00(4) 7:00 ~ 11:00(1)	18:00 ~ 19:00(16) 7:30 ~ 11:00 (1)	18:00 ~ 19:00(12)	18:30 ~ 19:00(3)		
		分析		土曜日(夕)	18:00 ~ 19:00(5)		18:00 ~ 19:00(12)			
			最低受入	年齢	2ヵ月	2ヵ月	6ヵ月	6ヵ月		2ヵ月
			 保育料	3 歳未満児	56,000	58,500	58,300	61,300		54,000
児童福祉			(最高限度額)	3 歳児 4 歳以上児	31,200 31,200	30,600 30,600	32,100 32,100	33,300 28,000		30,000 26,000
			【課題点】 保育料の徴収基準	iは各市町独自に 時間に相違があり	定めており調整が課題 調整が課題となる。	藤沢市・茅ヶ崎市・寒 夏となる。	:川町、丙地 大磯町・	二宮町)が合併によ	り解消される	3.
		事業概要	保育所入所のための	手続き及び保育	料の算定事務。					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅	ヶ崎市・寒川町	・大磯町・二宮町					
		一元化の方向	A:保育内容・保育	「料が異なり、サ	ービス水準・負担の公	公平に格差があることか	ら合併時に一元化する	ことが望ましい。		
	保育所 入所関係事務	分析	入所の選考(判定	(三) 基準に相違が 三(居宅内外労働			整が課題となる。			

投資を受ける	二宮町 1 箇所 直営 Dファミリーサポート
平塚市:1箇所(分室有) 藤沢市:1箇所 茅ヶ崎市:2箇所 寒川町:1箇所 大磯町:0箇所 二宮町:1箇所 実施市町 平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・二宮町 一元化の方向 日本 一元化の方向 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	1 箇所 直営
-元化の方向 B:事業の実施方法が異なるため、速やかに一元化することが望ましい。	1 箇所 直営
子育て支援センター事業比較表	1 箇所 直営
児童福祉 ・	1 箇所 直営
投資を受ける	1 箇所 直営
投重磁社 日本	直営
分析 【課題点】 事業実施及び運営方法(委託・直営)などに相違があり、住民サービスの向上、平準化に向け調整が課題となる。 伊童福祉 「中国のでは、「大きない」を記載している。 「は、いきない」を記載している。 「おおいます」を記載している。 「おおいます」を記述している。 「おおいます」を記述している。「おおいます」を記述している。 「おおいます」を記述している。「おおいます」を記述している。「おおいます」を記述している。「おおいます」を記述している。 「おおいます」を記述している。「おおいまする。「おおいまする」を記述している。「おおいまする。「おおいまする」を記述している。「おおいまする。「おおいまする」を記述している。「おおいまする。」を記述している。「おおいまする。「おおいまする。」を記述している。「おおいまする。「おおいまする。」を記述している。「おおいまする。「おおいまする。」を記述している。「おおいまする。」を記述しませる。「おおいまする。「おおいまする。」を記述している。「おままする。」を記述しまする。「おままする。」を記述しまする。「まままする。」を記述え	
【課題点】 事業実施及び運営方法(委託・直営)などに相違があり、住民サービスの向上、平準化に向け調整が課題となる。 児童福祉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ファミリーサポート
事業実施及び運営方法(委託・直営)などに相違があり、住民サービスの向上、平準化に向け調整が課題となる。 現立	ファミリーサポート
児童福祉	ファミリーサポート
児童福祉 事業機要 センター事業。 実施市町 藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町	ファミリーサポート
児童福祉 事業概要 センター事業。 実施市町 藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町	ファミリーサポート
児童福祉 事業概要 センター事業。 実施市町 藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町	ファミリーサポート
ま施市町 藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町	
│ 一元化の方向 │ A:利用時間帯が異なり、サービス水準に格差があることから合併時に一元化することが望ましい。	
ファミリーサポートセンター事業比較表 ((単位:円)
平塚市 藤沢市 寒川町 大磯町 二	二宮町
ファミリーサポ 利用料金(平日・1 時間) 700 700 700	
ートセンター 利用料金(休日・1 時間) 900 900 900	
事業 利用時間 6:00~22:00 6:00~20:00 7:00~19:00	
分析	
【課題点】	
利用時間帯に相違があり、調整が課題となる。	
実施市町と未実施市町の差異の解消により、サービス水準の向上と平準化の調整が課題となる。	
事業概要 生活保護法に基づき、生活困窮者に対しその程度に応じて、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するこ	 ことを目的とする。
実施市町 平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町	
ー元化の方向 A:生活保護法により3町は神奈川県が事業主体になっているが、合併することにより一元化することとなる	
実施主体に相違がある。3町は神奈川県が実施主体。	
生活保護 生活保護法	
災害救助 関係事務 【課題点】	
藤沢市のみ専任面接相談員及び婦人相談員を配置しており、市民サービスの充実と平等性を図ることが課題となる。	
合併により「級地区分」(1級地 1 藤沢市、1級地 2 平塚市・茅ヶ崎市、2級地 1 寒川町・大磯町・二宮町)が変更になり、	、支給単価が上がる
項目がある。	

区分	事務事業項目名					内 容							
		事業概要	災害救助法の適用を受け	<u></u> ない災害により、	被害を受けた住民に対す	する見舞金等の							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎	·			•						
		一元化の方向	A:弔慰金・見舞金が異	 なり、サービス水	 準に格差があることか!	ら合併時に一元	化することが望	ましい。					
		-	災害救助関係経費比較表			<u> </u>				(単	位:円)		
						平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町		
			 		火災	750,000	2,500,000				1,000,000		
					災害 火災	,	500,000 1,250,000	500,000	270,000		750,000 1,000,000		
			弔慰金(その他)		災害	750,000	500.000				750.000		
					住家 1 人世帯	50,000	70,000		100,000		50,000		
// \~ /\\	/// [V =1			全壊・全壊等	住家 2 人以上世帯	80,000	100,000	50,000	100,000	100,000	100,000		
生活保護	災害救助				住家以外	30,000	30,000				50,000		
災害救助	関係経費			业体、业体等	住家1人世帯	30,000	30,000	20, 000	50,000	E0 000	30,000		
		分析		半焼・半壊等	住家 2 人以上世帯 住家以外	50,000 20,000	50,000 20,000	30,000	,	50,000	50,000 30,000		
			災害見舞金		住家 1 人世帯	20,000	20,000				20,000		
				床上浸水等	住家 2 人以上世帯	30.000	30.000	5,000	20,000		30.000		
					住家以外	,	20,000	ŕ			20,000		
					A		80,000	30,000			70,000		
				傷病	В	50,000	150,000	00,000			50,000		
					C		000 000		20,000	30,000			
					障害見舞金		<u>火災</u> 災害		800,000 300,000				
							【課題点】		<u> </u>		000,000		
			支給項目・支給対象者	及び支給金額に相	違があり、調整が課題。	となる。							
		事業概要	国民年金法、国民年金法	施行令、国民年金	法施行規則等による各種	重届出。							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎	市・寒川町・大磯	町・二宮町								
		一元化の方向	B:本庁舎以外の出張所 ⁹	等での受付の実施	等が異なるため、速やが	かに一元化する	ことが望ましい	0					
国民年金	各種届出		業務そのものは、国からの	の法定受託事務な		 乗類や作業手順、	異なる社会保証	美事務所等相違	点はあると思わ	れるが、基本的	 りには同じ事務処		
国以十亚	디 1포/버 니		理になる。コンピュータ	の統一化の必要性	がある。二宮町は日立、	それ以外はN	ECだが年金独	自システムがあ	るのは藤沢市 <i>の</i>)みである。			
		分析	【課題点】							0			
		23.1/1	コンピュータシステム	の一元化が課題と	かる								
			国力とユーダンステム			改が锂頭 レかっ							
					<u> </u>			±., ., .					
		事業概要	国民健康保険法第58条		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	合付)として出	産育児一時金の	支給を行う。	支給額 30万)円			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎	市・寒川町・大磯	町・二宮町								
		一元化の方向	A:給付方法において実施	施状況が異なりサ	ービス水準に格差がある	ることから、合	併時に一元化す	ることが望まし	しい。				
国民健康			出産育児一時金比較表							(単位:	円)		
保険	出産育児一時金			平塚		茅ヶ崎		川町	大磯町	二宮町			
1未映			支給額	300,0		300,00		0,000	300,000	300,000			
		分析	委任払いの実施状況			実施		実施	未実施	実施	\dashv		
			貸付の実施状況	未実施	施 未実施	実施		実施	未実施	未実施			
			【課題点】										
į			給付方法において委任	払い・貸付の実施	状況に相違があり、調整	怪が課題となる	0						

- 19 - / 福祉・健康・医療 /

葬祭費	事業概要 実施市町 一元化の方向	国民健康保険法第58条1 平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市 A:支給額が異なり受益の	・寒川町・大	、磯町・二宮町	 的必要給付)として葬	祭費の支給を行う	0.					
葬 祭費												
- 葬祭費	一元化の方向	A:支給額が異なり受益の	公平に格差か	3 1 1:5 A								
葬祭費			A I CHE	「あることから、台	·併時に一元化すること	が望ましい。						
葬祭費		葬祭費比較表							(単位:円)			
				平塚市		茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町			
	分析	支給額		75,000	60,000	65,000	70,000	50,000	40,000			
	23411	【課題点】 支給額に相違があり、調	整が課題とな	ີເວັ.								
	事業概要	国民健康保険料(税)の賦	課									
	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市	・寒川町・大	磯町・二宮町								
	一元化の方向											
		国民健康保険賦課比較表										
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町			
				保険税	保険料	保険料	保険料		保険税 4 充式			
		賦課(課税)方	式	4 方式	3 方式	4 方式	4 方式	4 万式 介護分 2 方式	4 方式 介護分 2 方式			
					所得割額の算定の基礎	となる額	旧ただし書き 方式	市町村民税税額 方式	旧ただし書き 方式	旧ただし書き 方式	旧ただし書き 方式	旧ただし書き 方式
			所得割	5.6%	市民税額の 300/100	5.95%	6.91%	4.0%	5.2%			
		医療分料(税)率			27.960 円				46.0% 21,800 円			
			平等割	20,000円	15,960 円	24,600円	15,270円	17,600円	19,800円			
					市民税額の 60/100			1.2%	1.2%			
		介護分料(税)率	均等割	6,100円	6,000円	4,200円	3,930円	8,400円	9,600円			
保険料(税)賦課			平等割	3,900円	3,960 円	4,800円	2,350円	/// ch	/// ch			
									災害 生活困窮			
	分析			退職等	疾病	失業	所得減少	失職等	疾病			
		減免事由			生保	生活困窮	疾病		失職			
					給付制限	譲渡所得						
							認めた場合					
		法定軽減割合		6割・4割	6割・4割	6割・4割	6割・4割	6割・4割	6 割・4 割			
■		実施市町一元化の方向	事業概要 国民健康保険料(税)の賦 平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市 一元化の方向 A:国民健康保険法施行令 国民健康保険賦課比較表 料・税 賦課(課税)方 所得割額の算定の基礎 医療分料(税)率 介護分料(税)率	事業概要 国民健康保険料(税)の賦課 平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大 - 元化の方向 A: 国民健康保険法施行令第 29 条の 7 国民健康保険賦課比較表 料・税 賦課(課税)方式 所得割額の算定の基礎となる額 所得割 医療分料(税)率 所得割 り等割 平等割 介護分料(税)率 所得割 資産割 均等割 平等割 に接分料(税)率 原料(税)率 原共(税)率 原共(税)等割。 平等割。 原共(税)等。 原并(税)等。 原	実施市町 平塚市・藤沢市・寒川町・大磯町・二宮町 -元化の方向 A:国民健康保険法施行令第29条の7により合併時に一部 国民健康保険賦課比較表 平塚市 保険税 賦課(課税)方式 4方式 所得割額の算定の基礎となる額 旧ただし書き方式 所得割 5.6% 資産割 23,100円 平等割 20,000円 所得割 1.12% 資産割 3.83% 均等割 6,100円 平等割 3,900円 平等割	事業概要 国民健康保険料(税)の臓課 実施市町 平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町	事業概要 実施市町 国民健康保険料(税)の賦課 平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町 一元化の方向 A: 国民健康保険法施行令第29条の7により合併時に一元化する。ただし調整に際しては、国民(国民健康保険賦課比較表 本・競別の方式 平塚市 藤沢市 茅ヶ崎市 保険税 保険料 保険料 保険料 財課(課税)方式 4方式 3方式 4方式 所得割額の算定の基礎となる額 10.0% り等割 23,100円 27,960円 18,000円 15,960円 24,600円 18,000円 15,960円 24,600円 18,000円 15,960円 24,600円 18,000円 15,960円 24,600円 10,000円 1,25% 介護分料(税)率 均等割 3,83% 4.0% 4.0% 分議分料(税)率 均等割 3,900円 3,960円 4,200円 平等割 3,900円 3,960円 4,200円 平等割 3,900円 3,960円 4,200円 平等割 3,900円 3,960円 4,200円 平等割 3,900円 3,960円 4,200円 経済 失業 生活困窮 所得減少 疾病 失業 生活困窮 所得減少 原務所 失業 法定軽減割合 6割・4割 6割・4割 【課題点】 賦課(課税)方法に相違があり、調整が課題となる。 所得割算定基礎及び均等割・平等割・資産割に相違があり、調整が課題となる。	事業概要 国民健康保険料(税)の賦課 実施市町 平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町 一元化の方向 A: 国民健康保険法施行令第29条の7により合併時に一元化する。ただし調整に際しては、国民健康保険法附則第 国民健康保険議課比較表 平塚市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町 料・税 保険税 保険料 成様料 成本料 成本料	事業概要 国民健康保険料(税)の賦課 東塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町 一元化の方向 A:国民健康保険法施行今第29条の7により合併時に一元化する。ただし調整に際しては、国民健康保険法所則第11項を考慮する。 国民健康保険試験比較表 平塚市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町 大磯町 保険税 保険料 イ方式 4方式 4方式 4方式 4方式 5元式 万式 万式 万式 万式 万式 万式 万式			

区分	事務事業項目名	内 容										
		事業概要	国民健康保险	 倹料(税)の収納								
		実施市町		R市・茅ヶ崎市・寒川町・	大磯町・二宮							
		一元化の方向	A:納付方法	去の取り扱いが異なりサ ー	・ビス水準にホ	・・ B差があることから	ら、合併時に一元	化することが望ま	Lii			
			収納比較表									
					平塚市	藤沢市	茅ヶ山	奇市 寒/	川町 大	(磯町 二	宮町	
国民健康 保険	収納			納期	10 期	10 期	12 أ	期 12	期 1	0 期	10 期	
休快		/\ \ -	郵便局で	の自主納付の取り扱い	可	可	可	不	可	可	可	
		分析		郵便局での自主納付の取り への口座振替依頼方法に相			_ · · ·					
		事業概要	母子保健法に	に基づく乳幼児に対する健	診事業。							
		実施市町	平塚市・藤洲	尺市・茅ヶ崎市・寒川町・	大磯町・二宮							
		一元化の方向	A:健診項目	目・対象月齢・実施手法か	^で 異なりサーb	ごス水準に格差がな	あることから、合	併時に一元化する	ことが望ましい。			
			乳幼児健康診査比較表									
						平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	
				 4ヵ月児健診	実施手法	個別	個別	個別	集団	集団	集団	
				4 万万万度的	対象月齢	4ヵ月	4ヵ月	4ヵ月	4ヵ月	3~5ヵ月	3~4ヵ月	
				8(9)~10ヵ月	実施手法	個別	個別	個別	個別	個別	個別	
				(お誕生日前)健診	対象月齢	8~10ヵ月	9~10ヵ月	10~11ヵ月	10~11ヵ月	8~10ヵ月	8~10ヵ月	
	乳幼児健康診査		健診項目	 1歳6ヵ月児健診	実施手法	集団	集団	集団	集団	集団	集団	
		分析			対象月齢	1歳6~7ヵ月	1歳6ヵ月	1歳6ヵ月	1歳6ヵ月	1歳6~8ヵ月	1歳6~7ヵ月	
		23.1/1		2歳(2歳6ヵ月児)		集団	集団			集団	集団	
保健医療				歯科健診	対象月齢	2歳1ヵ月	2歳	#0	#0	2歳6ヵ月	2歳3~4ヵ月	
				3歳(3歳6ヵ月児)		集団	集団	集団	集団	集団	集団	
		事業概要	母子保健法に	こ基づく妊婦に対する健診	事業。神奈月	県産科婦人科医会	会と委託契約で実	施している。				
		実施市町	平塚市・藤洲	R市・茅ヶ崎市・寒川町・	大磯町・二宮	雪町						
	₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	一元化の方向	C:全市町で	で実施しており、サービス	(水準等に相違	はないが、事務	手続き方法等につ	いて一元化してい	く必要がある。			
	妊婦健康診査 		3市3町とも	ら対象者・実施手法とも同	様なため、記	 整する課題はない	١,					
		分析										

- 21 - / 福祉・健康・医療 /

区分	事務事業項目名							内 容						
		事業概要	個別または第	集団検診により胃がん検診	を実施	している。								
		実施市町	平塚市・藤淵	尺市・茅ヶ崎市・寒川町・	大磯町	・二宮町								
		一元化の方向	A:利用者目	 自己負担金・実施手法が異	なり負	担の公平及び	サーヒ	ごス水準に桁	各差が	·あることから	、合併	寺に一元化する	ることが望ましい。	
			胃がん検診し	 比較表										(単位:円)
					7	҈塚市	蔣	訳市	3	茅ヶ崎市		:JII田T	大磯町	二宮町
				実施手法		集団		個別		[団・施設		・施設	集団	集団
			利用者	負担金(免除あり)		900	1	,800	1,0	000 • 3,100	1,000	0 • 3,100	900	900
			その他のがん	υ検診(参考)										(単位:円)
				(2	` '			藤沢市		茅ヶ崎市		寒川町	大磯町	二宮町
				実施手法		集団・施詰	设	個別		集団・施設		集団・施設	集団・施設	集団・施設
			子宮がん	利用者負担金(集団) 頸部(免除あり)		600				900 • 1,700	00	900	600	600
	胃がん検診		検 診 	利用者負担金(個別・施 頸部・頸部 + 体部(免除		1,700 • 2,5	500	1,700 · 2,	500	1,900 • 3,40	00 1	,900 · 3,400	2,500 (内膜細胞採取 不能は1,700)	2,500 (内膜細胞採取 不能は1,700)
		分析	乳がん	実施手法		集団・施詞		個別		集団・施設		集団・施設	集団	集団
			検診	利用者負担金(免除あり))	300 • 700	300・700 700 施設 個別			600 • 1,000		600 • 1,000	300	300
			実施手法 利用者負担令(集団)		≥ / 隹団 \			1回別		施設		集団・施設	集団・施設	集団・施設
			利用者負担金(集団) X線・X線+喀痰(免除		(あり)							600 • 1,400	200 • 700	200 · 700
保健医療			肺がん検診	利用者負担金(施設) X線・X線 + 喀痰(免除あり)		800 · 1,70	00	700		1,100・1,90 (基本健康診 料に含む)	000 6 含查 查) 合	,100・1,900 (基本健康診 質時受診の場 (基本健康診 質料に含む)	基本健康診査において実施	基本健康診査において実施
			大腸がん	実施手法		集団		個別		集団・施設	Ţ.	集団・施設	集団	集団
			検診	利用者負担金(免除あり))	500		1,000		600 • 1,300	00	600 • 1,300	500	500
			【課題点】 実施手法	・利用者負担金に相違があ	り、調	整が課題とな	る。							
		事業概要	老人保健法院	に基づき、基本健康診査及	び肝炎	ウィルス検査	を実施	もする。						
		実施市町	平塚市・藤淵	尺市・茅ヶ崎市・寒川町・	大磯町	・二宮町								
		一元化の方向	A:利用者E	自己負担金・実施手法が異	なり負	担の公平及び	サーヒ	ごス水準に桁	各差が	ぶあることから	、合併	寺に一元化する	ることが望ましれ。	
			基本健康診査	查比較表										(単位:円)
	基本健康診查				4	塚市	蔣	設市	- 3	茅ヶ崎市	寒	?川町	大磯町	二宮町
	To Lower Man H			查利用者負担金	1	,000		0		2,200	2	,200	2,000	1,000
		分析	肝炎ウィル	ノス検査利用者負担金	1	,200		0		1,000	1	,000	1,200	600
			【課題点】 利用者負担	旦金に相違があり、調整が	課題と	なる。								

区分	事務事業項目名						容					
		事業概要	休日・夜間の救急	患者に対する	 る一次医療。							
		実施市町	平塚市・藤沢市・	茅ヶ崎市・寒	寒川町・大磯町・二宮町							
		一元化の方向	B : 実施手法・依	対頼先が異なる	ることから、速やかに一	元化することが誓	星ましい。	0				
			休日夜間急患診療	事業比較表								
					平塚市	藤沢市		茅ヶ崎	奇市	寒川町	大磯町	二宮町
	休日夜間 急患診療事業		診療体制	休日	9:30~11:30 13:30~16:30 19:00~22:30 (年末年始可) 内科・小児科・外科 歯科(昼間のみ)	9:00~17:00 18:00~8:00(10:00~15:30 (年末年始 内科・小児	翌) 歯科 可)	9:00~2 内科・ 9:00~ 小児科・外 (年末年	薬局 17:00 科・歯科	9:00 ~ 17:0 19:00 ~ 22:0	1 10.00 ~ 22	19:00 ~ 22:00
		分析		平日夜間 (土曜日)	19:00~22:30 内科・小児科 外科 (土曜日のみ)	20:00~23 (18:00~23 内科・小児	:00)			19:00 ~ 22:0	00 19:00 ~ 22	:00 19:00 ~ 22:00
			依頼・委託先	・運営主体	市医師会 市歯科医師会 市薬剤師会	市医師会 市歯科医師会 市薬剤師会 市保健医療駅		医師会 歯科医師会 茅ヶ崎寒川		町内医療機	東海大学 / 関 病院	大磯 東海大学大磯 病院
保健医療			【課題点】 診療科目・診療	腰時間に相違か	があり、依頼・委託先・	運営主体であるそ	それぞれ	の医師会・医	療機関との	調整が課題と	なる。	
		事業概要	乳幼児に対して、									
		実施市町			寒川町・大磯町・二宮町							
		一元化の方向			方法が異なることからサ	ービス水準に格差	≜があり、	、合併時に一	元化するこ	とが望ましい。		
			小児医療費助成事	業比較表	7 ID-1	++ >=		.i.+ - - -	erro Li Lan		L THE MT	
	小児医療費		助成対象(追	通院 /	平塚市 0歳~3歳	藤沢市 0歳~3歳		ヶ崎市 最~ 4 歳	寒川町 0歳~6		大磯町 0歳	
	助成事業		助成対象(方	•		0 歳~中学卒業		· 中学卒業	0 歳~中学			0 歳~中学卒業
		分析	所得制限(指		0歳	0歳~3歳		0 歳	0 歳		0 歳	0 歳
			所得制限(制	引限内容)	1 歳以上特例	4歳以上特例	1歳し	以上特例	1歳以上	持例	以上一般・特例	1 歳以上一般・特例
			【課題点】 対象者・所得制	限・給付方法	去に相違があり、調整か	課題となる。						
		事業概要	予防接種法に基づ	づく予防接種を	<u></u> E実施する。							
		実施市町	平塚市・藤沢市・	茅ヶ崎市・寒	寒川町・大磯町・二宮町							
		一元化の方向	C : 全市町で実施	≣しており、t	ナービス水準等に相違は	ないが、事務手続	売き方法	等について ^ー	元化してい	く必要がある。		
	予防接種	分析	小児(集団): ポ 高齢者(個別):	リオ インフルエン	混合・風疹・麻疹・日; ザ 個人負担金 1 , - ビス水準等に相違はな	0 0 0 円						

- 23 - / 福祉・健康・医療 /

区分	事務事業項目名				内 容											
		事業概要	市民病院の会計事務。													
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市													
	病院会計事務	一元化の方向	D:病院ごとの会計であるため、	調整を必要としない。												
		分析	病院ごとの会計であるため、	調整を必要とする課題に	tない。											
		事業概要	来院者のための駐車場の管理・う	運営を行う。												
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市													
		一元化の方向	A:駐車場利用料金が異なり負	担の公平に格差があるこ	とから、合併時に一元	化することが	望ましい。									
			来院用駐車場設備比較表													
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯	町	二宮町						
			収容台数	320 台	364 台	238 台										
	来院用 駐車場設備	分析	利用料金	無料	30 分~1 時間 200 円 1 時間~30 分ごと 100 円	無料										
保健医療				【課題点】 駐車場利用料金に相違があり、調整が課題となる。												
		事業概要	特別入院室の使用料については、	患者への十分な情報提	供を行い、患者の自由	は選択と同意	を確認の上利用料の	D徴収をして	いる。							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市													
		一元化の方向	A:使用料が異なり負担の公平I	こ格差があることから、	合併時に一元化するこ	とが望ましい										
			特別入院室使用料比較表							(単位:円)						
				平塚市	藤沢市		茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町						
	特別入院室								使用料1日 (市内に住所を有する)	特別室 A 15,000 特別室 B 10,000 個室 A 5,000 個室 B 4,000 2人室 1,500	特別入院室2人B	10,000 5,000 4,000 2,000	J入院室A 15,000 J入院室B 10,000			
	使用料	分析	使用料1日 (市外に住所を有する)	特別室 A 22,500 特別室 B 15,000 個室 A 7,500 個室 B 6,000 2人室 2,250	特別入院室 1 人 A 3 特別入院室 1 人 B 1 特別入院室 1 人 C 特別入院室 2 人 A 特別入院室 2 人 B	15,000 7,500 6,000 特別	J入院室A 22,500 J入院室B 15,000									
			【課題点】 特別入院室使用料に相違があり	〕、調整が課題となる。												

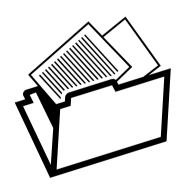
区分	事務事業項目名													
		事業概要	被保険者が介護保険給付 する。	を受けるため	に、保険者の認定を受ける	ら必要があ!	り、申請に基づき訪問	問調査を行い	調査票を作成	し、主治医	に対して意	気見書作成を依頼		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎	市・寒川町・	大磯町・二宮町									
		一元化の方向	A : 介護保険法第 2 7 条	~ 3 9 条によ	り合併時に一元化する。									
		70.0 472.2	介護認定調査費比較表								(単位	· 円)		
			71 限心之间且实记不识		平塚市 崩	段沢市	茅ヶ崎市	寒川町		機町	二宮			
	介護認定調査費		調査委託料(施	設)	2,100	×// ()	2,100	2,100		,100	2,10			
	刀吱心化的鱼鱼		調査委託料(在		4,000		4,200	4,200	3,	,990	3,88	35		
		/\+r	調査手数料(施			,500								
		分析	調査手数料(在	宅)	5	,000								
					委託があり、その比率に 手数料や委託料に相違がる			なる。						
		事業概要	介護保険料の賦課・徴収	に係る事務。										
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎	市・寒川町・	大磯町・二宮町									
		一元化の方向	A:介護保険法第129	条~146条	により合併時に一元化する	5 。								
			賦課徴収費比較表	武課徴収費比較表							(単位	:円)		
					平塚市 萠	藤沢市 茅ヶ崎市		寒川町	大	機町 二宮				
介護保険	마마스마시티크 #		介護保険料(基準			,800	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		2.			78		
71 42 1117	賦課徴収費		納 期			0期	12期	12期	1	0期	1 0	***		
		分析	普通徴収 暫定賦認	果の有無	無	無	有	有		無	無			
		23 1/1	【課題点】	題点】										
			介護保険料の基準額に	相違があり、	調整が課題となる。									
			納期(納付回数)に相	違があり、調	整が課題となる。									
			普通徴収において暫定	賦課・本徴収	の相違があり、調整が課題	匪となる。								
			介護保険料の市町独自の	滅免に係る事	 発									
		事業版安 実施市町	- <u>「一」では、大学では、大学では、</u> - 平塚市・藤沢市・茅ヶ崎		3/10									
						#時に一元4		1.1						
		7616027119	<u> </u>	女にのひてが	TARCHUAVICEDIO, DI	TH-TIC 761	じゅることが主なり	V 1 ₀						
			月最休保作机发光记报仪		 平塚市		藤沢市		 茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町		
				第1段階で:	老齢福祉年金受給者	第1段		给 者	<u> </u>	冬川町	八城叫			
	介護保険料減免		減免の条件(基準)		生活保護基準以下		階で生活保護基準以		基準の			生活保護		
			` ,		生活保護基準の120%以下		階で生活保護基準の		110%以下			基準以下		
		分析	_ <u></u>		50%を減額		50%を減額		基準額の			50%を		
			減免率		50%を減額 30%を減額		65%を減額 30%を減額		25%に 減額			減額		
			【無時点】		30 70 全 / 八合!	I	30%を汎領		小戏合具	1				
			【課題点】	におおがまい	また宇体 ケハス坦ヘ!	- 七八てばぐ	名久併に担急がまっ	ため 田畝が	無明レかえ					
				に怕逞かのリ	、また実施している場合に	_のいて冽!	光示什に相连かめる	ため、神経か	砞 退こなる。					

- 25 - / 福祉・健康・医療 /

区分	事務事業項目名				内 容									
		事業概要	介護サービス利用者によりよいサーヒ	こスを提供するため	、サービス提供事業	業者・居宅介護支援 ・居宅介護支援	事業者等関係機関	との連絡会を開催す	する。					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・	大磯町・二宮町										
		一元化の方向	A:同一市内で事業者に対する施策か	「異なりサービス水	準に格差があること	こから、合併時に一	元化することが望	ましい。						
介護保険	事業者等連絡会		3市は介護サービス適正実施指導事業	美を実施している。	(3町は連絡会的な	内容)								
		分析	【課題点】											
			市においては介護サービス適正実施	通指導事業を行って	いるが、町において	ては連絡会的な内容	になっているなど	相違があり、調整が	が課題となる。					
		事業概要	<u>□</u> ■ ■ 医科・歯科・調剤等の診療分の医療費	 畳を、国保連合会及	び支払基金からの記	 請求に基づき、翌々	月20日までに支	 払う。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・	大磯町・二宮町										
	老人医療	一元化の方向	C:全市町で実施しており、サービス	水準等に相違はな	いが、一元化してい	1く必要がある。								
	給付事務事業	分析	老人保健法に基づいているため、誰	保健法に基づいているため、調整する課題はない。 70歳から適用になる高齢者医療制度を、適用年齢を引き下げて、老人保健法に準じた患者負担になるよう助成を実施する。老人保健法改正にともない、 見直し(廃止・縮小)の傾向にある。										
		事業概要	通常、70歳から適用になる高齢者医 制度の見直し(廃止・縮小)の傾向に											
		実施市町	平塚市・藤沢市・寒川町											
		一元化の方向	A:年齢引き下げ助成の実施の有無。	年齢引き下げ助成の実施の有無。また実施している場合において助成対象者に相違があるため、合併時に一元化することが望ましい。										
			老人医療費助成事業比較表	1	1			1						
	老人医療費			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町					
	助成事業		年齢引き下げ助成実施の有無	有	有	無	有	無	無					
老人保健		分析			<u> </u>									
七八休 庭			【課題点】 年齢引き下げ助成の実施の有無に相	l違があり、また実	施している場合にも	3いて助成対象者に	相違があるため、	調整が課題となる。						
		事業概要	霊園の維持管理及び運営に係る事業。											
		実施市町	平塚市・藤沢市											
		一元化の方向	A:申込資格や管理料等が異なりサー	- ビス水準に格差が	あることから、合併	#時に一元化するこ	とが望ましい。							
			霊園管理運営事業比較表 (単位:円)											
	霊園			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町					
	管理運営事業		管理料	5,700~6,900	2,038 ~ 10,836									
		分析	【課題点】 霊園管理料に相違があり、調整が説	・ 果題となるが、墓地	の大きさや立地条件	‡に差があり料金を	統一することは難	Ui1°						

区分	事務事業項目名				内 容				
		事業概要	火葬場の維持管理及び運営に係る事業						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市						
		一元化の方向	A:火葬場使用料が異なりサービス水	(準に格差があること	とから、合併時に-	-元化することが望ま	しい。		
			火葬場管理運営事業比較表						(単位:円)
	.1.##18			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	火葬場 管理運営事業		使用料(市民)	0	0	0	無料(茅ヶ崎市	95,000 円を 限度に補助	95,000 円を 限度に補助
		分析	使用料 (市民以外)	25,000 ~ 95,000	25,000 ~ 80,000	25,000 ~ 80,000	との広域利用)	(該当施設なし)	(該当施設なし)
斎場			【課題点】 火葬場使用料に相違があり、調整が 斎場の維持管理及び運営に係る事業。	で課題となる。					
		実施市町	藤沢市・茅ヶ崎市						
		一元化の方向	A:斎場使用料が異なりサービス水準	 に格差があること <i>1</i>	から、合併時に一元	 E化することが望まし	, \.		
		7515477313	斎場管理運営事業比較表	10111213 03 0 0 0 0 7	3 5 (H)////3/C)		. 10		(単位:円)
	斎場			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	管理運営事業	分析	使用料		1,200 ~ 84,000	3,000 ~ 40,000			
		<i>7</i> 3 €11	【課題点】 斎場使用料に相違があり、調整が課	見題となるが、斎場(c	のホール等の広され	o立地条件に差があり	料金を統一すること	こは難しい。	

- 27 - / 福祉・健康・医療 /



教育・文化・自治分野

4 5 項目

《 表中の表記について 》

記載内容は、特に注意書きがない限り、平成14年4月1日現在を基準としています。

「一元化の方向」欄のA~Dは、次のとおり分析した方向性を指します。

A:合併時に調整する事業 C:今後検討を必要とする事業

B:合併後に調整する事業 D:現況で継続する事業

区分	事務事業項目名					内	容							
		事業概要	教育委員会委員に	関する事項										
		実施市町	平塚市・藤沢市・	茅ヶ崎市・寒川町・	大磯町・二宮町									
		一元化の方向	A:教育委員の報	酬額に差があるため	、合併時に一元化す	る必要がある。								
教育総務	教育委員会委員に関すること	分析	教育委員会委員報 報酬月額 【課題点】 教育委員の報酬	委員長 委員	平塚市 161,800 149,200 、調整が必要となる	藤沢市 183,100 173,500	茅ヶ崎市 144,000 124,000	寒川町 60,000 51,500	大磯町 51,800 51,800	(単位:円) 二宮町 40,000 30,000				
		事業概要	向学心がありなが	ら経済的理由により	高等学校への就学が	困難な生徒に対	対して、奨学金を給 [・]	付もしくは貸与する。						
		実施市町		茅ヶ崎市・寒川町・										
		一元化の方向	A:対象者や給付:	方式・内容が異なり	、受益の状況に格差	が生じるため、	合併時に一元化す	る必要がある。						
							教育委員会奨学金	平塚市	藤沢市		茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
				対象者	高校 1~3 年 90 名	高校 1~3 250 名	年	高校 1~3年	高校3年3人		30 名			
学校教育	教育委員会 奨学金						給付内容	10,500円/月		図書券	115名 10,000円/月 1年 5,000円/年 3年 3,000円/年	年 13,000円/月	10,000円/月	
		分析	返還方法					卒業後6ヶ月以降 10年以内に返還 する。無利息。						
				給金額が異なる他、 書券の支給も行って	貸与方式(寒川町) いる。	のところもあり)、調整が必要とな	ప .						

- 31 - / 教育・文化・自治 /

区分	事務事業項目名				内	容									
		事業概要	私立幼稚園等に就園する幼児	の保護者の経済的負担な	<u></u> を軽減することにより	り、幼児教育の振	 興を図る。								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・												
		一元化の方向	A:対象年齢や補助金額等に	差があり、受益の状況に	こ格差が生じるため、	合併時に一元化	でする必要がある。								
			就園奨励費補助金比較表					T							
			म	塚市藤	沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町						
			対象年齢 4 歳	~ 5 歳 3 歳	~ 5 歳 3	3 歳 ~ 5 歳	3 歳 ~ 5 歳		3 歳 ~ 5 歳						
	就園奨励費		補助金額 38,	400 円 8,000 円 -	~ 21,000 円 6000	円~16,000円	3,000 円~23,900 円		15,000円						
	補助金 (単独上乗せ分)	分析	対象施設認可	「 2 唐		可 4 6 園 認可 8 園	認 可 1 7 園 無認可 2 園		認可 5 園						
			【課題点】 対象年齢や補助金額等に相												
学校教育		事業概要	AET(ALT)を小・中学校に派遣し、英語に対する興味・関心を高め、実践的コミュニケーション能力の基礎を培う。また、日本語指導を 籍児童生徒等を対象に相談員等を派遣する。												
子仪叙目		実施市町		塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町 :配置基準や雇用形態が異なると公平性が保たれないため、一元化していく必要がある。											
		一元化の方向													
			AET(ALT)に関する比		+	+++->-	ch III ma	1 T44 mT	_ _						
				平塚市 非常勤 3 名	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町						
			人 数	李 託2名	常勤嘱託4名	臨時職員 5	名 非常勤 2 名	非常勤 2 名	非常勤 2 名						
	AETや日本語								人件費 (年間1名分)	非常勤 4,320,000 P 委 託 4,655,000 P	I 5.923.190 ⊞	(最大) 4,485,800	5,535,800円	5,368,000円	5,520,000円
	指導員等に 関すること										配置状況	小・中学校 公立幼稚園	小・中学校	小・中学材	小・中学校
		分析	日本語指導員に関する比較表	ŧ											
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町						
			人数	委託18名	非常勤11名	臨時職員 5	名		非常勤						
			人件費	3,000 円/時給	3,000 円/時給	3,000円/間	寺給		3,000 円/時給						
			【課題点】 報酬(人件費) 雇用形態:	等について相違がある <i>た</i>	め、調整が必要とな	∶ెం.									

- 33 - / 教育・文化・自治 /

区分	事務事業項目名		內 容						
	学校、地域 連携指導	事業概要	学校が家庭や地域と連携を図り、子ども達を取り巻く今日的な課題等に対処する。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	B:学校評議員の委嘱状況に相違があるため、一元化していく必要がある。						
			学校評議員比較表						
		分析	7	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			委嘱基準 各校	7人以内	小中学校 各5人 養護学校 7人	各校 5 人以内	各校10人以内	各校 5 人以内	各校10人以内
			【課題点】 各市町により学校評議員の委嘱人数に相違があるため、調整が必要となる。						
	中学校部活動	事業概要	専門的な知識や技能を有するものを中学校部活動指導者として派遣することにより、部活動の振興を図る。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
学校教育		一元化の方向	B:指導員配置状況等に差があると、格差が生じるため、一元化していく必要がある。						
			全市町とも外部からの指導者の活用を図っている。						
		分析	分析 【課題点】 指導回数や研修実施などの調整の他、指導者の確保策とあわせてその活用方法を調整していく必要がある。						
		事業概要	学校給食を実施するのに必要な施設等の整備や学校給食の実施内容等について。						
	学校給食に 関すること	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	B:施設や実施状況にさまざまな相違があり、受益の状況に格差が生じるため、調整していく必要がある。						
		分析	学校給食比較表						
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			完全給食実施対象	小学校	小・養護学校	小学校	小学校	小学校	小・中学校
			完全給食給食費(月額)	3,400 円	3,600 円	3,600 円	3,700円	3,700 円	小学校 3,800 円 中学校 4,500 円
			調理施設区分	単独 7 校 共同 2 1 校		単独 1 4 校 共同 4 校	単独 5 校	単独 2 校	共同 5 校
			施設状況	ウェット	ウェット	ウェット・ドライ	ウェット	セミドライ	ウェット
			遺伝子組み換え対応	有	有	有	有	有	有
			【課題点】 調理場方式や使用食器、設備等について相違があり、調整が必要となってくる。 二宮町の中学校完全給食の取扱いについて調整して行く必要がある。						

事務事業項目名				内	容						
	事業概要	小学校施設設備の機能向.	上又は機能維持のため、	新設、増設、改修等							
	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎	市・寒川町・大磯町・二								
	一元化の方向	D:耐震計画に基づいて	 実施していく。								
	751547313										
				藤沢市	茅ヶ崎市	第川町	大磁町	二宮町			
								対象校全3校			
小学校費 (建設費)		耐震工事の進捗状況	・完了(5校) ・一部完了(16校)	・完了(9校)	・完了(1校) ・一部完了(3校)	・完了 (2 校) ・一部完了(2 校)	・完了(2校)	・完了(2校)			
	分析		・未了(4校)	・未了 (18 校)	・未了(11 校)	・未了(1校)		・未了(1校)			
		【課題点】 児童急増期に建設した学校が多いことや財政状況から、耐震補強工事等の計画的な実施が難しくなってきている。									
					を行う。						
				二宮町							
	一元化の方向										
		中字校耐震上事の進捗状況	I		1	T	T				
							1 1 111 1	二宮町			
中学校费						1	対象校全 2 校	対象校全 2 校			
(建設費)		耐震工事の進捗状況	・一部完了(10 校)		・一部完了 (1 校)	・一部完了(1 校)	・一部完了(2校)				
	分析		・未了(1校)	・未了(9校)	・未了(7校)	・未了(1校)		・未了(1 校)			
	231 111	【課題点】 生徒急増期に建設した:	学校が多いことや財政社	犬況から、耐震補強工	事等の計画的な実施が難	赴しくなってきている。					
	事業概要	児童・生徒、保護者、教	員が抱えている不安や愉	凶みの解決に向けて相談	淡に応じ、助言・指導等	を行う。					
	実施市町										
	一元化の方向										
教育相談	分析	【課題点】									
	小学校費(建設費)	事業概要 実施市町 一元化の方向 小学校費 (建設費) 分析 事業概要 実施市の方向 中学校費 (建設費) 分析 事業概要 実施市の方向 実施市町 一元化の方向 教育相談 教育相談	事業概要	事業概要 小学校施設設備の機能向上又は機能維持のため、実施市町 平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・三 一元化の方向 D: 耐震計画に基づいて実施していく。 小学校耐震工事の進捗状況表 平塚市 対象校全25校・完了(5校)・一部完了(16校)・未了(4校) 【課題点】 児童急増期に建設した学校が多いことや財政科 「中学校費(建設費) 分析 「課題点」 「中学校職設設備の機能向上又は機能維持のため、実施市町 平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・三 一元化の方向 D: 耐震計画に基づいて実施していく。中学校耐震工事の進捗状況表 平塚市 対象校全12校・完了(1校)・一部完了(10校)・未了(1校) 「一部完了(10校)・未了(1校) 「一部完了(10校)・未了(1校) 「一元にの方向 B: 相談体制について相違があるため、一元化の方向 B: 相談体制について相違があるため、一元化の平塚市が10時~17時、茅ヶ崎市が9時~16時が 分析 【課題点】	事業概要	#薬概要 小学校施設設備の機能の上又は機能維持のため、新設、増設、改修等を行う。 実施市町 平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町	#薬機要 小学校施設設備の機能向上又は機能維持のため、新設、増設、改修等を行う。 実施市町 平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・海川町・大磯町・二宮町 -元化の方向 - 一元化の方向 - 1 高速が放火表 - 一元化の方向 - 一元化の方向 - 一元化の方向 - 一元化の方向 - 1 高速が放火表 - 一元化の方向 - 1 高速が振火力 - 一元化していく必要がある。 - 一元化の方向 - 1 高速が加り - 1 に 時など来所相談契付時間に若干の違いがある。 - 「誤銀施」 - 「誤銀施」 - 「誤銀施」 - 「誤銀施」 - 「記録体制について精速があるため、一元化していく必要がある。 - 「「誤銀施」 - 「誤銀施」 - 「誤銀施」 - 「誤銀施」 - 「誤現底」 - 「誤現底」 - 「記録体制について精速があるため、一元化していく必要がある。 - 「一元化していく必要がある。 - 「現底に表すの違いがある。 「誤銀施」 - 「誤銀施」 - 「誤現底」 - 「誤現底」 - 「誤現底」 - 「誤成」 - 「誤成」 - 「誤成」 - 「誤成」 - 「誤成」 - 「誤成」 - 「記述」 - 「誤成」 - 「記述」 - 一記述」 - 「記述」 - 一記述」 - 一記述 - 「記述」 - 一記述 - 「記述」 - 一記述 - 「記述」 - 一記述 - 「記述」 - 一記述 - 一記述 - 「記述」 - 一記述 - 「記述 - 「記述」 - 一記述 - 「記述 -	事業概要 中学校園 (雑設費) 小学校商館設備の機能向上又は機能維持のため、新設、増設、改修等を行う。 実施市町 平塚市・銀川町・大磯町・二宮町 一元化の方向 D:開業計画に基づいて実施していく。 小学校府製工事の進捗状況表 展沢市 孝ヶ崎市 専川町 大磯町 対象校全25校 対象校を27校 対象校15校 対象校全5校 対象校全2校 ・完了(18校) ・完了(18校) ・完了(18校) ・元形元(2校) ・元形元(2校) ・元形元(16校) ・元形元(16校) ・元形元(16校) ・元形元(16校) ・元形元(16校) ・元形元(16校) ・元形元(16校) ・元形元(16校) ・元下(14校) ・元中学校開設は備の機能向上又は機能維持のため、新設、増設、改修等を行う。 実施市町 平塚市・藤沢市・孝ヶ崎市・麦川町・大磯町・二郎町 - 二郎町 - 一元化の方向 D:耐耐計画に基づいて実施していく。 ・元で(14校) ・元・元・元・孝・崎市 専川町 大磯町 - 中学校開業工事の進捗状況表 - 一部元で(14校) ・元・元・元・元・元・元・元・元・元・元・元・元・元・元・元・元・元・元・元			

- 35 - / 教育・文化・自治 /

区分	事務事業項目名			内 容										
		事業概要	心因性要因等、何	らかの原因により不	登校の状態	にある児童・生徒に	対して、社会生活	(学校生活)	に適応できる。	よう、適切な援	助や指導を行う。			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅	また崎市・寒川町・	大磯町・二	宮町								
		一元化の方向	B:相談員の種類等	・ 目談体制に相違え	があるため	、一元化していく必	要がある。							
			適応指導教室比較	₹										
				平塚市		藤沢市	茅ヶ崎市	ī	寒川町	大磯町	二宮町			
	不登校児童生徒		構成	専任教諭 1 名 専任指導員 2 名			適応指導担当教 教育相談員 2 名		任教師1名 育指導1名	専任教師 1 名 教育指導 1 名				
	対策事業	分析	教育相談事業比較表							_				
			平井			藤沢市	茅ヶ崎で		寒川町	大磯町	二宮町			
学校教育			構成	訪問相談担当嘱託 大学院生 2 名		訪問相談員4名	訪問相談指導 訪問相談員		心理士 2 名 神科医師 1 名	スクールアト バイザー 1 名				
			【課題点】 相談員の構成やノ 公立幼稚園の設置		どについて	調整が必要となる。								
			平塚市・大磯町											
		一元化の方向		ォロ・へ城叫 : 継続して運営していく。										
		一元化の方向	公立幼稚園比較表											
	公立幼稚園				平塚ī	市藤沢市	茅ヶ崎	市	寒川町	大磯町	二宮町			
	乙五列作图		公立幼	稚園数	5 園	1				4 園				
		分析	【課題点】 公立幼稚園の配置状況などが課題となってくる可能性がある。											
		事業概要	各市町の公民館以外	トの生涯学習・社会	教育施設の	設置・運営状況。								
		実施市町	藤沢市・大磯町・二											
		一元化の方向		目的が異なるため、ヨ	見況の運営	形態を継続する。								
	生涯学習・		生涯学習・社会教育	1										
社会教育	社会教育施設		15-17-5-7	平塚市	212	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯		二宮町			
		分析	施設名称 面積(㎡)			習文化センター 1 1 5 . 0 0			大磯町生活 5 3 4	•	宮町ふるさとの家 138.84			
		23 111				113.00] 334	. 0 0	130.04			
			【課題点】 それぞれ設置目6	りが違うため、新市I	こおいても	現況の運営形態を継	続する。							

区分	事務事業項目名			内 容										
		事業概要	学校・家庭・地域が新たな	は連携を組み、子ども	達の自己実現に向け、地域	i 教育力のネットワ-	- クづくりを推進	 する。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・大磯町	二宮町										
		一元化の方向	B:地域によって構成や体	本制が異なるため、新	市としての取組みを一元化	としていく必要がある	5.							
			地域教育力推進協議会比較	·····································										
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町					
	地域教育力 推進協議会	分析	構成	各地区代表者等 2 0 名	学校・PTA・地域組織、関係諸団体の代表者等15名程度			5 5 団体 個人会員 4 2 名	学校・PTA・地域代表者、行政関係者20名					
			【課題点】 各市町により構成や推済	課題点】 各市町により構成や推進体制に相違があり、調整が課題となる。										
		事業概要	住民の多様な学習ニーズ	こ応えるため、情報入	手手段の拡大を図る。									
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎で	市・寒川町・大磯町・	二宮町									
		一元化の方向	B:情報提供の方法が違い											
			生涯学習情報提供比較表											
	17 AE 574 212	0.45		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町					
社会教育	生涯学習情報提供				人材登録制度	有	有	有	有	有	有			
ILLIAND	月報旋洪		HPの活用	有	有		有		有					
		分析	生涯学習情報誌の発行	有	有	有	有	有	有					
			【課題点】 新市としての情報の一元化を図り、発信する必要があることから、情報ネットワークの整備が不可欠である。											
		事業概要	各市町の公民館の設置・約	組織・運営状況。										
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎で											
		一元化の方向	B:開館時間等が異なり、	サービス水準に格差	が生じるため、検討するこ	ことが望ましい。								
			公民館比較表							1				
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町					
	小尺約坑机		施設内容	26館	13館	5 館	4 館		1 館					
	公氏铝旭設		開館時間	9:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:30		9:00 ~ 22:00					
		公民館施設 分析	【課題点】 各市町で開館時間等に 二宮町は貸館業務のみ 各施設とも施設の老朽ん 公民館の適性配置を検討	で、公民館事業は行っ 北による維持管理が大	ていない。									

- 37 - / 教育・文化・自治 /

区分	事務事業項目名					图 容			
		事業概要	青少年の問題行動の早	期発見、早期指導を行	·う。				
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ	- 崎市・寒川町・二宮町					
		一元化の方向	B : 組織体制や実施回	型数に差があるため、一	元化していく必要があ	る。			
			愛護指導事業比較表	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
				毎日		月1回	年3回	ノベルダルコ	— <u>— 白 四</u> 年 5 回
	愛護指導事業		天	サロ		青少年指導員	十つ回		
		分析	組織体制	青少年補導員	キアキガ学員 特別街頭指導員	青少年拍導員	青少年指導員		環境浄化推進員
		声 354.407 元	【課題点】 組織体制や、実施 <i>制</i>	光況に差があり、調整が	必要となる。				
		事業概要	成人となったことを自	関し、自ら生き抜こう	とする青年を祝い、励	ますために開催する。			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ	- 崎市・寒川町・大磯町	・二宮町				
		一元化の方向	A:新市としての成人	、式のあり方を検討して	いく必要がある。				
青少年 対策			成人式比較表	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			 新成人該当数	3,364 人	4,666 人	2,608人	626 人	391 人	356 人
			出席者数	2,167人	3,187人	1,673 人	434 人	278 人	271 人
			平成14年 実施日	1月14日	1月14日	1月14日	1月14日	1月14日	1月14日
			開催時間	10:40 ~ 12:30	14:00 ~ 15:00	11:00 ~ 12:35	13:00 ~ 15:00	13:30 ~ 15:30	11:00 ~ 13:30
	成人式		記念品	図書カード (500円)	オリジナルC D		システム手帳 (ミニ)	オリジナル湯の み・手拭い	インスタント カメラ
		分析	運営形態	実行委員会に委託	実行委員会に委託	実行委員会に委託	実行委員会に委託	実行委員会に委託	実行委員会に委託
			【課題点】 各市町とも実行委員	社会に委託しているが、	新市としてのあり方を	調整して行く必要があ	- - వె.		

区分	事務事業項目名				内 容									
		事業概要	青少年の交流と活動の拠点と	して運営を行うととも	に、各種事業を実施し、青	少年の健全育成に寄り								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市											
		一元化の方向	B:運営方法が異なるため、	一元化していくことが	「望ましい。									
	青少年会館運営	分析	青少年会館比較表 施設の名称 運営方法 【課題点】 藤沢市が財団法人に委託し	平塚市 平塚市青少年会 直営 レているなど、運営方法	茅ヶ崎市 青少年会館 海岸青少年会館 直営	寒川町	大磯町	二宮町						
		事業概要	青少年の問題行動の早期発見	Fの問題行動の早期発見・早期指導・早期救済を行うため、親や青少年自身からの相談に対する助言・指導を行う。										
青少年		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・	寒川町・大磯町										
対策		一元化の方向	B:相談受付体制が異なると	、サービス水準に格差	が生じるため、一元化して	いく必要がある。								
	青少年相談事業	分析	相談日 10 (藤沢市 来所電話 月~金 8:30~19:00 電話相談については 土・日・祝日 9:00~17:00 も対応 、開所日・開所時間に若干	茅ヶ崎市 来所 電話 訪問 月~金 9:00~16:00	寒川町 来所 電話 月~金 8:30~17:00	大磯町 電話 月~金 8:30~17:00	二宮町					

- 39 - / 教育・文化・自治 /

区分	事務事業項目名												
		事業概要	学校、家庭、地域の ことを目的とする。)連携の下、放課後の小学材	交施設を開放することによっ	って、子どもの遊び場を研	確保し、遊びを通して	豊かな感性、社会	会性、創造性などを養う				
		実施市町	藤沢市・茅ヶ崎市・	寒川町									
		一元化の方向	B:実施してない市	可もあり、受益の範囲に 村	各差が生じるため、一元化	していく必要がある。							
	子どもの居場所づくり事業	分析	実施手法【課題点】										
			<u>│</u> 青少年の健全育成を		 役の設置・運営。								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅	ちた崎市・二宮町									
青少年		一元化の方向	B:運営方法が異な	よるため、一元化していくぬ	必要がある。								
対策			青少年関係施設	1									
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町大	幾町	二宮町				
			施設名称	平塚市こどもの家 平塚市びわ青少年の家	少年の森 地域子供の家 児童館	青少年の家 「ちがさき山荘」 茅ヶ崎市子どもの家			宮町児童館				
	青少年関係施設	分析	分析	分析	運営状況	直営	(財)藤沢市青少年協 会に委託 (地域子供の家は15年 度から)	ちがさき山荘: (財)茅ヶ崎市都市施設 公社に委託 茅ヶ崎市子どもの家: 管理運営委員会に委託			直営		
				፪営を協会に委託するなど、 は地域集会所としての要素♬		調整が必要となる。							

- 40 -

区分	事務事業項目名					 容			
		事業概要	保護者が就労等により昼間? る。	家庭にいない児童を	を対象に、遊びを主体とす	する健全育成活動を	そ行う地域組織として	て、児童クラブを設置	il し児童の健全育成の向上を図
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市	・寒川町・大磯町・	・二宮町				
		一元化の方向	A:対象学年が異なると、	サービス水準に格差	≜が生じるため、合併時 Ⅰ	に一元化していく如	必要がある。		
			放課後児童比較表						
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎	高市 寒川町	大磯町	二宮町
			小学校数	2 8 校	3 5 校	1 8	校 5 校	2 校	3 校
			放課後児童クラブ数	2 2	3 4	1 7	7 5	2	3
青少年	拉钿纸旧辛		対象学年	1年~6年	1年~4年 (余裕があれば6年	まで) 1年~	6年 1年~6	年 1年~3年 (原則)	1年~6年
対策	放課後児童		対象児童数	678人	1,683人	5 8 6	5人 135.	人 100人	108人
		分析	運営形態	保護者会・社会 福祉法人に委託		祉法人 父母会に	【養託 保護者会】 委託	さ 学童保育会に 委託	保護者による自主 運営組織に補助
		事業概要	各市町図書館の施設内容、約	組織等。					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市	・寒川町・大磯町・	・二宮町				
		一元化の方向	B:新市としての図書館の紹	組織体制を、一元化	としていかなければなられ	ない。			
			図書館施設比較表					T	
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
				本館 1館 分館 3館	分館 3 館	本館 1館 分館 1館 分室 8ヵ所	本館 1館	本館 1 館	本館 1 館
図書館	図書館施設	分析	蔵書数等	図書:702,475 冊 A V: 50,016 点		図書:442,945 冊 AV: 9,771 点	図書:61,800 冊 A V: 207 点	図書:197,804 冊 A V: 7,273 点	図書:135,846 冊 A V: 9,741 点
			移動図書館の有無	有		有			有
			【課題点】 新市となった際の中央館	设置の必要性、公目	民館図書館の扱い等、組組	織体制を検討しない	ければならない。		

- 41 - / 教育・文化・自治 /

区分	事務事業項目名			内 容										
		事業概要	各市町図書館の管理・運営。											
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・	寒川町・大磯町・二宮	at .		_							
		一元化の方向	A:開館時間が異なると、サ	ナービス水準に格差が生	じるため、合併時に一	·元化しなければな	ぶらない。							
			図書館管理運営比較表											
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町					
				火~日・祝	水・木・土・日・祝	火~日·祝		火~金	火~金					
			 本館開設時間	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	火~日・祝	10:00 ~ 19:00	9:30 ~ 19:00					
			平 臨用設時间	金	火・金	金	9:30 ~ 17:00	土・日	土・日・祝					
				9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:30		10:00 ~ 17:00	9:30 ~ 17:00					
図書館	管理運営		図書館協議会比較表											
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町					
		分析	委員数	6人	7人	5人		6人	8人					
			報酬支給対象委員	数 4人	7人	5人		5人	5人					
			年間開催数	3 🛽	6 回	4 🛽		4 🛽	3 🛽					
			報酬 / 曰	11,700 円	会長 10,200 円 委員 9,300 円	10,000円		会長 9,400 円 委員 7,300 円	6,200 円					
		事業概要	協議会の開催数や委員報酬 小・中学校の体育施設の開放			・ ・共施設の活用を図								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・				v							
		一元化の方向	B:利用可能日が異なると、			て行く必要がある	5.							
			学校体育施設開放日比較表		·									
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町					
			運動場 小学 中学		日・祝	土・日・祝 夜間(4 校)	土・日・祝	土・日・祝 日・祝	水の夜間 土・日					
保健体育	学校体育施設 利用事業			半日の夜間	週3~4日	平日の夜間 土・日・祝	平日の夜間 土・日・祝	火、金の夜間	水の夜間					
		分析	中学	 日・祝 校		-	平日・土・日・祝の 夜間	一 土・日・祝	土・日					
			プール 小学	校 7月20日から 18日間	夏季の土日 夏 8日間	夏季休業期間の うち 27 日間	夏季休業期間の うち 10 日間							
			【課題点】 開放している施設や利用 ^同	T能日に相違があり、調	整が課題となる。									

区分	事務事業項目名				内	容								
		事業概要	スポーツ施設の空き情報等の	D提供や利用申請手約	売きをコンピュータの 傾	使用により統一的・	一元的に行う。							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市											
		一元化の方向	A:予約手段に差があると、	サービス水準が異れ	なるため、合併時に一元	化する必要がある	0							
			公共施設情報システム比較表	<u></u> ₹										
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町					
				実施										
	公共施設		実施状況	インターネット		実施								
	情報システム			(H14.10~)										
		分析	【課題点】											
			【味起思】 現在公共端末にて予約が出来るのは3市のみであり、範囲の拡大、予約方法やシステムの調整が必要。											
			3 市ともインターネットでの予約を考えている。(平塚市はH14 . 10~実施)											
		事業概要	 住民が安心して利用出来るス		<u></u> 管理を行い スポーツ <i>σ</i>)場を提供すること	により 地域スポーツ(の振興を図る。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・			J-W CIRCIN J C C C								
		一元化の方向	B:開館時間等が異なり、t			て行く必要がある	0							
保健体育		7515037313	体育施設比較表											
沐烶冲月				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町					
				9:00 ~ 21:00										
			体育館開館時間	日曜・祝日は	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00		9:00 ~ 21:00					
				9:00 ~ 19:00	****		n+#0 1 E.+							
			庭球場開場時間	0.00 47.00	施設・時期によっ て異なるが最大	0.20 47.00	時期によって異な るが最大	0.00 21.00	0.00 46.00					
				9:00 ~ 17:00	6:30~18:30	8:30 ~ 17:00	9:00~17:00	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 16:00					
	体育施設													
	管理運営経費		室内プール開放時間	9:00 ~ 21:00	屋内 9:30~20:00	10:00 ~ 19:30	9:00 ~ 19:00		10:00 ~ 21:00					
		分析	民間施設利用	有	有			有						
			【課題点】											
			目的はほぼ同一の施設です		の規模に相違があるため	り、使用料の調整を	することは困難である。							
			開館時間は調整が必要とな	•	エナキロ 無較が必要で	s +								
			民間企業等の施設を借りて	こ、囲放している巾罩	りてのり、神詮か必安(. める。								

- 43 - / 教育・文化・自治 /

区分	事務事業項目名					内容							
		事業概要	博物館施設の維持・管	理。									
		実施市町	平塚市・茅ヶ崎市・大	幾町									
		一元化の方向	D:個々の施設である	ため、現況の管理形態を	を継続する。								
			博物館管理形態比較表										
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町				
	+市4加公公公工田		名 称	平塚市博物館		茅ヶ崎市文化資料館		大磯町郷土資料館					
	博物館管理		管理形態	直営		直営		直営					
		分析		【課題点】 施設の老朽化による維持管理が課題となっている。 博物館法による施設は平塚市博物館と大磯町郷土資料館であり、茅ヶ崎市文化資料館は博物館類似施設である。									
		事業概要	博物館施設の運営状況										
		実施市町	平塚市・茅ヶ崎市・大	幾町									
		一元化の方向	B:開館時間等が異な	:開館時間等が異なり、サービス水準に格差が生じるため、一元化していく必要がある。									
			博物館運営比較表										
1年 4/20 6/20				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町				
博物館 美術館	博物館運営		開館時間	9:00~17:00 特別展開催時の金 曜日は 19:00 まで		9:00 ~ 16:00		9:00 ~ 16:30					
		分析	入館料	無料		無料		無料					
			【課題点】 開館時間について、	調整が必要となる。	,	,							
		事業概要	美術館施設の維持・管	理。									
		実施市町	平塚市・茅ヶ崎市										
		一元化の方向	B:管理形態に相違が	あるため、一元化してに	八く必要がある。								
			美術館管理形態比較表										
	<u></u> / -			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町				
	美術館管理 	分析	管理形態	直営		(財)茅ヶ崎市文化 振興財団委託							
			【課題点】 管理方法に相違があ	り、調整が必要となる。									

区分	事務事業項目名			内容										
		事業概要	美術館施設の運営状況。											
		実施市町	平塚市・茅ヶ崎市											
		一元化の方向	B:開館時間等が異なり、サ	 ービス水準に格差が生し	 ごるため、一元化し	 ていく必要がある。								
博物館美術館	美術館運営	分析	展示料金()	芽ヶ崎市 10:00~18:00 11月~3月は17:00まで 常設展 一般 200円 (20名以上の団体 150円) 大学生 100円 (20名以上の団体 70円) 企画展 1000円以内	寒川町	大磯町	二宮町					
		事業概要	文化振興を目的とした財団の	運営状況。										
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・	二宮町										
		一元化の方向	B:補助金額等に差があり、	財団の内容とともに調整	隆していく必要があ	る。								
文化振興	市文化財団	分析	市文化財団比較表 名 称 設 立 基本財産 市町よりの補助委託金 【課題点】 財団事業の内容に独自性が 二宮町の振興協会は財団化	平塚市 (財)平塚市 文化財団 平成 11 年 4 月 3 億円 168,574 千円	藤沢市 (財)藤沢市 芸術文化振興財団 平成4年10月 3億円 61,573千円	茅ヶ崎市 (財)茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町 二宮町文化施設等 振興協会 平成 12 年 10 月 24,300 千円					

- 45 - / 教育・文化・自治 /

区分	事務事業項目名					内	容						
		事業概要	市民文化の振興	を図るため	に、長期的・安定的な	は財源を確保するための基	基金。						
		実施市町	平塚市・藤沢市	・茅ヶ崎市	ī								
		一元化の方向	A:新市の基金	として合併	時に一元化する必要な	がある。							
			市文化振興基金	比較表									
	市文化振興基金				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町			
	17人10派兴至亚		積立目標額	<u> </u>	1 2 億円	1 8 億円	5 億円						
		分析	平成 13 年	度末積立額	3,750 万円	13 億 9,089 万円	6,866万円						
			【課題点】 それぞれの積	それぞれの積立目標額が違うため、調整が必要となる。									
		事業概要	住民の文化の向	上に資する	ための施設の管理・運	重営状況							
		実施市町			・寒川町・二宮町								
		一元化の方向				が生じるため、一元化して	こいく必要がある。						
			文化施設管理事	業(直営)	ホール施設の状況 平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町			
文化振興			施設名		平塚市民センター	藤沢市民会館 湘南台文化センタ 一市民シアター	茅ヶ崎 市民文化会館	寒川町民センター		二宮町 生涯学習センター			
ZIOIK X			開館年	<u>:</u>	昭和 37 年	昭和 43 年 平成元年	昭和 55 年	昭和 54 年		平成 12 年			
			定員		ホール 1,400名	大ホール 1,380 名 小ホール 434 名 ホール 600 名	大ホール 1,412名 小ホール 410名	ホール 851名		ホール 531名			
	文化施設 管理事業		使用料	平日	55,000円	大ホール 93,700円 小ホール 27,800円 ホール 64,400円	大ホール 96,000円 小ホール 28,000円	50,000円		22,050 円			
	(直営)	分析	(全日使用)	休日	66,000円	大ホール 124,300円 小ホール 37,200円 ホール 83,400円	大ホール123,000円 小ホール 36,000円	65,000円		27,450 円			
			開館時間(基本)	9:00~21:30	9:00~22:00 9:00~22:00	9:00~21:30	9:00~21:30		9:00~22:00			
			茅ヶ崎市で	相南台文化 † 市民ギャラリ	· 'あるが、それぞれの規	民ギャラリー 現模等に相違があるため、	使用料等の調整をする	ことは困難であるか	、開館時間に	こついては調整が必要(となる可		

区分	事務事業項目名				内容	3			
		事業概要	自治会館や地域集会所等の整備の	産進を図るための支持	援事務。				
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川	町・大磯町・二宮町	Ţ				
		一元化の方向	A:融資制度の内容に相違があり)、受益の状況に格差	≜が生じるため、合併	時に一元化しなり	ければならない。		
			自治会館建設費等補助内容比較表	▼塚市	藤沢市	 茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			土地購入 補助率 限度額	1 -20.112	50%以内 1,000 万円	50%以内 1,000 万円	制度なし	制度なし	制度なし
	± 3/2 A A + 5/2		建物新築 補助率 限度額	40%以内 500 万円	50%以内 1,200万円	60%以内 1,000 万円	50% 600 万円	新築・建替えの場合は町施設として建設	新築・建替えの場合は町施設として建設
	自治会館等 建設事務	分析	建物補修(改修) 補助率 限度額	40%以内 30 万円	50%以内 1,200万円(50万 円以上のもの)	60%以内 50 万円	50% 100 万円 (5 万 円以上のもの)	2/3 以内 150 万円	50%以内 特になし(10万 円以上のもの)
		23.1/1	建設資金融資	通常 500 万円 条件付 700 万円					
			建設資金等利子補給	融資を受けた自 治会に完済時ま で全額補給					
市民活動消費者			【課題点】 補助率や融資限度額が大きく星 平塚市のみで実施している建設			が要となる。			
		事業概要	市民団体等が行う市民活動中の事	事故を補償することに	こより、市民活動の健	全な発展を図る。			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川	囲					
		一元化の方向	A:補償内容に相違があり、受益	益の範囲に格差が生し	ぶるため、合併時に一	元化する必要がる	ある。		
			市民活動災害補償保険事業比較表	₹					
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			死亡保険金	2,000 万円	1,500 万円	1,500 万円	1,500 万円		
			入院補償給付金 入院日額 通院日額	5,000 円 3,000 円	3,500 円 2,000 円	3,500 円 2,000 円	3,500 円 2,000 円		
	市民活動 災害補償保険		身体賠償 1 人 1 事故 1 事故	1 億円 5 億円	1 億円 5 億円	1 億円 5 億円	1 億円 5 億円		
		分析	財物賠償1事故	500 万円	500 万円	1,000 万円	1,000 万円		
			保管賠償1事故	500 万円	500 万円	500 万円	500 万円		
			特定疾病補償		-	有	有		
			【課題点】 補償内容に差があるため、調整 大磯町、二宮町は未導入であり		ンている 。				

- 47 - / 教育・文化・自治 /

区分	事務事業項目名					内 容								
		事業概要	市民活動推進のため	の総合的施策に取り	組むことを条例で定め	ることにより、市民活動	のより効果的な推進を	を図る。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅	5ヶ崎市・二宮町										
		一元化の方向	A:新市の条例とし	て合併時に一元化し	なければならない。									
			市民活動推進条例制	 定の状況										
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町					
	市民活動 推進条例制定		名 称	平塚市市民活動 推進条例	藤沢市市民活動 推進条例	(仮称) 市民活動推進条例			(仮称) まちづくり条例					
	THE STORY OF THE STORY	分析	施行日等	平成 15 年 1 月施行	平成 13 年 10 月施行	平成 16 年度中 制定目標			平成 15 年度中 制定目標					
			新市としての条例	化について、それぞ	れの条例制定までのい	体とした条例であるなど きさつも含めて調整しな		生格に違いが見られ	ა .					
		事業概要			体情報の市民への提供	を行う。								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅											
		一元化の方向		B : 登録団体など、情報の一元化をしていく必要がある。 市民活動団体情報提供実施状況										
			市民活動団体情報提			1	T							
市民活動	市民活動団体		D144-44-2D	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町					
消費者	情報提供		実施状況	実施	実施	実施		団体名簿作	以 中					
				- 10 1	ンターネットや冊子に の情報の統一化を図る:	よる情報提供など、実施 必要がある。	内容に大差はない。ま	また、大磯町は団体	名簿を作成中である。					
		事業概要	市民活動の推進を図	るために設置した施	設の運営の充実を図り、	より一層の市民活動の	推進と自立化の支援を	を図る。						
		実施市町	藤沢市・茅ヶ崎市											
		一元化の方向	A:管理形態などに	.相違があるため、合 [.]	併時に一元化する必要	がある。								
			市民活動推進センタ			<u></u>								
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎で		町 大磯町	二宮町					
	市民活動		名 称		藤沢市市民活動を表現しています。									
	推進センター 運営管理費	分析	開設年月	平成 15 年度 開設予定	平成 13 年 12 月									
		71/1/1	管理方法		NPO 法人に委i	〔 管理運営委員	会に委託							
			【課題点】 設置目的が同様な	施設であるので、管	理形態、運営方法等に	ついて調整する必要があ	ర .							

区分	事務事業項目名					容						
		事業概要	住民の消費生活の安定、向」とする。	上を図るため、消費者	者行政施策及び消費st	生活の実態に関して、	広く消費者の意見、	要望等を聴取し、行	示政面に反映させるこ	とを目的		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・	・寒川町・二宮町								
		一元化の方向	A:謝礼額等に相違があるた	ため、合併時に一元位	 化する必要がある。							
			消費生活モニター比較表									
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町			
			定員	25 人以内	40 人以内	20 人以内	10 人以内		5 人以内			
	 消費生活		謝礼 (年額)	18,000円	24,000円	12,000円	12,000円		14,000円			
	モニター		任 期	1年	2 年	2年	1年		1年			
			新市としてのモニターの/ 価格調査などは基本的にま									
市民活動		事業概要	消費者問題が多様化、複雑化	とする中で、消費者	被害の迅速な救済と	未然防止を目的とした	と相談を実施している	る。				
消費者		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市									
		一元化の方向	A:相談日・時間等が異なり、サービス水準に格差が生じるので、合併時に一元化する必要がある。 消費生活相談比較素									
			消費生活相談比較表 	- ID-	#>=	T 1		1	I	7		
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町			
			相談開催日	週 3 日 月・水・金	週4日 月・火・水・金	週4日 月・火・水・金	週1日 木	週2日 水・金	週2日 月·木			
			 相談受付時間(除昼休)	9:00~16:00	9:00~16:00	10:00~16:00	10:00~16:00	9:00~16:00	9:30~16:30			
			1日当たり相談員数	1人	1人	1人	1人	1人	1人			
) 消費生活相談		相談員謝礼(日額)	9,400 円	10,200円	9,000円	10,000円	9,400円	9,400円	+		
		/\	怕談貝砌化(口蝕 <i>)</i>	9,400 🗇	10,200	9,000 🖯	10,000 🗇	9,400 🗇	9,400 🖯	_		
		分析	【課題点】 相談開催日、受付時間、株 神奈川県の平塚消費生活も				制の拡充が求められる	ప .				

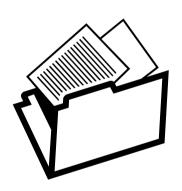
- 49 - / 教育・文化・自治 /

区分	事務事業項目名				内:	 容			
		事業概要	住民窓口において、戸籍謄本な	どの各種証明書交付申	■請書により証明書を	至交付する。			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・뾩		Ţ	-			
		一元化の方向	A:証明書発行手数料が異なる	。 と、負担の公平が保た	これないので、合併問	- 寺に一元化しなけれに			
			各種証明手数料比較表				·		(単位:円)
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			住民(除)票の写し	300	300	300	300	5人まで 200 6人以上 400	5 人まで 200 6 人以上 400
			戸籍の附票	300	300	300	300	200	200
			印鑑登録証明	300	300	300	300	200	200
			閲覧手数料 金額	300(1世帯)	300(1世帯)	300(1世帯)	300 (10人)	200(1時間)	200(1世帯)
			上限	2,250(1冊) なし	30,000	30,000	なし	なし	20,000
			PK	4.U	30,000	30,000	/4 U	4 U	20,000
			各種証明書発行件数比較表					(:	平成 13 年度実績件数)
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			戸籍謄抄本	43,096	64,031	37,505	6,845	7,339	5,421
	各種証明書発行		除籍謄抄本	6,541	13,301	4,614	992	1,673	1,049
+000			住民(除)票の写し	179,589	263,418	144,439	28,834	19,960	18,058
市民窓口	事務		戸籍の附票	3,895	5,989	3,184	612	605	399
		分析	印鑑登録証明	143,542	223,843	123,587	25,460	19,792	17,035
			【課題点】 発行手数料に相違があるため 交付する内容に相違はないか			調整する必要がある	5.		

事務事業項目名					内 容				
	事業概要	住民サービスの-	-環として、市	「町)内に出先窓口機	関を開設し、住民票の	写しの交付などを行う。			
	実施市町	平塚市・藤沢市	・茅ヶ崎市・大	、磯町・二宮町					
_	一元化の方向	A:取扱い内容	などに相違があ	ると、サービス水準に	格差が生じるので、合作	併時に一元化する必要が	がある。		
		出先窓口センタ・	-事業比較表	1		T		1	1
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
		箇所	数	市民窓口センター 15 箇所	市民センター 10 箇所	市民窓口センター 5 箇所 小出支所 1 箇所		国府支所 1 箇所	サービスプラザ 1 箇所
			平日	9:00~17:00 駅前 9:00~20:00	8:30~17:00	8:30~17:00 駅前8:30~19:30		8:30~17:00	9:00~19:00 (火曜日休)
			土日祝日	駅前9:00~17:00 (第3日曜休)	9:00~12:00 13:00~16:00	駅前 8:30~17:00			9:00~19:00 (日曜のみ)
山牛农口			戸籍関係	(17 時以降と土日 祝日は×)	(土日祝日は×)	(・全業務 小出支 所、香川市民窓口 センター・発行業務のみ 上 記支所・センター 以外・17:00 以降は×)		×	×
センター	分析		住民票発行						(17 時以降と日 曜は受付のみ)
		サービス内容	印鑑証明						(17 時以降と日 曜は受付のみ)
			税証明	(17 時以降と土日 祝日は×)	(土日祝日は×)	- 小出支所のみ			(17 時以降と日 曜は受付のみ)
			その他業務	・公共施設利用申請 ・母子健康手帳交付	·住民異動、印鑑登 録受付 ·国保、国民年金、 介護保険受付 ·火葬場、藤 使用許可 ·福祉窓口、地域対 策事館事業、図書 館事業	・小出支所については通常の市役所業務を行う。・香川市民窓口センターについては、住民異動届・印鑑登録・戸籍届出を行なう。		・給食サービス ・図書おはなし 会	・じん芥持込み処 理券販売
	出先窓口センター	実施市町一元化の方向	実施市町 平塚市・藤沢市 一元化の方向 A:取扱い内容 出先窓口センター 開設日・時間 サンター 分析	実施市町 平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大 一元化の方向 A: 取扱い内容などに相違があ 出先窓口センター事業比較表	実施市町 平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大磯町・二宮町 一元化の方向 A:取扱い内容などに相違があると、サービス水準に出た窓口センター事業比較表 平塚市市民窓ロセンター 15 箇所 平日 駅前 9:00~17:00 駅前 9:00~20:00 土日祝日 駅前 9:00~17:00 (第 3 日曜休) 日曜休 日曜 日曜	実施市町 平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大磯町・二宮町 一元化の方向 A:取扱い内容などに相違があると、サービス水準に格差が生じるので、合出先窓口センター事業比較表 平塚市 藤沢市 藤沢市 市民窓口センター 市民窓口センター 15 箇所 10 箇所 10 箇所 平日 9:00-20:00 8:30~17:00 駅前 9:00-20:00 13:00~16:00 土日祝日 駅前 9:00-17:00 9:00~12:00 (第3日曜休) 13:00~16:00 十日祝日 大田祝日 (土日祝日は×) 日鑑証明 日鑑証明 日鑑証明 10 任民票発行 10 世界発行 10 世界 1	実施市町 平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大磯町・二宮町 一元化の方向 A: 取扱い内容などに相違があると、サービス水準に格差が生じるので、合併時に一元化する必要が 出先窓口センター 事業比較表	実施市町 平塚市・藤沢市・天磯町・二宮町	実施市町 平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大磯町・二宮町 一元化の方向 A:原政山内容などに相違があると、サービス水準に格差が生じるので、合併時に一元化する必要がある。 出先窓口センター 事実比較表 平塚市 藤沢市 藤沢市 本民窓口センター 古民窓口センター 15 箇所 1 箇所 1 箇所 1 箇所 1 箇所 1 国所支所 1 国所支所 1 国所支所 1 国所支所 1 国所支所 1 国所 1 国际 1 EV 2 P 2 EV 2

- 51 - / 教育・文化・自治 /

- 52 - / 教育・文化・自治 /



都市計画 · 都市整備分野

3 4 項目

《 表中の表記について 》

① 記載内容は、特に注意書きがない限り、平成14年4月1日現在を基準としています。

② 「一元化の方向」欄のA~Dは、次のとおり分析した方向性を指します。

A:合併時に調整する事業 C:今後検討を必要とする事業

B:合併後に調整する事業 D:現況で継続する事業

区分	事務事業項目名		内 容
		事業概要	各地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境を整備し、保全するための制度
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町
		一元化の方向	A:都市計画法第16条第2項、同条第3項、第58条の2に基づくものであるため、合併時に一元化する必要がある。
	地区計画	分析	3市3町で実施しているが、手続き条例のすり合わせが今後必要である。 【課題点】 ○手続き条例の統合化が必要。
		事業概要	都市計画法第3条第3項による、住民に対する都市計画に関する知識の普及及び情報の提供
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町
		一元化の方向	A:市民サービスの公平性を図る必要があるため、提供する情報、提供方法等を合併時に一元化する必要がある。
	都市計画の 情報提供	分析	3市3町で行っている。都市計画図の頒布・広報紙及びホームページ等により情報提供を行っている。情報提供に差異はない。 【課題点】 ○ホームページの内容充実を図る。
都市計画		事業概要	整・開・保、総合計画等の都市計画等の上位計画と連携し、市町の将来都市像や整備課題を明示し、課題解決の方向性や土地利用の方針等を示すプラン
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町
		一元化の方向	B:都市計画法第18条の2に基づくものであるため、合併後すみやかに一元化する必要がある。
	都市計画 マスタープラン	分析	3市3町で実施しているが、市町の策定年度も異なり、地域性等の相違もあり、同一の計画プランとしては、成り立たない。【課題点】○統一的視点に立ったマスタープランの再構築が必要である。
		事業概要	公共・民間施設の景観形成の事前協議や助言指導及び都市景観全般にわたって支援
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市
		一元化の方向	A:各市の単独の事業であり、合併時に位置付け等の調整が必要である。
	都市景観形成事業	分析	3市で実施している。藤沢市、茅ヶ崎市は、条例により、特別景観地区のように区域を指定している。平塚市は、要綱による。 大規模建築物等の届出・協議対象について平塚市は高さ 10m 以上、藤沢市、茅ヶ崎市とも高さ 12m 以上、延べ面積 1,000 ㎡以上、階数は平塚市、藤沢市 3以上、茅ヶ崎市 4以上である。なお、平塚市は、都市景観形成におけるモデル地区の届出・協議対象は全てである。 【課題点】 ○関係住民との合意形成の確立 ○住居系地区における景観形成の支援の必要性

区 分	事務事業項目名				内 容	<u> </u>				
		事業概要	県及び相模線沿線市町で組織する相模	線複線化等促進期	成同盟会において、	複線化に向けた要望	望活動、調査研究	を行なう。		
		実施市町	茅ヶ崎市・寒川町							
		一元化の方向	D:合併後も複線化を図る方針に変更	がないため、調整	 不要。					
都市計画	相模線複線化等促進期成同盟会	分析	茅ヶ崎市・寒川町が、県及び他の相模	線沿線市町と要望	・陳情活動や調査を	研究活動を行っている	5.			
		事業概要	良質な宅地開発と公共施設の整備を目 検査等を行う。	的とし、開発行為	に対し開発許可の	手続きが必要か否かの	の判断と開発許可	「申請の受付・審査	・許可書等の交付・	・工事完了
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・							
		一元化の方向	A:都市計画法第29、35の2、3 た許可関連業務の一元化を図り、市民				主造法第10、1	1、12、13条	こ基づくものである	ること、ま
	関連業務	分析	【課題点】 ○3町については、神奈川県が許可し			の確保が必要である。				
		事業概要	開発行為許可申請等各許可申請時に手	数料を納付しても	らう。					
開発指導		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市							
用光拍导		一元化の方向	A:合併時に、手数料納入方法の一元	化を図り、公平性	の確保をする。					
			申請手数料比較表			-th- 1-th-1-		L with me .		7
			開発許可に伴う手数料条例は、	平塚市 市手数料条例	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	-
			開発計りに伴り手数科条例は、 神奈川県と同じですか	中手級科条例 県と同じ	市手数料条例 県と同じ	市手数料条例 県と同じ	_	_	_	
	申請手数料徴収		優良宅地に伴う手数料は、 神奈川県と同じですか	市手数料条例 県と同じ	市手数料条例 県と同じ	市手数料条例県と同じ	使用	使用	使用	
	1.14 1.324.13242		宅地造成許可については	_	あり	_	_	_	_	
		分析	【課題点】 ○3市とも金額は、神奈川県の手数料 ○3町は神奈川県が対応しているため	- · · · · · · -	じ料金を取っている	3 .				_

区 分	事務事業項目名				内 容							
		事業概要	秩序ある開発事業の円滑な促進と	: 公共施設等の整備促進を図]り、もって良好な都市雰	環境の形成に資することを	と目的とし指導を行う。					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川	町・大磯町・二宮町								
		一元化の方向	A:合併時に、指導基準(条例・	要綱)の一元化を図り、公	、平性を確保する。							
			開発事業指導要綱比較表(適用範	色囲の項目のみ掲載)								
			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町				
開発指導	「市開発事業指 導要綱」に基づ く開発事業の協 議に関すること	分析	開発行為にあっては、開発行為にあっては、開発区域ののものはからのではについては全てのものりではをで行為基準による建一のでは、建築行為基準による建一の規定による。第18条第2項同の規定を必じ、であるとでは、第18条計画を必じ、であるとのでは、第18条計画をといる。ただによるとでは、第18条計画をといる。まただけ、では、第18条計画をは、第18条件をは、第18条件	都市計画法第 29 条 第1項の規定による許可を要する開発行為 ・都1項の規定による為 ・都1項第 3号、第 4号 に規定する開発が 3 以 上では、10分の連築が 3 以 上では、10分の建築物 ・地階を室又は数が 24 以上で住室のリンルーム形式建築が ・他 11 項目	・都市計画法第29 条第1項の規要で よる許行為画法第29 条第1可に第3定 第第1号に 第第1号に 第発行為高さが12m 以上又が4以上又が4以上 で 経築物の 連築物の は地階上の 建築物が が10戸を 計画える開発 が10戸を はなる はないます。	· 県知事許可 · 500 ㎡以上 · 中高層3階以上 · 計画戸数5戸以上	・開発区域面積が 300 m以上の積が 300 m以上の開発 ・中、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	・都市計画法第 29 条 の規定による許可を 要する開発行為 ・建築の高さが10m 以上又は地階を除く 階数で3、以上(専用 住室で3、はでは 量鉄骨造は除く)の 建築物				
			【課題点】	 要綱で対応しているが、将来は条例化を視野に入れながら調整することが必要である。								
		事業概要	建築紛争に対して、その調整を図									
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大磯		の体材に負する。							
		一元化の方向	A:合併時に、処理基準の一元化)_							
		2010.5201.1	建築紛争相談比較表	CED / A ECREPT / D								
	建築紛争相談			75 IZ-+	## NF ++	# .	dete ++					
	72500 1 TABLE			平塚市	藤沢市	<u></u>	・崎市	大磯町づくり条例の中で紛争				
		分析	建築紛争相談	要領を設置	条例を設置	条例	を設置 「一	ラスリ 米例の中で初ず 員制度を設置				
			【課題点】 ○条例と要領の違い		1	1	1000					
		事業概要	市営住宅平塚市1,552戸、藤	寮沢市1,639戸、茅ヶ崎	i市331戸、町営住宅力	大磯町27戸の適正な管理	里を行い、良好な住環境(の整備を図る。				
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大磯町									
		一元化の方向	A:サービス水準が異なるため、									
住宅・ 建築指導	市営住宅の管理	分析	平塚市は、直営で修繕を一部行っている。(作業員3名又は電気・機械担当職員により対応)。藤沢市は、まちづくり協会に委託。茅ヶ崎市、全て外注している 寒川町、二宮町該当なし。 【課題点】 ○老朽化した住宅の修繕、建て替え ○市営住宅使用料の確保 ○既存市営住宅の整備工事(バリアフリー化等)居住環境の改善									

区分	事務事業項目名					容									
		事業概要	市営住宅の建設(建替)を	そ行う及び市営住宅借	り上げ制度として民間	が建設した住	宅を賃貸し、	市営住宅と	して借り上	:げる。					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市	ī											
		一元化の方向	A:サービス水準が異なる	るため、合併時に入居	条件、管理状況の調整だ	が必要。									
			市営住宅建設比較表(借」	<u>-</u>)			<u>, </u>								
					平塚市		藤沢	市		茅	ヶ崎市				
			敷地の基準	敷地面	面積 500m²以上	5	敷地面積 5	00㎡以上		敷地面積	500㎡以	上			
	市営住宅の建設	分析	住宅の基準	住	戸数20戸以上	戸、2 D 戸(1 D)K9戸、3I	也18戸(1: OK6戸)か OK12戸、 と	DK3 521 3DK	D建物は耐火構 造であること ②住宅の戸数は ること ③全住戸の概ね 高齢者住宅でご	、1 団地 8 戸」 50%にあたる	以上であ			
				※平塚市	・・・・(借上) 高齢住	宅建設基準									
			【課題点】 ○老朽化した住宅の修繕・ ○借り上げ期間終了時にお												
		事業概要	特定行政庁の事務に関する	ること。特例許可、認定	定、道路の位置指定、位	反使用承認、	仮設許可等								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市												
住宅・		一元化の方向	A:合併時に建築基準法計												
建築指導			特定行政庁業務比較表												
			法令	項目	細目	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町				
			建築基準法第42条 第1項第5号	道路位置指定	指定基準	有	有	有	県で対応	県で対応	県で対応				
			建築基準法第43条	ただし書き許可	許可基準	無	有	有	県で対応	県で対応	県で対応				
			定案 至 华仏另 4 5 未	たたし音さ叶り	包括同意基準	有	有	有	県で対応	県で対応	県で対応				
			建築基準法第59条 の2	総合設計制度	許可基準	国の準則	国の準則 +独自 (策定中)	国の準則	県で対応	果で対応	県で対応				
	特定行政庁業務		建築基準法第86条	一団地認定 連坦建築物認定	一団地認定基準	有	有	有	県で対応	県で対応	県で対応				
		分析	建築基準法第55条 第3項各号		の高さの緩和認定	無	無	無	県で対応	県で対応	県で対応				
			建築基準法第56条 の2ただし書き	日陰の特例許可	包括同意基準	有	有	有	県で対応	県で対応	県で対応				
			建築基準法第85条 第4項	仮設建築	物取扱い	無	無	無	県で対応	県で対応	県で対応				
			【課題点】 ○建築基準条例の検討 ○道路台帳の整備 ○違反是正率の向上 ○建築協定の普及と啓発活	舌動											

区分	事務事業項目名					内	容							
		事業概要	県及び県下37	市町村で構成する神奈	川県建築物震後対	策推進協議会は	こおいて応急危険	食度判定士の養成等、震	後対策事業	業を行う。				
		実施市町	平塚市・藤沢市	・茅ヶ崎市・寒川町・	大磯町・二宮町									
		一元化の方向	A:建築基準法	防災対策等の市民サー	-ビスの内容が異な	:るため、合併8	寺に調整が必要。							
			建築物防災対策	比較表										
				LADI stul etc	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎	市寒川町	J	大磯町	二宮町			
0.4			木造耐震診断	新 補助制度 補助金の額	有 10,000円/件	有 15,000 円/-	<u></u> 無	無		無	無			
住宅• 建築指導	建築物防災対策		ブロック塀等	浦助判 度	, , , , , , ,	有	有							
建架拍导		分析	安全対策	補助金の額	無	限度額 80万円/4	限度 4 37万F			無	無			
			【課題点】 ○総合的な防災 ○判定士活動の ○防災査察体制 ○防災指導徹底	実施体制の整備 の充実										
		事業概要		能を合理的に発揮させ ができるよう留意し、				・保全・管理を行うこと ることを目的とする。	により、信	主民の利用の便	に供するとともに	業務の		
		実施市町	平塚市・藤沢市	家市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町										
		一元化の方向	A:都市公園法	: 都市公園法に基づく施設使用料、維持管理方法、サービス水準が異なるので、合併時に調整が必要。										
	公園内スポーツ		公園内スポーツ	施設 (プール) 管理 道	登事業比較表									
	施設管理運営業			協内スポーツ施設(プール)管理運営事業比較表							ヶ崎市			
	務事業			湘南海岸么			龍城ヶ丘							
		分析		使用料 おとな25(こども10(, ,	おとな250F こども100F	. =			:200円 50円			
		23.491	禾	川用期間	7月10日~8	月 31 日 7	月 10 日~8月	31 日 1月5日~12	2月27日					
公園			【課題点】 ○プール・サッ	カー場・テニスコート	·があり、各市町に	よって管理運営	営方法が異なる。			•				
		事業概要	公園愛護の意識	の高揚及び公園美化の)向上を図るため、	補助金の交付る	を行い、公園愛記	隻会の設立を奨励し、地	地域による!	公園の自主管理	組織を育成するも	の。		
		実施市町	平塚市・藤沢市											
		一元化の方向		要綱が違うので、合併		団体の育成基準	準と交付金額の 村	目違。						
			公園愛護会交付	金交付事務事業比較表										
	公園愛護会交付			公園面	平塚市	金額		公園面積	藤沢市	金額	箔			
	金交付事務		-	150㎡以上5001		30,00		500㎡未満		15,0	, ,			
	业人门事物	分析	算出根拠	500㎡以上1,0		40,00		00㎡以上2,0001	m²未満	100㎡あたり				
		カが		1,000㎡以上2, 2,000㎡以上3,		41,00	00円			円の額により				
				3,000㎡以上3,	O O UIII /N側	45, 00		2,000㎡以上		60,0	0 0 円			
			【課題点】	出担物の一三ル			<u>.</u>							
			○父刊基準と昇	出根拠の一元化										

/都市整備・都市計画/

区分	事務事業項目名					内 容				
		事業概要	公園の美観を	と保ち、利用者が快適に	利用できるよう清掃や	ごみ取りを行う(委	託する)。			
	公園清掃(ごみ	実施市町	平塚市・藤洲	マボ・茅ヶ崎市・寒川町	・大磯町・二宮町					
	取り)等の委託	一元化の方向	D:作業内容	ぶ、方法共に若干の相違する。	もあるが、地域に応じ	たものであるので、	調整しない。			
		分析	平塚市、大磯	⊌町、二宮町では、いきか	ぶい事業団に茅ヶ崎市	寒川町では、シルバ	バー人材センターに、	藤沢市では、まちつ	づくり協会にそれぞれ	主に委託している。
		事業概要	公園、緑地等	穿の樹木選定を行い、良 <i>類</i>	好な環境を確保する。					
	公園等の	実施市町	平塚市・藤洲	マボ・茅ヶ崎市・寒川町	・大磯町・二宮町					
	樹木管理	一元化の方向	D:作業内容	Fが共通しているので、 i	調整しない。					
	烟八日在	分析		町は、一部樹木の剪定領ではいきがい事業団、まちづき	•• ••• • • • • • • • • • • • • • • • • •	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ŭ			
		事業概要		らに対する制限、禁止、			0			
公園		実施市町	平塚市・藤洲	マボ・茅ヶ崎市・寒川町	・大磯町・二宮町					
		一元化の方向	A:都市公園	園法、各市町の条例等の-	一元化、使用料、取扱	い区分の格差がある	ので、合併時に調整だ	が必要。		
			公園内行為、	占用、施設設置、施設	管理許可事務比較表(主なもの)				
	公園内行為、占				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	用、施設設置、 施設管理許可事		する行為(、募金その他これらに 1 ㎡につき 1 日)	200円	200 円	300 円	200 円	100 円/年・㎡	_
	務	分析	営業目的で をすること	が放送、録音又は映画撮影 (1 日)	8,000円	10,000円	8,000円	10,000円	2,000円	2, 100 円
			公園施設を (1 ㎡につ	設置する場合 き1月)	300 円	80 円	_	_	100円/年・m²	100 円/年・m²
			【課題点】	対扱い区分の調整						_
		事業概要			エ田 また ざんりに	明十ヶ歩記載供める	軟件が終入的に字抜	世代がわらて細	町の知治 ナルマ	
		事業概安 実施市町	平塚市・藤洲)総合支援事業」制度を注	百用 し、まりつくりに	関 9 る 旭 設 登 佣 で 田	登佣を総合的に夫虺	し、地域が抱える珠	越の胖伏を凶る。	
		一元化の方向		、川・寒川町 で付・間接補助に関連す	スォのでもり また	古兄井一 ビッしの朋	反示 合併公に調敷・	ぶか 画		
		一九亿0万万间	, , ,	(內· 间接補助に関連) / (8合支援事業比較表	3 8 00 C 80 9 , E /C ,	川氏リーレスとの例	休で、百 T仮に調金/	27 公安。		
			よりラくり形	50人扳手未比較衣	平塚市		1	藤沢市		寒川町
				真田・北金目十地区	真田土地区画整理	まちづくり総合	生活文化ゾーン	が来りくけ		寒川駅周辺まち
			事業名	画整理事業	事業	推進事業	整備事業	江の島地区	辻堂駅周辺地区	づくり事業調査
都市整備	まちづくり総合		施行主体	都市基盤整備公団	土地区画整理組合	市	市	市	市	町
	支援事業		面積	81.	4 ha	3 1. 5 ha	0. 3 ha	2. 7 ha	6. 3 ha	18.8ha
		分析	負担根拠	土地区画整理法第 119条の2	平塚市まちづくり 総合支援事業補助 金交付要綱	_	_	=	_	_
				がくり総合支援事業制度9 0要素事業者施行者への		9	あり、市民サービス	との関係で調整が必	要。	

区分	事務事業項目名						
		事業概要	都市計画区域内の土地について、公共	共施設の設備改善及	び宅地の利用増進を	を図るため、土地の	D区画形質の変更及び公共施設の新設または変更を行う。
		実施市町	平塚市・藤沢市・寒川町				
		一元化の方向	A:事業認可済みであり、統一により	事業費等、事業計	 画変更することは迫	逆に問題を生ずるが	、換地閲覧料金の調整が必要。
			市施行土地区画整理事業比較表				
				平塚市	藤沢市	寒川町	
	市施行土地区画		換地図閲覧料金	0円	300円	0円	
都市整備	整理事業						
		分析	【課題点】				
				忍可済みで、事業期	間が長く掛かり、紛	充一する事により事	罫業費・事業計画等を変更することは、逆に問題を生じる。
			○換地図閲覧料金の調整必要	7	4 day 2 amet 2 am		
			○76条許可について、許可の取り扱	めい又は許可基準等	を定める調整必要		
	1						

- 61 - / 都市整備・都市計画/

区分	事務事業項目名		内 容								
		事業概要	組合施行等の土地区画整理事業に対し助成及び負担を行う。								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市								
		一元化の方向	A:組合への補助等であり、今後の事業計画を進める中で、合併時に公平な市民サービスへの補助の見直しが必要。								
			組合施行土地区画整理	事業比較表							
			平塚市 藤沢市 茅ヶ崎市								
				用地費							
			都計道	築造費	100%以内	予算の範囲内	100%以内				
			HI-F-I X	舗装費		7 31 1 75 11 7					
				補償費 用地費	幅員8m以上の道路 (除く都計道) 工						
				第	事費及び移転費の50%以内並びに		幅員6mを超える部分				
			区画道路	舗装費	幅員6mを超える部分の用地費の1	予算の範囲内	3/10以内				
				補償費	00%以内、それ以外の道路工事費の		無補助				
					50%		7				
			公園	用地費 工事費	3%超100% 50%	予算の範囲内	基準面積を超える部分の占める割 合以内の率を乗じて得た額				
			公园	補償費	無補助	1 弁 火炬四 1	無補助				
				用地費	W III 22	無補助	Milla-53				
			緑地	工事費	無補助		無補助				
	組合施行土地区画整理事業			補償費							
都市整備			>= tu t.nb	用地費	無補助	予算の範囲内	河川については、				
JE 111 JE M			河川・水路	工事費補償費			100%以内で負担 無補助				
		分析		用地費	100%以内		4.5/10以内				
			調整池	工事費	50%以内(除く公園併用部分)	予算の範囲内	(公園と分離設置に限る)				
				補償費	無補助	31 4221	無補助				
				用地費	無補助		無補助				
			雨水排水	工事費	5 0 %	予算の範囲内	工事費より公共下水道事業受益者 負担金相当額を控除した額に4.5 /10以内の率を乗じて得た額				
				補償費	無補助		無補助				
			供給処理施設	公共下水道	50% (除く処理施設。公共下水道事 業として施行する場合は除く)	予算の範囲内	工事費より公共下水道事業受益者 負担金相当額を控除した額に4.5 /10以内の率を乗じて得た額				
				上水道費	無補助	無補助	無補助				
			家屋移		無補助	予算の範囲内	無補助				
			調査設計費	文化財調査費	5 0 %	子篇の祭田内	4.5/10以内の額				
				換地諸費 測量試験費	無補助	予算の範囲内	無補助				
				管理引継図書	無領別	 無補助	無無助				
			組合事務		無補助	無補助	無補助				
			補助限度		なし	あり	なし				
				<u> </u>							

			【課題点】 ○補助事業で、国の事業認可済みであり、事業期間が長く、統一することは、事業費等、事業計画変更することは問題あるが、合併後の新規のものは調整必要 ○各市の助成要綱による負担金は各事業者間で統一した負担をする必要が生じる恐れがあるため、限度額計算の方法等については統一した考え方で支出する必要があり調整必要 ○76条許可について、許可の取り扱い又は許可基準等を定める調整必要									
		事業概要	建築行為に係る狭あい	·道路								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ	崎市・寒川町・大磯町	・二宮町							
		一元化の方向	A:後退用地の買取価	 格等、各市町に違いが	あり要綱等整備を含め、	合併時に一元化を図り	り市町民の公平性を確保					
	狭あい道路関連 事業		狭あい道路関連事業比	狭あい道路関連事業比較表 平塚市 藤沢市 寒川町 大磯町 二宮町								
道路				後退用地単価	市街化区域 65,000円 市街化調整区域 既存宅地 30,000円 市街化調整区域 その他 24,000円	固定資産税評価額 の13% 市街化調整区域 宅地以外 同30% 市街化区域 生産緑地 同30%	商業地域 78,700円 近隣商業地域 31,200円 その他市街化区域 25,000円 市街化調整区域 12,500円	固定資産税評価額 の30%	固定資産税評価額 の1/2	市街化区域 固定資産税評価額 の1/3 市街化調整区域 寄付又は無償使用		
		分析	角切用地	後退用地単価と 同じ	固定資産税評価額の130%	買収価格	固定資産税評価額の10/7	71-20-1	固定資産税評価額の1/2			
				移転登記等の事務を直	定方法の相違点 営で行うものと、委託 [*] のと、工事発注で行うす							

区分	事務事業項目名		内 容								
		事業概要	市街地に自	転車・バイ	ク駐車場を確保	ネし、利便性の向上 。	と路上駐車を排除す	`る。			
		実施市町	平塚市・藤	沢市・茅ヶ	崎市・寒川町・	・大磯町・二宮町					
		一元化の方向	B:サービス水準が異なるため、調整が必要。								
			自転車・バイク駐車場管理運営事業比較表								
					T	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
				定期	一般	600円	2,000円	1,500円		1,500円	1,260円 1,530円
	自転車・バイク		自転車	,,,,,,	学生	2,000円	1,800円	1,200円		1,200円	8 4 0円 1, 0 2 0円
	駐車場管理運営 事業	Λ+c			一時	100円 120円 200円	100円	100円	無料	100円	60円 100円
		分析		定期	一般	2,000円	3,000円	2,500円		0.500	1,890円
			バイク	足朔	学生	3,100円	3, 000H	2, 500		2,500円	1,890円
					一時	200円	200円	200円		200円	120円
道路			○公社運営による方法と、直営、委託方法による相違がある								
		事業概要	災害に強い都市づくりを目的として、また商店街や住宅地の景観に優れた地域づくりのため電線類の地中化を進める。								
	電線地中化事業	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町 D:新電線類地中化計画に基づき推進しているもので、各市町共通であり、調整は必要ない。								
		一元化の方向	基本的に相	違点なし。	共通課題として	C、占用事業者負担/	があるため、事業者	側から協力が得られ			
		事業概要	歩行者の安全性向上と障害者や高齢者にやさしいまちづくりを進めるため、歩道の段差解消などによるバリアフリー化を進める。								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町								
		一元化の方向	D: 3市3町とも同様手法にて実施しているため、調整は必要ない。								
	歩道のバリアフ リー化事業	分析	基本的に相	違点なし。							

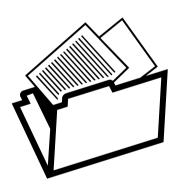
区分	事務事業項目名				内	 容					
		事業概要	事業概要 私道を利用する市民及びその利用者の生活環境の向上を図るため、未舗装の私道を舗装する。								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町								
		一元化の方向	B:大磯町・二宮町は、該当ないが、他の3市1町については条例等に違いがあるため、合併後に一元化を図り公平性を確保する。								
			私道の整備及び助成比較	交表							
			平塚市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町								
			事業	名	私道の整備及び助成	私道舗装費	市道等舗装事業	道路橋りよう管理事務			
			整備方法	通り抜け私道 行き止まり私道	市直営施工	工事請負費助成金	工事請負費	私道整備補助金			
道路	私道の整備及び 助成		舗装構成	As 舗装 (簡易舗装)	表層 5 cm 路盤 1 0 cm	表層 5 cm 路盤 1 5 cm	表層 5 cm 路盤 1 0 cm	表層 5 cm 路盤 1 5 cm			
	25374%	N+5		根拠	要綱	規則	要綱	要綱			
		分析	整備要件	道路形態	3棟以上	境界明確道路行き止まり 私道3棟以上	分筆登記道路3棟以上	築造後2年以上経過幅員 4 m・3 棟以上			
				通り抜け私道		負担なし	to too X o	町積算額の1/2以内			
			所有者等の負担	 行き止まり私道	原材料費負担	1割負担(9割助成)	負担なし	補助			
	「馬入の渡し」事業	事業概要 実施市町 一元化の方向	川船2艘で平塚・茅ヶ崎 平塚市・茅ヶ崎市 D:相模川を挟む平塚市	音に「馬入の渡し」を体験 寄を往復する。併せて、ク 可と茅ヶ崎市が関係する。	少年野球交流、小学生サッ	の大変さや川とのつきあいた カー交流親善試合、ミニSI と響がないので、調整は必要な	、祭囃子等のイベントを多	り、河川から見たまちを考え、 実施する。			
		分析	平塚市と茅ヶ崎市との広域行政連携事業								
		事業概要	水路の敷地又は上部もし	くは下部に工作物を新記	型 受又は改築し、その敷地を	・占有する行為に伴う許認可事	事務				
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎	5市・寒川町・大磯町・	二宮町						
河川		一元化の方向	A:占用料等格差があり	、負担の公平が保たれた。 ・	ないため、合併時に調整す	- る必要がある。					
下水道			水路占用比較								
			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町			
	水路占用関係事 務	分析	平塚市水路に関する条例 の 平塚市道路占用料条例 (一部準用) 占用申請の受付し、割 可書及び納入通知書の 発送 【課題点】	藤沢市水路に関する例 藤沢市道路占用料復 条例 ・上田申誌の受付1	 条 茅ヶ崎市水路に関条例 な収 茅ヶ崎市道路占用料収条例 許 占用申請の受付し 	する ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	占用条例なし	水路条例がないため占 用料を徴収していない			
				8占用料(道路占用料準1	じた占用料) を使用してレ	いるが、単価の相違があり、淋	間南市になった時不公平にフ	r3			

区分	事務事業項目名		内 容
		事業概要	汚水・雨水合流区域における浸水対策及び水質保全等を目的とした合流式改善に関する調査設計委託
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市
		一元化の方向	B:3市では汚水・雨水の分流式を最終目標とした合流改善を進めており、一方で3町においては既に分流式となっているため、調整が必要である。
	下水道事業合流改善事業	分析	藤沢市において事業実施。平塚市は、汚水・雨水の分流式を最終目標とした調査設計委託。茅ヶ崎市は、雨天時の越流水の一時貯留施設の整備に関する調査設計委託。
河川		事業概要	下水道法・都市計画法に基づき事業認可区域(整備区域)の変更
下水道		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町
		一元化の方向	B:下水道法及び都市計画法に基づく認可変更の手続きで共通の手法の為調整は不要であるが、湘南市を想定した下水道全体事業としての調整は必要。
			相模川流域関連…平塚市、大磯町、茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町 酒匂側流域関連…二宮町
			周日
			がに際いは一半点公共「水道学来の)。
			【課題点】
			○許可変更の手続は、共通の手法で調整は不要であるが、湘南市を想定した時は、下水道全体の調整は必要
	事業認可の変更		
		/\ + C	
		分析	

区分	事務事業項目名		内 容									
		事業概要	公共下水道の整備により生活環境が改善され、その利益を受ける方に建設費の一部を受益者負担金及び分担金として負担してもらう。									
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大磯町・二宮町									
		一元化の方向	A:市町独自の条例・施行規則を定めている団体と定めていない団体があること、さらに負担金額有無や奨励金の率に相違があることから、「市民生活影響に									
		一几亿亿万万间	及ぼす要素が大」であると考えられ合併時に調整が必要									
			下水道事業受益者負担金及び分担金賦課徴収事務比較表									
			平塚市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町 大磯町 二宮町									
河川下水道	下水道事業 受益者負担金 及び 分担金 賦課徴収事務	分析	市店化区域 3 3 9 円/ 向									

- 67 - / 都市整備・都市計画/

区 分	事務事業項目名		内 容								
		事業概要	事業概要 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽を設置し、適正な維持管理を行っている者に対し、その費用の一部を補助する。								
		実施市町	市町 平塚市・藤沢市								
		一元化の方向	A:補助制度の有無、額について、合併時に調整が必要。								
			合併処理浄化槽維持管理費補助事業比較表								
			平塚市藤沢市								
	合併処理浄化槽 維持管理費 補助事業	分析	年度内に行なった補助対象事業 (法定・保守・清掃) に要した費用のうち、消費税及び地方消費税を除いた額に補助率 3 分の 2 を乗じて得た額。ただし上限有り。								
			【課題点】○2市だけが実施しているため、調整が必要								
ेच्च ^र । । ।		事業概要	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止及び生活環境の悪化を防止する、合併処理浄化槽を設置した者に対し、設置に要した費用の一部を補助する。								
河川 下水道	合併処理浄化槽 設置等補助事業	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市								
下水垣		一元化の方向	A:補助制度の有無について、合併時に調整が必要。								
			藤沢市、現在環境部局にて対応、水の一元化により下水道サイドに移行予定 寒川町、大磯町、二宮町該当なし								
			【課題点】								
			○3市が実施しているので、3市の補助額の統一と、町との整合を図る。								
		事業概要	各市町下水道(使用料)条例に基づき、上水道の使用料データを基に賦課徴収する。								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町								
		一元化の方向	B:事務手続き・内容の統一を図るため、合併後に調整が必要。								
	公共下水道賦課 徵収事務	分析	25 m ³ 当たりの使用料 (消費税込み) 藤沢市 2, 455 円 平塚市 2, 039 円 茅ヶ崎市 2, 220 円 寒川町 2, 243 円 大磯町 2, 016 円 二宮町 2, 315 円 1 5年度より上水道一括 納付制度に事務委託予定。(3市3町とも)								
			【課題点】 ○15 年度より一括納付となるため 16 年度の料金改定までに統一を図る								



環境·産業分野

5 2 項目

《 表中の表記について 》

① 記載内容は、特に注意書きがない限り、平成14年4月1日現在を基準としています。

② 「一元化の方向」欄のA~Dは、次のとおり分析した方向性を指します。

A:合併時に調整する事業 C:今後検討を必要とする事業

B:合併後に調整する事業 D:現況で継続する事業

区 分	事務事業項目名					内:	容							
		事業概要	環境と創造に関する総	合的な計画を定め	環境に関する施策	の総合的な	推進の指針を第	 策定する。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ	崎市・寒川町・大	:磯町・二宮町									
		一元化の方向	B:環境に関する総合	的な計画を定め、	施策の推進を行うた	めに、合併	後一元化する。	必要がある。						
			環境基本計画比較表											
				平塚市	藤沢市		茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町				
	環境基本計画	分析	概要	H12 年から 10 年間計画 (3 年毎見直し)	H10 年から 12 年計画 (毎年環境白書策)	1: ÷\ (I	+10 年から 2 年間計画 +14 年度で 改定作業)	H14 年度に計画の 策定予定	H14 年度計画第	H14 年度から 6定 10 年間計画 (5 年毎見直し				
				課題点】 合併時に基本理念及び環境保全と創造に関する中・長期的計画策定を要し、総合計画等諸施策との均衡を図りながら一元化を図ることから、ビジョン策 早期に立ち上げる必要がある。 或内のダイオキシン類の濃度の把握を行う。										
		事業概要	地域内のダイオキシン	類の濃度の把握を	·行う。									
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ											
		一元化の方向	A:ダイオキシン類対	计策特別措置法第2	7条に基き、合併時	に一元化す	る必要がある。							
			DXN測定対象比較表	ŧ										
	DXN			並	塚市 藤沢	で	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町				
環境	(ダイオキシン類)測定	分析	測定対象の相	対 対 対 対	大気	大気 水質 土壌 底質								
			【課題点】 ○大気、水、土壌、庭	:質等、測定対象に	相違がある。									
		事業概要	光化学スモッグの発生	しやすい期間に大	:気測定データを観測	し、注意報	等の周知を図る	る事業						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ											
		一元化の方向	A:大気汚染防止法・	神奈川県大気汚染	緊急時措置要綱に基	づき、合併	時に一元化する	る必要がある。						
			光化学対策比較表											
				平	塚市 藤沢	で	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町				
	光化学対策に		大気データの観	観測 観測	測実施 観測		観測実施	県情報	県情報	県情報				
	関すること	分析	注意報の周知力	7法 防災	防災無線 FM レディ セ * イコム * オン	オ湘南	防災無線	防災無線	防災無線	防災無線				
			【課題点】 ○現在県の発令に基づければならない。	ゔき湘南地域(平 塚	、逗子、鎌倉、藤沢	及び茅ヶ崎	の5市と葉山、	寒川、大磯及び二宮の	4町)の発令範囲(の変更・見直しを県と協	議しな			

- 71 - / 環境・産業/

区分	事務事業項目名				内.] 容					
		事業概要	水質汚濁防止法に基づ	き、水質汚濁状況の調査を行	<u></u> テなう。						
		実施市町	平塚市・藤沢市								
		一元化の方向	A:水質汚濁防止法第	15 条同法施行令第 10 条に基	 基づき、合併時に-	一元化する必要があ					
			水質自動監視測定業務	実施比較表							
				平塚市		藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	
	水質自動監視測定 業務		常時監視測定	海域測定 1	ヶ所水質自動ヶ所海域測ヶ所地下水		- 所 —	_	_	_	
		分析	【課題点】 ○水質自動監視測定局 ○水質自動監視装置の ○常時監視について、								
		事業概要	大気汚染防止法に基づ	き、大気の汚染状況の調査を	を 行う。						
		実施市町	平塚市・藤沢市								
		一元化の方向	A:大気汚染防止法第	22 条同法施行令第 13 条に基	基づき、合併時に-	一元化する必要があ	うる。				
			大気汚染監視測定実施比較表								
環境				平塚市		藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	
	環境 大気汚染監視測定		常時監視測定	_	_						
		分析	【課題点】 ○大気汚染常時監視測定局の配備・リース・委託業務の調整が課題である。 ○常時監視について、国・県との協議が必要となる。								
		事業概要	地下水及び土壌が環境	基準を超えて汚染されている	る地域の汚染状況と	: 浄化指導を行う。					
		実施市町	平塚市・藤沢市								
		一元化の方向	A:土壌汚染対策法、 ある。	神奈川県生活環境の保全等に	こ関する条例 58 条	~63 条、神奈川県	事務処理の特例に関	ナる条例別表に基	基づき、合併時に-	一元化する必要が	
			土壤汚染対策比較表								
	土壤汚染対策			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町		
	上操行柴刈束	分析	・地下水 ・地下水 ・特定有害物質を使用している事業所 ・地下水 ・特定有害物質を使用している事業所 ・特定有害物質を使用している事業所					_	_		
			【課題点】 ○平成 15 年 2 月 15 日	施行土壌汚染対策法に基づる	き、事務執行体制の)整備が課題である).			_	

区分	事務事業項目名				内 容	ř						
		事業概要	畜犬登録業務と犬の登録鑑札、	注射済票の交付業務								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒	川町・大磯町・二宮町								
		一元化の方向	A:狂犬病予防法第4条、第5	条に基づき、合併時に一	-元化する必要があ	る。						
			狂犬病予防事業比較表									
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川	町	大磯町	二宮町		
	Vz IV 다 코 IV = W		実施手法	委託・直営	委託・直営	委託・直営	委託・	直営委	託・直営	委託・直営		
	狂犬病予防事業		対象件数	11,911 件	15,420件	10,330件	2, 353	件 2	2,310 件	1,824件		
		分析	減免の有無	有(盲導犬等)	有(盲導犬等)	有(補助犬)	有(盲導)	大等) 有(盲導犬等)	有(盲導犬)		
			【課題点】 ○減免対象について、運用上は	3市3町とも同一である	が、対象を明確に	制度化する調整	が必要である。					
	-	事業概要	鳥獣保護及び狩猟に関する法律	に基づく、捕獲、飼養の	許認可、傷病鳥獣	の保護、有害鳥	獣による生活被害	手の調査				
	-	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒	川町・大磯町・二宮町								
	-	一元化の方向	A:鳥獣の保護及び狩猟の適正					き、合併時に一	元化する必要が	ぶある。		
			捕獲許可、飼養許認可、傷病鳥		1					1		
環境	鳥獣に関する事務			平塚市 付手数料 3,400円	藤沢市 3,400円	茅ヶ崎市 3,400 円	寒川町 3,400 円	大磯町 3,400 円	二宮町			
2K9L	局係に関する事務		メジロ・ホウジロ飼養許可交	3,400 円								
		分析	【課題点】 ○有害鳥獣捕獲後の個体の処分方法、処理ルートの確立が課題である。									
		事業概要	地域の緑化を推進するため、補	助金等を交付して緑化推	進団体を育成する	事業						
		実施市町	平塚市・藤沢市・寒川町									
		一元化の方向	B:各市町における活動の対象	が異なり、効果的な育成	えを図るために一元	化することが望	ましい。					
			緑化モデル団体の育成比較表									
				平塚市	藤沢市		r 崎市	寒川町	大磯町	二宮町		
	緑化モデル団体の		対象	緑化モデル団体認定	74.2. 0 - 1 4	ぱい市		地を利用した花	畑 _	_		
	育成			10 人以上の団体	民の会		活動を行	丁り者				
	,	分析	【課題点】 ○対象とする団体の規模、エリフ	ア、補助金交付期間の調	整が必要。							

- 73 - / 環境・産業/

区 分	事務事業項目名					内	容				
		事業概要	緑の保全を図る	ために、保存で	すべき樹木、樹林、生		を行う事業				
		実施市町	平塚市・藤沢市	・茅ヶ崎市・第	寒川町・二宮町						
		調整の方向	B:助成金額の	単価、限度額に	相違があり、公平性の	確保のために、一元	元化することが 算	望ましい。			
			保全樹木・保全	樹林・保全生均	垣の指定事業比較表						
					平塚市	藤沢市	茅ヶ崎	崎市	寒川町	大磯町	二宮町
				樹木	1 本目 4,000 円 2 本目以降 1,000 円 限度額 10,000 円	1 本目 2,000 円 2 本目以降 1,000 限度額 30,000 F	- 1 9 		8,000円/本	_	1 本目 3,000 円 2 本目以降 1,000 円/本 加算 限度額 10,000 円
	保全樹木・保全樹 林・保全生垣の指		助成額	樹林	1,000円/100㎡ 限度額200,000円	固定資産税・都 計画税+8円/㎡		で 2,500 を超える	10 円/㎡+固定資 産税額	_	300 ㎡以上 500 ㎡未満 20,000円 500 ㎡以上は 100 ㎡につき 3,000円加算
	定事業	分析		生垣 1,000 円/10m 10m以上 20m未満 5,000 円 20m以上 30m未満 10,000 円 30m以上 15,000 円 360 円/m -					_	_	_
環境			○平塚、藤沢、寒	川が条例、茅	の基準に相違があるた。 ヶ崎、二宮が要綱 1違があるため調整が必		0				
		事業概要	緑化の推進とみ	どりの普及を目	目的に実施する事業						
		実施市町	平塚市・藤沢市	・茅ヶ崎市・第	寒川町・二宮町						
		一元化の方向	B:各市町、イヘ	ベントの内容、	実施方法が異なる。効	果的な普及を推進す	るために、一元	化すること	が望ましい。		
		<u></u>	緑化まつり実施	 状況比較表							
					平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川寒	町 大磯町		二宮町
			実が	<u>i</u>	0	0	0	0			0
	緑化まつり	V+L	実施主		実行委員会	市と藤沢市緑いっぱい市民の会	委託	実行委員	員会 —		町
		分析	○開催時期の調	整(4月下旬、	会、市民の会との共催、 5月上旬、5月下旬) 間、3日間)の調整						

区分	事務事業項目名											
		事業概要	緑化の推進を図るために、緑化	上の推進の財源とし	樹林地等の取得や緑	录化を推進する事業	を行う。					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・第	寒川町・大磯町・二省	宮町							
		一元化の方向	B:効果的な緑化の推進を図る	るために、一元化する	ることが望ましい。							
			みどり基金比較表									
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町			
	みどり基金事業		基金の積立額	1,526,888 千円	1, 203, 331 千円	181,689 千円	22,886 千円	150,674 千円	49, 190 千円			
		分析	【課題点】 の開発事業に伴う公園整備費納付金の繰り入れがある(平塚市)中高層建築物の建築に伴う寄付金の繰り入れがある。(藤沢市)点の調整を要する。 を林病害虫等防除法に基づく、松食い虫の予防と駆除の事業 で塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大磯町・二宮町 3:効果的な予防と駆除図るために、一元化することが望ましい。									
	-	事業概要 実施市町			駆除の事業							
					ことが望ましい							
		い虫の	松くい虫の予防及び駆除対象地		ことが主よして。							
et I IIIe	松くい虫の		[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町			
環境	予防及び駆除		対象	指定地域対象	全区域対象	指定地域対象	——————————————————————————————————————	指定地域対象	全区域対象			
			【課題点】 ○対象地域の指定に違いがある。(公園施設、一般市民、地区保全松林、全域等)調整が必要となる。									
		事業概要	都市公園の整備、緑地の適正な	は保全と緑化の推進	を総合的・計画的に	に策定する事業						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒	寒川町								
		一元化の方向	B:効果的な都市公園の整備、	緑地の適正な保全	と緑化の推進のため	うに、一元化するこ	とが望ましい。					
			緑の基本計画推進事業比較表									
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町			
	緑の基本計画推進 事業		目標緑地割合	市街化区域内 10.2%	市域内 31%	市域内 29. 49%	町区域内 31%	計画策定中	_			
	77	分析	【課題点】 ○緑地、公園、緑化の将来目標の調整が必要となる。									

- 75 - / 環境・産業/

区分	事務事業項目名					内 容						
		事業概要	交通災害を受け	た者に見舞金を給付する事業								
		実施市町	平塚市・藤沢市	・大磯町・二宮町								
		一元化の方向	A:制度の公平	性の確保のため、合併時に一元	化することが望る	ましい。						
			交通災害共済制	度掛金・見舞金比較表	#70-	+	++- 1/4	de III me		. role m-e		
				平塚市	藤沢市	†ı	茅ヶ崎市	寒川町		大磯町	二宮町	
			掛金	大人 500 円 老人 (70歳以上) 300 円 身障者等 300 円 小人 (中学生以上) 200 円	_		_	-		_	_	
環境	交通災害共済制度	分析	見舞金金額 対象者 【課題点】 ○共済制度と見	死亡 1,000,000円 治療日数 10ヶ月以上 200,000円 6ヶ月以上 130,000円 3ヶ月以上 60,000円 1ヶ月以上 30,000円 1週間以上 15,000円 平塚市交通災害共済条例 (交通事故による災害を受けた者) 舞金制度との調整が必要	入院 21 日以上 60 60 日以上 障害	80,000円 150,000円 300,000円 就金の支給 害(車両等	_	-	3 ヶ月以上 2 週間以上 大磯町交通	150,000円 30,000円 15,000円	死亡 未就学者 100, 6~19歳 150 20歳以上 200 入院 150日以上 70 120日以上 50 60日以上 40 30日以上 30 7日末満 10 二宮町交通災害 た者)	,000 円 ,000 円 ,000 円 ,000 円 ,000 円 ,000 円 ,000 円 ,000 円
		事業概要	犯罪のない明る	 いまちづくりとして防犯灯を設	置する事業							
		実施市町	平塚市・藤沢市	・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・	二宮町							
		一元化の方向	B: 効率的な防	犯灯の設置・管理のため、一元	化することが望る	ましい。						
			防犯灯設置比較	 表								
					平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	ī 寒	EJI 町	大磯町	二宮町	
	防犯灯		管理灯数	市町設置・管理 5,	505 灯	_	11,890 火	丁 2, 5	571 灯	3, 295 灯	2,532 灯	
	設置事業			自治会設置・管理 7,	459 灯 2	25, 981 灯	497 火	T	_	_	_	
		分析	【課題点】 ○防犯灯の管理(直営、自治会)形態の調整が課題となる。									

区 分	事務事業項目名				内 容					
		事業概要	安全で快適な生活を確保するため、駅周	辺の自転車等の路	上放置の防止と撤	去を行う事業				
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大	、磯町・二宮町		-	-	-		
		一元化の方向	A:地域により取り扱いが異なると市民	是生活に著しい影響	があることから合	併時に一元化する。	 ことが望ましい。			
			自転車等整理対策比較表	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町]
			移動対象	自転車	自転車・バイク	自転車・バイク	自転車・バイク	自転車・バイク	自転車・バイク	
	自転車等 整理対策事業	分析	保管料	_	自転車1,500円 バイク3,000円	_	-	自転車1,000円 バイク3,000円		
		30 11	【課題点】 ○保管料、返却料(無料、有料)の違いの ○撤去車両(自転車、バイク)の違いの							
環境		事業概要	交通事故の防止、交通安全思想の普及の	ため、交通指導員	による街頭指導等	を行う事業				
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大	、磯町・二宮町						
		一元化の方向	B:効果的な普及・指導のために、一元		こしい。					
			交通指導委託事業比較表							
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町]
			実施主体	交通安全協会	交通指導員 91 人 (うち市委嘱 33 人)	交通安全協会	交通安全協会	交通安全協会	交通安全協会	
	交通指導委託事業	分析	【課題点】 ○実施主体(直営、交通安全協会)の違い	いの調整が必要						

- 77 - / 環境・産業/

区 分	事務事業項目名						内 叙	容				
		事業概要	資源再生ごみの収集	量に応じて	、自治会等の回収	収協力団体に分別回	収協	力交付金・補助金等	を支払う。			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅	ヶ崎市・寒	川町・大磯町							
		一元化の方向	A:料金設定の相違	により、市	i 民生活に著しい昂	ど響がある。合併時	宇に一見	元化することが望ま	ELV.			
			資源再生ごみ買い上						*			
					平塚市	藤沢市		茅ヶ崎市	寒川町	大	磯町	二宮町
			実施手法 (直営・委託	£等)	直営 (収集は3者協 による)	直営 調 (収集は3者 による)	協調	直営 (資源回収団体 助金)		直営 (びん缶)	直営 (古紙・古布	j) –
			対象者		各自治会	各自治会・マョン管理組合		自治会、子供会等 資源回収団体(要 録)		自治会	自治会 子ども会等	<u>-</u>
清掃	資源再生ごみ 買上業務	分析	負担金等支出	3単価	6 円/ [‡] ¤	2.5円/*㎡(刊	平均)	補助金額 (1) 実施回数に る額 ・10 回以上 5000 ・6 回以上 10 回未 3500 ・6 回未満 2500 (2) 回収量によ 額 5円/*。	自治会世帯数: 100世帯以下 3000円 101~300世帯 円 4000円 301~500世帯		集団回収分 3 円/*。	· _
			【課題点】 ○料金設定に相違が									
		事業概要	可燃ごみの収集運搬		-							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅									
		一元化の方向	A:料金設定、実施 ましい。	手法(直営	・委託)、収集頻	度、可燃ごみの種	類、こ	ぶみ有料化に相違が	あり、市民生活に著	しい影響がある。	合併時に一元	E化することが皇
			ごみ収集関係比較表								.	
				平均	家市	藤沢市		茅ヶ崎市	寒川町	大磯町		二宮町
			実施手法	直	営直	[営・一部委託		直営	委託	委託		委託
	可燃ごみの 収集運搬業務		対象者		i民 料	市民 無料		市民 無料	町民 有料(専用袋購入)	町民 有料(専用袋)	購入) 有料	町民 平(専用袋購入)
		分析	収集回数	2回	可/週	2 回/週		2回/週	3 回/週	3回/週 (プラ・古紙 含む)		3回/週
						寒川町・大磯町・ 韋があるため調整な			者:大磯町は未実施)、実施手法(直	営・委託)、収	又集頻度、可燃

区 分	事務事業項目名					内 容				
		事業概要	事業系(一部家	で (定系) 一般廃棄物収集に	こ伴う清掃手数料の賦課	:・徴収を行う。				
		実施市町	平塚市・藤沢市	页・茅ヶ崎市・寒川町・□	二宮町					
		一元化の方向	A:料金設定、	対象者に相違があり、市	方民生活に著しい影響が	ある。合併時に一元化	なすることが望ましい。			
			清掃手数料(こ	ぶみ)賦課徴収事務比較表	₹					
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町		大磯町	二宮町
			実施手法	直営	直営	直営	委託		_	直営
	分 事務事業項目名 清掃手数料 (ごみ) 賦課徴収事業 不燃ごみの 運搬収集業務		対象者	市内事業者で日量 100 *』以下の排出者 (要事前申請) ※可燃ごみのみ対象	市内事業者で月量 300 *』以上の排出者 (要事前申請) ※可燃ごみのみ対象	市内事業者で日量 1 *。以上の排出者 ※可燃ごみのみ対象	前中書)	要事	_	町内業者:月750 * "以 下の排出者
		分析	利用者負担	20 円/キ゚ロ	300~500 は 24 円/ [‡] _n 500 以上は 32 円/ [‡] _n	25 円/*㎡	3 * n未満 3 ~ 5 * n未満 2,00 5 ~ 7 * n未満 3,00 7 ~ 10 * n未満 4,00	00 円	- 7	月 50 * n未満 80 円〜 750 * n 3,060 円まで 刀 9 段階
			減免有無	有	有	有	_		_	_
		事業概要	古 (町) 足が佳	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	うた同位 加畑塩乳ヶ	運搬する				
		実施市町		i・茅ヶ崎市・寒川町・丿		(生)収りる。				
		7 3 1 2 7 7		実施手法(直営・委託)			があり、市民生活に著	しい影響があ	る。合併時に一元	
		一元化の方向	い。	, , , , , , , , , , , , , ,		, ,,,,,				
			不燃ごみの運搬	设収集業務比較表						
					平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			実施手法	去(直営・委託等)	直営	委託	直営	委託	委託	委託
			対象者		市民	市民	1 1 1	町民	町民	町民
	建版以 集業務	<i>八</i> 振	収集回数	数	2回/月 収集	隔週収集 (2~3回/月) (2	隔週収集 2~3回/月) 2回	/月 収集	1回/月 収集	1回/月 収集
		分析		『施手法(直営:平塚市・	茅ヶ崎市、委託:藤沢	市・寒川町・大磯町・	二宮町)、収集頻度、۶	対象者(事業	者対象の有無)、ラ	「燃ごみの種類に相違

- 79 - / 環境・産業/

区分	事務事業項目名				内 容				
		事業概要	一般家庭から排出されたペットボト	ルを収集し、容器包]装リサイクル法に基づ・	く中間処理を行う。			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町	・大磯町・二宮町					
		一元化の方向	B:実施手法(直営・委託)、収集場	勇度の相違があり、 」	収集体制と併せて調整を	要する。一元化する	ことが望ましい。		
			ペットボトル中間処理運営費比較表						
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	ペットボトル		実施手法	直営	委託 (収集は直営)	直営 (容リ法に基づ く中間処理は 未実施)	委託	直営	委託
	中間処理運営費		対象者	市民	市民	市民	町民	町民	町民
		分析	収集回数	2回/月 収集	集 隔週収集 (2~3回/月)	隔週収集 (2~3回/月)	1回/月 収集	公共機関等に設 置された回収容 器に随時排出可 能	2回/月 収集
		事業概要	【課題点】 ○実施手法(直営・委託)、収集頻原 事業活動に伴い排出されるごみ及び				料を賦課・徴収をす	<u> ప</u>	
清掃		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町	・大磯町・二宮町					
		一元化の方向	A:料金設定に相違があり、市民生	活に著しい影響があ	る。合併時に一元化する。	ることが望ましい。			
			じんかい・ごみ手数料の賦課・徴収	業務比較表		1	T	1	
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			実施手法	直営	直営	直営	直営	直営	直営
	じんかい・ごみ手数 料の賦課・徴収	分析	利用者負担	市民:6円/*』 事業者:13円/*』	市民:16円/*』 (500 *』以上) 事業者:16円/*』 下水汚泥:16円/*』	市民: 100 * n 未満500円 100 * n 1,000円 10 * n 増すごとに 100円を加算 事業者:1 50円/10 * n	町民:10円/*』 事業者:15円/*』	町民:5円/* _" 又 は800円/m3 事業者:10円/* _" ~20円/* _" 又は 1,000円/m3~ 2,000円/m3	町民: 550円/100 [*] 。 事業者: 1700円/100 [*] 。
			減免の有無	有	有	有	有	有	_
			【課題点】 ○料金設定の調整が課題となる。						

区分	事務事業項目名				内 容				
		事業概要	ごみ焼却施設の計画的な処理等をするた	上め、各種設備及び加	施設の維持管理を行	う。			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大	、磯町・二宮町					
		一元化の方向	B:実施手法(直営・委託)に相違があ	る。効果的な維持管	管理のために、一元	化することが望まれ	る。		
			じんかい・ごみ焼却施設維持管理比較表	ŧ					
	じんかい・ごみ焼			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	却施設維持管理	分析	実施手法(委託・直営等)	委託 (一部直営)	委託 (一部直営)	委託 (一部直営)	委託 (一部直営)	委託 (一部直営)	委託 (一部直営)
			【課題点】 ○実施手法(直営・委託)に相違がある	j.,					
		事業概要	一般廃棄物最終処分場の管理運営を行う	 また、ダイオキ: 	シン類分析等を委託	により行う。			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・二	宮町					
		一元化の方向	A:料金設定、実施手法(直営・委託)	の相違があり、市民	民生活に著しい影響	がある。合併時に一	元化することが望ま	れる。	
			一般廃棄物最終処分場の維持管理比較表	ŧ					
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	一般廃棄物最終処		実施手法(委託・直営等)	直営 (水処理施設維 持管理は委託)	整備は直営、埋 立造成及び水処 理施設維持管理 は委託	埋立地-直営 水処理施設-委 託	搬出先の最終処 分場の調査のみ 実施	-	直営 (水処理施設の維 持管理は委託)
清掃	分場の維持管理		対象者	市民	市民	市民	_	_	町民
	77 % - META EST	分析	利用者負担	6円/*ュ	8円/*ュ	0.5 与車以下 2,500円 1.0 与車以下 5,000円	_	_	-
			減免の有無	有	有	有	_	_	_
			【課題点】 ○料金設定、実施手法(直営・委託) σ						
		事業概要	市(町)民が集積所に排出した資源再生		歌する。				
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大		ト 10)~4n/4- 10 - マ	-//	J-1) .		
		一元化の方向	B:実施手法(三者協調方式、委託)回答源事件ごみ同収業数は禁ま	山収品目、収集頻度を	ょどに相遅がある。	一元化することが望	ましい。		
	View Note and the same		資源再生ごみ回収業務比較表	교수는	# 3□ 	带,赤	佐 川町	-↓-7% m	一合叶
	資源再生ごみ		中华五孙 (禾子 古兴林)	平塚市 三者協調方式	藤沢市 三者協調方式	茅ヶ崎市 直営 (一部委託)	寒川町	大磯町	二宮町
	回収業務	V TL	実施手法(委託・直営等)	二日 励调刀八	二 一	世呂 (一部安託)	安託	安託	安託
		分析	【課題点】 ○実施手法(三者協調方式:平塚市、萠	察沢市、委託 : 茅ヶ崎	奇市、寒川町、大磯	町、二宮町)回収品	目、収集頻度などに	相違がある。	

- 81 - / 環境・産業/

区 分	事務事業項目名					内 容			
		事業概要	汲み取り便所使用	世帯への清掃手数料の関	武課・徴収業務を行う。				
		実施市町	平塚市・藤沢市・	茅ヶ崎市・寒川町・大阪	幾町・二宮町				
		一元化の方向	A:廃棄物の処理	及び清掃に関する法律質	第6条の2第6項にもと	づき、合併時に一元化	することが望ましい。		
清掃	清掃手数料 (し 尿)賦課徴収事業	分析	清掃手数料(し尿 実施手法 対象者 利用者負担 減免制度 【課題点】 ○料金設定の調整) 賦課徴収事業現況比 平塚市 直営 市民 定額制:月210円/人 従量制:事業者6円 30銭/%%、市民4円 20銭/%%	藤沢市 許可業者 市民 定額制:100 円/1 世帯:150 円/1 人 従量制:1 回 100 円・250 円/36 % 有	茅ヶ崎市 直営 市民・事業者 定額制:月160円/人 従量制・臨時:4円/% 浄化槽:槽容量によ り異なる	寒川町 直営 町民・事業者 定額制:人数割、月 150円/人 世帯割 100円/月(月 1 回汲取り)、世帯割 200円/月(月 2 回汲 取り) 臨時券(定額制のみ) 500円/回 従量制:5円/%		36 % 券 150 円
16.10		事業概要		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					対策や突発的な事故発生 化実施計画」の策定を目
		実施市町	平塚市・藤沢市・	茅ヶ崎市・寒川町・大阪	幾町・二宮町				
		一元化の方向	A:一般廃棄物処	理基本計画及びごみ処理	里広域化実施計画等の策	定の視点から著しい影	響がある。合併時に一	元化することが望ましい) ₀
			ごみ処理広域化計	画			·		
	ごみ処理広域化 計画	分析	実施手法 対象者 (市・町民、事業者等) 【課題点】 ○一般廃棄物処理	C企画調整部、県廃 棄物対策課、秦野市 伊勢原市環境衛生 組合	廃棄物担当部局、湘 南地区行政 C 企画 調整部及び環境部、	茅ヶ崎市 直営 茅ヶ崎市、藤沢市、 寒川町の企画及び 廃棄物担当部局、県 廃棄物対策課、湘南 地区行政調整及び環境部局	寒川町 直営 寒川町・藤沢市・茅 ヶ崎市の企画及び 廃棄物担当部局、行 政センター企画調 整部及び環境部、県 廃棄物対策課	組合	二宮町 直営 平塚市、秦野市、伊 勢原市、大磯町、二 宮町の企画及び廃 棄物担当部局、行政 C企画調整部、県廃 棄物対策課、秦野市 伊勢原市環境衛生 組合

		内 容 - 一般家庭から排出される廃プラスチック製容器包装について、法の定める分別基準に適合するよう梱包する。実施手法は、民間会社に設備を設けてもらい、											
	事業概要	一般家庭から排出される廃プラスチッ 作業を業務委託する。	ク製容器包装につ	いて、法の定める分	分別基準に適合する	よう梱包する。実	施手法は、民間会社	土に設備を設けても	らい、				
	実施市町	藤沢市・大磯町											
	一元化の方向	B:藤沢市、大磯町のみの実施であり	、公平性の確保の	ため一元化すること	とが望ましい。								
		プラスチック中間処理施設運営比較表											
プラスチック中			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町]				
間処理施設運営		実施手法	_	委託	_	_	委託	_]				
	分析	【課題点】 ○藤沢市、大磯町のみの実施であり、他の市町との調整を要する。											
	事業概要	し尿及び浄化槽汚泥を、し尿処理施設											
	実施市町	2塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町											
	一元化の方向	B:効果的な維持管理のために一元化	することが望まし	v.									
		し尿処理施設維持管理業務比較表	亚松市	薛沢古	サム修士	寉川町	→ 五 終 田 T	一合町	1				
		実施手法							-				
WELL EXE	分析	【課題点】 ○実施手法(直営:藤沢市・寒川町・大磯町・二宮町、委託:平塚市・茅ヶ崎市)に相違がある。											
	事業概要	粗大ごみ破砕処理施設の計画的な処理	等をするため、各	種設備及び施設の約	性持管理を行う。								
	実施市町												
	一元化の方向	D:二宮町は該当がないが、市民生活	への影響は少ない	。調整は不要と思わ	つれる。								
		粗大ごみ・施設維持管理計画の策定			.		1	T	-				
粗大ごみ・施設				藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町		1				
維持管理計画の		実施手法	直営	直営	直営	委託	直営	_	_				
策定	分析												
	間処理施設運営 し尿処理施設 維持管理 維持管理計画の	プラスチック中間処理施設運営 事業概要実施市町一元化の方向 し尿処理施設維持管理 分析 事業概要実施市町一元化の方向 十元化の方向 粗大ごみ・施設維持管理計画の策定	実施市町 藤沢市・大磯町 一元化の方向 B:藤沢市、大磯町のみの実施であり ブラスチック中間処理施設運営比較表 実施手法 保課題点 ①藤沢市、大磯町のみの実施であり、 「藤沢市、大磯町のみの実施であり、 「藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・一元化の方向 B:効果的な維持管理のために一元化し尿処理施設維持管理業務比較表 「実施手法 「実施手法 「実施手法 「実施手法 「実施手法 「実施手法 「実施手法 「実施手法 「実施手法 「大磯町のみの実施であり、 「東京市・東川町・一元化の方向 B:効果的な維持管理のために一元化し尿処理施設維持管理業務比較表 「実施手法 「実施手法 「東藤子法 「東藤子法 「東藤子本・東川町・一元化の方向 D:二宮町は該当がないが、市民生活 担大ごみ・施設維持管理計画の 策定 東施手法 東藤手法 東藤子法 東藤子本 東	実施市町 藤沢市・大磯町 一元化の方向 B:藤沢市、大磯町のみの実施であり、公平性の確保の ブラスチック中間処理施設運営比較表 平塚市 実施手法 一	実施市町 藤沢市・大磯町 一元化の方向 B:藤沢市、大磯町のみの実施であり、公平性の確保のため一元化すること	実施市町 藤沢市・大磯町 一元化の方向 B:藤沢市、大磯町のみの実施であり、公平性の確保のため一元化することが望ましい。 プラスチック中間処理施設運営比較表 平塚市 藤沢市 茅ヶ崎市 実施手法 一 季託 一 季託 一 一 一	実施市町 藤沢市・大磯町 一元化の方向 日本 一元化の方向 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	実施市町 藤沢市・大磯町 一元化の方向 日・藤沢市・大磯町のみの実施であり、公平性の確保のため一元化することが望ましい。					

- 83 - / 環境・産業/

区分	事務事業項目名				内					
		事業概要	農業の近代化・合理化を目的と 軽減する事業	して農業基盤の強化	を図るため、資金を	·貸し付ける金融機関	関に利子給金を交付	することで、間接的	に農業経営者の利子負担を	
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒	川町・大磯町・二宮	·町					
		一元化の方向	A:受益範囲の格差が生じ、サ	ービス水準が異なっ	てしまうなど、市民	発生活に著しい影響が	ぶあるため、合併時	に一元化することが	望ましい。	
			農業経営近代化合理化対策事業	比較表						
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	
	農業経営近代化		対象者	神奈川県農業振 興資金等利子補 給要綱により県 知事が利子補給 を承認したもの	藤沢市農業振興 対策事業領のとび 大田政治は 大田政治は 大田政治は 大田政治は 大田政治 大田政治 大田政治 大田政治 大田政治 大田政治 大田政治 大田政治	神奈川県農業振 興資金等利子補 給要綱により県 知事が利子補給 を承認したもの	神奈川県農業振 興資金等利子補 給要綱により県 知事が利子補給 を承認したもの	神奈川県農業振興資金等利子補給要綱により県知事が利子補給を承認したもの	神奈川県農業振 興資金等利子補 給要綱により県 知事が利子補給 を承認したもの	
	合理化対策事業		分析	利子補給率	1%分	1/4以内 (但し、担い手育 成資金及び災害 対策資金は全 額)	1%分 (但し貸付利率 は2%限度)	1%分	1%分	1%分
			貸付限度額	個人:1800 万円 法人:5億円	個人:1,800 万円 法人:2億円 団体:5億円	個人:1,800 万円 法人:2億円 団体:5億円	個人:1,800 万円 法人:2億円 団体:5億円	個人:1,800 万円 法人:5億円	個人:1,800 万円 法人:5 億円	
農林 水産業			【課題点】 ○貸付け対象・限度額・貸付けま ○要綱の整備・統一が課題となる		子補給の時期の調整	ig.				
		事業概要	市街化調整区域内の農地を農地	以外にする場合の許	可に関する事務					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒	川町・大磯町・二宮	· ELŢ					
		一元化の方向	A:農地法に基づく事業のため、	、合併時に一元化す	る必要がある。					
			農地法4条 (調整区域の農地転)	用許可関係)比較表						
	曲 いい オタノラ田市を			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	
	農地法4条(調整		締切日 (毎月)	10 日	10 日	10 日	10 日	5 日	10日	
	区域の農地転用 許可関係)	分析	(課題点】							

と地法 5 条(調整 区域の農地転用 許可)	事業概要 実施市町 一元化の方向 分析	平塚市・藤沢市 A:農地法に基 農地法5条(調 締切	内の農地を農地以外にで ・茅ヶ崎市・寒川町・元 づく事業のため、合併町 整区域の農地転用許可) 日(毎月)	大磯町・二宮町 寺に一元化する必要があ 比較表 平塚市			1 756 Ph-				
区域の農地転用	一元化の方向	A:農地法に基 農地法5条(調 締切	づく事業のため、合併 整区域の農地転用許可)	寺に一元化する必要があ 比較表 平塚市		5.古 第川町	1 7516 m-s				
区域の農地転用		農地法 5 条(調締切	整区域の農地転用許可)	比較表 平塚市		2古 安川町	1. ville moo				
区域の農地転用	分析	締切	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	平塚市	藤沢市 茅ヶ崎	(本) 第川町	1. 766 m-s				
	分析		日(毎月)		藤沢市 茅ヶ崎	(本) (本川町	1 . mile m				
許可)	分析		日 (毎月)			[] [] [[] [] []	大磯町	二宮町			
	23 101			10 日	10 日 10 日	10 日	5 日	10 日			
	事業概要	【課題点】 ○締切日・添付書類・現地調査の方法・審議方法などの調整									
	事業概要	家畜排泄物の適	正な管理と有効活用を図	図るため、家畜排泄物処	理施設の整備を支援す	る事業。					
	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大磯町・二宮町									
	一元化の方向	A:受益範囲に格差が生じるなど、市民生活に著しい影響があるため、合併時に一元化することが望ましい。									
		畜産環境対策促	進事業比較表								
			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町			
		補助対象事業	乾燥処理機械施設、 発酵処理機械施設、 液状処理機械施設、 運搬散布機械施設等 家畜ふん尿処理利用 機械施設の整備	7万水処理施設の設直 費及び改修費並びに 付属施設の設置費、 堆肥生産施設の設置 費、家畜ふん尿処理 用機械及び器具購入 費	(財) 畜産環境整備 機構の行う畜産環境 保全施設整備事業 (畜産リース事業) を受けた堆肥舎、堆 肥乾燥施設の建設	_	乾燥処理機械施設、 発酵処理機械施設、 液状処理機械施設、 運搬散布機械施設等 家畜ふん尿処理利用 機械施設の整備	家畜の糞尿処理を目 的とする施設の設置 及び修繕			
畜産環境対策促 進事業	分析	補助率	農業者が組織する団体で要綱に定める地域にあるもの:7/10以内その他市長が必要と認める農業者:1/3以内	1/2以内	1/10以内 ただし、3,000 千円限度	_	農業者が組織する団体で要綱に定める地域にあるもの:7/10以内その他町長が必要と認める農業者:1/3以内	1/3以内 ただし、1,050 千円限度 家畜用浄化槽及び家 畜ふん尿処理施設の 新設:1/2以内			
新		進事業	確環境対策促進事業 分析 【課題点】 ○補助対象・補	平塚市	平塚市 藤沢市 ・	平塚市 藤沢市 茅ヶ崎市	平塚市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町 乾燥処理機械施設、	平塚市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町 大磯町			

- 85 - / 環境・産業/

区分	事務事業項目名					内	容					
		事業概要	農業従事者の減少・高齢化	比が進む中、次世代	の農業を担	う農業後継者	を育成、指導する事業	50				
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市	片・寒川町・大磯町	・二宮町							
		一元化の方向	A:受益範囲に格差が生し	じるなど、市民生活	に著しい影	響があるため、	、合併時に一元化する	ことが望ましい。				
			農業後継者育成対策事業と	比較表								
				平塚市	肩		茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町		
			支援形態	利子補給		甫助金	補助金	補助金	利子補給	補助金		
	農業後継者育成 対策事業(利子補 給含む)	0.15	補助対象事業 (対象者)	平塚市農業後継書 育成資金融資要組 に基づいて資金を 貸し付けた融資格 関	岡 後継者 を する知 機 習得す	農者等農業が農業に関づ、技術等をある費用	農業後継者組織団体の活動運営に関する事業	農業後継者団体に よる農業後継者の 育成、指導に関す る事業	大磯町農業後継者 育成資金融資要綱 に基づいて資金を 貸し付けた融資機 関			
		分析	補助率 (利子補給率)	2.6%分		定額	1/10 以内	定額	2.6%分	定額		
農林		事業概要	○融資機関・対象・条件・限度額・貸付期間の調整。○後継者団体への支援方法の調整。○貸付原資の準備額の調整。漁港区域内の空地等の占用者から占用料を徴収。									
水産業	-	実施市町			120							
			平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・二宮町 A:負担の公平が保たれないなど、市民生活に著しい影響があるため、合併時に一元化することが望ましい。									
		一元化の万向	漁港区域占用料比較表									
				Z	△塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町		
			占用料額(月額	1	10 円から 00 円	1 ㎡ 70 円 電柱 1 本 2, 140 円(年	1 m ² 15 円から 170 円	_	_ 1	m ² 150 円から 1,880 円 (年額)		
			徴収件数		10 件	4 件	35 件	_	_	4 件		
	漁港区域占用料		金額	1,74	4,000円	744, 400 ₽	円 4,467,270円	_	_	58, 220 円 (半額減免)		
		分析	【課題点】 ○申請様式・占用料額・億	数収方法の調整 。								

区分	事務事業項目名					内	容							
		事業概要	漁港施設利用者か	ら漁港けい泊及び滔	栈橋係留等使用料	を徴収。								
		実施市町	平塚市・藤沢市・	茅ヶ崎市・二宮町										
		一元化の方向	D:各施設毎に特	色があることから、	調整することなく	引き継いで	実施する	ることが望ましい	0					
			漁港施設使用料関	係比較表										
					平塚市	藤沢	市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町			
農林			漁港種別		第2種漁港	第1種	漁港	第1種漁港	_	=	第1種漁港			
水産業	漁港施設使用料	分析	船舶使用料 (例:総与数	5 ½未満の使用料)	5 b 未満~50 b 超の 5 段階 (200円/日)	5 り未満~ 以上の 4 (120 円	段階	5 b 未満〜30 b 未満の 4 段階 (120 円/日)	_	_	5 た未満~20 た 以上の4段階 (120円/日)			
			該当施設	該当施設 漁港けい泊 泊地 焼却炉 _ 漁 では橋 「不事事務所」 「本事事務所」										
			【課題点】 ○申請様式・使用	料額・徴収方法の調	整。									
		事業概要	商店街における歩	i店街における歩行者及び買物客の安全性快適性を高めるために整備された共同施設(主に街路灯)の維持管理費用を補助する事業。										
		実施市町	平塚市・藤沢市・	展市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・二宮町										
		一元化の方向	B:補助対象や補助金額の相違があり、公平性の確保のために、一元化することが望ましい。											
		::⇒11.	共同施設維持管理	比較表 平塚市	藤沢	市		茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町			
			対象団体	商店街振興組合、 街事業協同組合、 他任意の商業者団	商店 (社)藤沢市 その 合会加盟の 体 体	商店会連		i店街団体	商店街団体	-	町内商店街団体その他 町長が必要と認めた任 意の商店街団体			
70 T 4H V	共同施設		補助対象	街路灯、モニュート等の市 ト、ゲート等の市 金。水のみ等の水 及び公共下水道 料金。路面等清掃 影刻の賠償責任付料	アー 気料 道料 街路灯電灯 吏用 ード常夜灯 費。	針、アーケ	チ、ア、	「、ネオンアー ーケードの電灯 ,終夜点灯する	街路灯電灯料、街路 灯・アーチ・アーケー ドの塗装費用、その他 町長が必要と認める もの	_	街路灯電気料・その他 町長が適当と認めたも の			
商工観光	維持管理	分析	補助率限度額	電気料金:50%以 その他:30%以内 (一部5%の上乗せ	電灯科:果月 ケーダー を		チ、ア、	「、ネオンアー ーケードの電灯 iの 50%以内の	電灯料:75%。塗装費 用:1/3。町長が認め る事業経費:1/3。	_	電気料金の 1/2 以内			
			その他	年度末一括支払い 請団体 45	・申 年2回に分り 申請団体39		該の実践・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	料年額とは、当 の 1 月~12 月 績額を指す。 灯 792 基 チ 15 基 ケード 所 100m	電灯料は毎年 2 月に 申請 (9 商店街)	-	年度末一括払い・申請3 商店会			
			○補助率・限度額	が各市町で相違が <i>を</i> (75%助成:藤沢市 の調整(領収書によ	i、寒川町、1/2 助	成:平塚市、	、茅ヶ崎							

- 87 - / 環境・産業/

区分	事務事業項目名													
		事業概要	商店街の環境整備の)為に街路灯やアーケード等	この設置または改修の費用 に	に対し補助する事業。								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅	ちヶ崎市・寒川町・大磯町・	二宮町									
		一元化の方向	B:補助対象や補助	か金額の相違があり、公平性	Eの確保のために、一元化 [*]	することが望ましい。								
			共同施設整備促進事	業比較表		1	do III me	1 x86 m-c	mar and a state of the state of					
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町					
			補助対象	商店街振興組合、商店街 事業協同組合、その他任 意の商業者団体	(社)藤沢市商店会連 合会加盟の商店街団体	地域商店街	商店街団体	_	町内商店会及び町長 が適当と認めた任意 の商店街団体					
		分析	分析					対象事業	街路灯、アーケード、ア ーチ、ゲート、彫刻、シ ンボル景観施設、カラー 舗装の新設・改修	街路灯、アーチ、サイン施設、アーケード、カラー舗装、シンボルタワー、情報関連施設、駐車場施設、駐輪場施設	街路が、 一手が変素を 大い、サインで、 大い、サインで、 大い、サインで、 大い、サインで、 大い、サインで、 大い、サインで、 大い、サインで、 大いで、 、 大いで、 大いで、 大いで、 大いで、 大いで、 大いで、 大いで、 大いで、 大いで、 大いで、 、 大いで、 大いで、 大いで、 大いで、 大いで、 大いで、 大いで、 大いで、 大いで、 大いで、 大いで、 、 大いで、 、 大いで、 、 、 大いで、 、 大いで、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	街路灯・アーチ・アーケードの設置、その他町長が認めるもの	_	休憩所・アーケー ド・街路灯・アーチ・ 道路舗装・サイン施 設・モニュメント等
商工観光	共同施設 整備促進事業			補助率限度額	街路灯〜彫刻: 35%〜15% シンボル景観施設: 70%〜18% カラー舗装:40%〜18% いずれも団体の種類により、限度額5000万円〜1000万円	街路灯〜シンボルタワー: 40〜45%限度額2,000万円、情報関連施設: 30%限度額1000万円、駐車場施設・駐輪場施設: 30%400万円	総額の35%以内15,000 千円を限度。ただし、街 路灯の設置費で1基あ たり400千円を超える 部分については補助対 象経費としない。	設置費の 1/3、その 他の 1/3	_	30%以内 限度額 500 万円				
			・補助率、限度額等	を(補助申請に基づき実施: その調整 らった場合に予算化する点。	平塚市、藤沢市、二宮町)									

区分	事務事業項目名					内 容			
		事業概要	商店街活性化を目的	とし、商店街団体が行	うなう催物等の経費を	一部補助する事業。各市町でお	こなわれている。		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅	ヶ崎市・寒川町・大阪	幾町・二宮町			-	
		一元化の方向	D:地域の特色に合	わせて行われている	事業であり新市へ移行	しても、調整せずに引き継いで	実施することが効果	具的であると思われる。	
			地域商店街ふれあい	事業比較表 平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			補助対象団体	地域商店街団体	(社)藤沢市商店 会連合会加盟の商 店街団体	地域商店街団体(事業協同組合、茅ヶ崎市商業協同組合を 含む)	寒川商業協同組合	大磯は一とふるカ ード会	二宮町商店連合協 同組合
			対象経費	地域 ふれあい事業	イベント事業費	商店会販売促進補助事業費 (基礎機材・宣伝・印刷・装 飾など)	感謝祭事業	事業開始資金及び 運営資金の補助	イベント補助事業
商工観光	地域商店街 ふれあい事業	分析	補助率限度額	総事業費の 25/100 限度額 212, 000 円	総事業費の 1/3 限度額:原則として 50 万円	1 地域商店会等 補助率:一定額及び逓減方式 限度額:120万円 ①補助対象事額については、そ の相当額 ②補助対象事業費のうち20 万円までの額については、20万円の でのいては、80%とする。 ③補助対象東、100万円以下の額については60万円を超える。 ④補助対象事業費のうち50万円を超いては60万円を超える。 ④補助対象事等のうち100万円を超える。 ④補助対象事等額については、30%とする。 ※商店会の補助額の合計は予算額を上限とする。 2 茅ヶ崎市商店会連合会補助限度額400万円	予算の範囲内	初年度は、総事業費の 1/3、及び初年度から 5 ヵ年分の利子相当額 (120 千円)	500,000円
			総事業費の 25/100			・ 「業費の一部助成(藤沢市)、販売 事業費の一部助成(二宮町)	見促進事業活動に対	して助成(茅ヶ崎市)、	感謝祭事業に対して

- 89 - / 環境・産業/

区 分	事務事業項目名					内 容														
		事業概要	市町および県の もの。)中小企業融資制度を受	けるにあたり神奈川県	信用保証協会の保証を受け	けるために信用保証料:	を支払った中小企業者に	対しその一部を補助する											
<u> </u>		実施市町	平塚市・藤沢市	市・茅ヶ崎市・寒川町・	大磯町・二宮町															
<u> </u>		一元化の方向	B:補助金の訓	周整などの点で、一元化 *	することが望ましい。															
		分析	中小企業信用例	R証料事務比較表 平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市 茅ヶ崎市中小企業融資	寒川町	大磯町	二宮町											
			分析					対象となる融資	・平塚市中小企業融 資制度の全て ・神奈川県中小企業 制度融資の全て	・市制度融資(商店 街づく事業を除く) ・削度融資金接融資 育育が資金支援融資 ・削度融資)	制度及び 制度及び 神奈川 企業融資制度 企業資金)のり、 で が が が が が が が が が が が が が に が が に が ら り の り り り り り り り り り り り り り り り り り	·寒川町中小企業事 業融資資 ·県小規模企業資金	・県信用保証協会、 県農業信用保証協会 の信用保証を受ける 中小企者	・二宮町中小企業融 資制度の全て。・ 神奈川県中小企業制 度融資の全て。						
														補助対象者	市内に1年以上事 業所を有し、市税を 完納している中小企 業者	上記融資を受けた際に、県保証協会の保証制度を利用した中小企業支援融資したし、削業支援融資業内には、削業主たる事業所を有する者)	・市内に事業所を有し、 1年以上同一事業を営 んでいる中小企業者・ 個人にあっては市内に 在住している方	町内に事業所をも つ中小企業者	町内に1年以上事 業所を有し、町税を 完納している中小企 業者	町内に事業所を有し、現在事業を営み、 かつ町税を完納して いる中小企業者
商工観光	中小企業 信用保証料事務												限度額	中小企業者 20 万円 協同組合 50 万円	30 万円	限度額 200 千円	10 万円	10 万円を限度	なし	
	III/IJ/NIIIII I 7-929			補助率	払込額が 10 万円まで→全額払込額が10万円を超える場合→10万円+(払込額-10万円)×1/2	保証料払込額の 91%	・茅水 (100 年) 日本	払込額が 10 万円以 下→全額 (100 円未 満切り捨て) 払込額 10 万円超える→10 万円補助	補助額 1/2 補助、10 万円を限度	・町融資 借入額500 万円まで全額補・県 融資借入額300万 円・超えた場合は1/2 加算する。										
			【課題点】 ○制度・手法に	こ相違があり、調整が必	要である。															

- 91 - / 環境・産業/

				内 容				事務事業項目名	区 分
				 実施。	め各種融資制度を	中小企業の経営の安定と振興を図るた	事業概要		
				0		平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・	実施市町		
						B:融資制度の調整など、一元化する	一元化の方向		
						中小企業融資制度一覧	2012 - 2014		
二宮町	大磯町	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市	1 1 III A IIII A III A I			
			0	——————————————————————————————————————	0	小企業運転資金			
0	0	0	0	_	0	運転資金			
0	0	0	0	_	0	設備資金			
_	0	_	_	_	0	中元・年末資金			
_	_	_	_	0	_	中小企業振興基金			
_	_	_	0	0	0	経済変動特別資金			
_	_	_	_	0	0	経済変動特別資金(BSE)		All A 1 d.	
_	_		_		0	生産性・品質向上資金		中小企業	
_	_	_	-	0	0	環境対策資金		融資制度	
_	_	_	0	0	_	中小企業近代化資金	分析		
_	_	_	-	0	_	中小企業先端技術資金			
_	_	_	_	0	_	商店街づくり推進資金			
_	_	_	_	0	_	事業共同組合育成資金			
_	_	_	_	0	_	雇用安定対策特別資金			商工観光
_	_	_	_	_	0	事業所立地適正化資金			
_	_	_	_	_	_	小規模企業小口緊急資金貸付金			
			VII MA & A T	w l. ~ Writin b. Advisor	the H. Ll.) which we want	【課題点】 ○各種融資制度の調整が必要である。	÷ 116 100 = 22		
			・連宮を行り。	さるより適切な官埋					
			1. ユジナリー・フ	と言いる中チュー					
			とか望まれる。	さ継いで実施するこ	ら、調整せずに引		一元化の方向		
- dame	I wild man	ele III me	-++- 1-+	#*\= -4		海水沿場事業比較表 			
二宮町		寒川町	矛ケ崎巾		1 14 1				
町	(ごみ収集、公 衆便所の清掃 は委託)	_	観光協会	海水浴場組合 夏期海岸対策 協議会	ドーチカーニ バル実行委員 会	海水浴場の管理	分析	海水浴場事業	
	衆便所の清掃	寒川町	とが望まれる。	き継いで実施するこ 藤沢市 海水浴場組合 夏期海岸対策	二宮町 ら、調整せずに引 平塚市 湘南ひらつか ビーチカーニ バル実行委員	海水浴場を設置し海水浴客が安全にか 平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大磯町・ D:各地域色の濃い事業であることか 海水浴場事業比較表 海水浴場の管理	事業概要 実施市町 一元化の方向 分析	海水浴場事業	

区 分	事務事業項目名				内	容			
		事業概要	観光事業の振興と発展	を図ることを目的として	て、様々な観光行事等	を通じ、よりよい観光	地づくりを目指し、観	光客の誘致を行い、ま	ちの活性化に努める。
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ	崎市・寒川町・大磯町	・二宮町				
		一元化の方向	B:観光振興の目的で	地域特性を生かした事	業を実施する組織であ	るが、より効果的に実	施するためには、一元位	化することが望ましい。	1
	観光協会事務	一元化の方向	B:観光振興の目的で 観光協会事務比較表 主な事業内容 「課題点」 (補助金額等の調整 (実施事業の検討を	平塚市 平塚市 やかが大のかたった。 でのか大一を大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きながかののでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	業を実施する組織である 藤沢市 正月誘客事業、、地域南 経の島ースンボ、観光の島ースンボ、観光の島ースンボ、観光の島ースが、観光 大ドラス・事補・レース・大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大	るが、より効果的に実 等ケ崎市 海が、より効果を 海が、より効果がある。 海が、よれのでは、 海が、大いのでは、 海が、大いのでは、 海が、大いのでは、 海が、大いのでは、 海が、大いのでは、 では、 では、 では、 では、 でいっと、 、 でいっと、 でいっ	施するためには、一元代 寒川町 総会会、収け、 会会、収け、 ででである。 のででは、一元代 を会し、 のででは、一元代 を会し、 のででは、 でできる。 のでできる。 でできる。 のできる。 のできる。 のでできる。 のできる。 のできる。 のででき。 のでできる。 のでできる。 のでできる。 のでできる。 のでできる。 のでできる。 のでできる。 のでできる。 のでできる。 のででをもでをもでをもでをもでをもでをもでをもでをもでをもでをもでをもでをもでをも	化することが望ましい。 大磯町 文学交新能・特別の 大大国的場合で、 大大国的の大大大国的場合である。 大大国的の大大、大国的の大大、 大大国的の大大、 大大国的の大大、 大大国的の大大、 大大国的の大大、 大大国的の大大、 大大国的の大大、 大大国的の大大、 大大国的の大大、 大大国的の大大、 大大国的の大大、 大大国的の大大、 大大国的の大大、 大大国的の大大、 大大国的、 大工国的、 大工国的、 大工国的、 大大国的、 大工国的、 大工国的、 大工国的、 大工国的、 大工国的, 大工国的 , 大工国的, 大工国的, 大工国的, 大工国的 大工国的 大工国的 大工国的 大工国的 大工国的 大工国的 大工国的	二宮町 二宮町 二宮町 連営費・湘南にのみ や かる る さんまさこ いパレード・白ギス 投釣大会・観光フォ

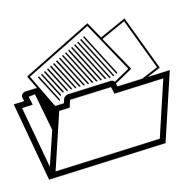
- 93 - / 環境・産業/

区分	事務事業項目名				内	容			
		事業概要	観光資源を積極的に活用し、	四季に応じた様々な	事業を展開することに	 こより観光の振興を図		 比を目指す。	
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市	・寒川町・大磯町・二	宮町				
		一元化の方向	D:3市3町それぞれの地域	或の特色に合わせて行	っている事業のため訓	周整せずに継続するこ	とが望ましい。		
			3市3町の主な観光イベン	ト比較表			(観・・各観分	光協会主催 実・・各領	実行委員会主催)
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			観光文化展	平塚観光文化展(観)					
			八ゼ釣り大会	湘南潮来ハゼ釣り大会 (観)					
			菊花展(菊花コンクール)	菊花展(観)					
			写生コンクール	観光風景写生コンクール (観)					
			写真コンクール	観光風景写真コンクール (観)			寒川写真コンクール(観)		観光フォトコンテスト(観)
			ミスコンテスト	湘南ひらつかミス七タコン テスト(実)	湘南江の島海の女王·王 子コンテスト(観)	ミス茅ヶ崎コンテスト(実)			
			まつり	湘南ひらつか七夕まつり (実)		・大岡越前祭(実) ・湘南祭(実) ・浜降祭(実) ・ゆかたまつり(実)		・高麗植木市(観) ・国府祭(観) ・御船祭(観) ・大磯ふれあいまつり(実) ・大磯宿場まつり(実) ・大磯西行祭(町)	・湘南にのみやふるさとま つり(観) ・吾妻さんよさこいパレード (観)
			凧あげ大会				凧あげ大会(観)		
商工観光	観光イベント		シロギス釣り大会	湘南ひらつかシロギス沖 釣り大会(観)				大磯シロキス投げ釣り大会(町)	シロギス投げ釣り大会(観)
		分析	花火大会	湘南ひらつか花火大会 (観)	江の島花火大会(実)	サザンビーチちがさき花火 大会(実)	寒川納涼花火大会(観)	なぎさの祭典(実)	
			手作りボートレース		湘南江の島手作りボートレ ース(実)				
			全日本ライフセービング選手権大会		全日本ライフセービング選 手権大会 (日本ライフセービング協会)				
			左義長					大磯左義長(町)	
			別荘公開					旧安田邸一般公開(町)	
			新能		遊行寺薪能(実) ・ハワイアンフェスティバル			こよろぎ薪能(実)	
			江の島 マイアミビーチショー		・ハワイアフフェスティハル 他事業多数(実)				
			湘南江の島		湘南江の島フェスティバル				
			フェスティバル		(観·実)				
			姉妹都市交流事業		海と山の市民交歓会事業 (実)			山口村児童交流事業(観)	
			ウオークラリー		・秋の観光収穫ウオークラ リー(観)・江の島・鎌倉ス タンプラリー(観)・藤沢七 福神めぐり(観)・早春江 の島スタンプラリー(観)	観光ウオークラリー (観)	収穫ウオーク(観)		観光ウォークラリー (観)
			周遊船			えぼし岩周遊船事業(観)			
			地引網			観光地引網事業(観)			地引網(観)

区 分	事務事業項目名					内 容	¥					
		事業概要	勤労会館 <i>の</i>)管理運営を行う。								
		実施市町	平塚市・萠	採沢市・茅ヶ崎市								
		一元化の方向	D:独自事	「業(各館独自)のため	(利用料について	の比較表は添付)調	整せずに継続するこ	とが望ましい。				
			勤労会館管	理運営事業比較表								
					平塚市		菔	藤沢市		ヶ崎市		
	勤労会館管理運			受付業務	職員・生きがい	い事業団	第三セクターに	委託	職員・臨時職員 ター	・シルバー人材セン		
	営事業	分析		大会議室(ホール)	,	円、PM2,400円 円 全日7,200円	全日 21,800	円~109, 100 円	全日 8,500	円(A研修室)		
				中会議室		無料	200 ⊞ ∼ 600 ⊞	/時間 (6 会議室)	全日 4,400	円(B研修室)		
			利用料	小会議室		無料	200 [] **000 []	/时间(0云峨王)	全日 1,40	00~1,900 円		
				和室		無料	300	円/時間	全日	2,200 円		
				音楽練習室		_		円/時間	全日	4,400 円		
				体育室・娯楽室	_			無料		_		
		事業概要	勤労者の生	者の生活安定と向上を図るための金融対策事業。								
		実施市町	平塚市・藤	家市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町								
	_	一元化の方向	A:住宅利	子補給金の調整や緊急生	活対策資金貸付制	度の調整など市民生	活に著しい影響があ	るため、合併時に一	元化することが望ま	こしい。		
労働				<u>. </u>		_						
					平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町		
			住宅利	子補給制度対象額	住宅 400 万円 土地 200 万円	600 万円	300 万円(土地付 600 万円)	50万円以上600万 円まで	400 万円	300 万円		
			住宅利子補給制度対象月数		48 月	48 月	48 月	48 月	3年間	48 月		
			住宅利子補給制度補給利子		利息の 1 /2 上限 3%	上限 3% (×85%)	上限 3%	上限 3%	上限 3%	上限 3% 月 6900 円以内		
	## ₩ ★ V =# +# W		生活資金	会融資制度生活資金	1 億 8000 万円 (無利子)	2 億 4000 万円 (無利子)	1 億 4500 万円 (無利子)	1億5000万円 (無利子)	5000 万円 (無利子)	2000 万円 (無利子)		
	勤労者金融対策 事業			全融資制度生活資金 建額	150 万円	150 万円 (教育資 金は 200 万円)	150 万円	150 万円	150 万円	150 万円		
		分析	生活資金	· 融資制度一般預託	2 億 4500 万円 (有利子)	3 億 3000 万円 (有利子)	_	_	400 万円 (有利子)	1400 万円 (有利子)		
			その他		_	_	_	_	_	緊急生活対策資 金貸付制度		
			【課題点】									
			○3市3町	「で実施している住宅利子	・補給制度について	○生活資金	一般預託					
			1114-111-11	度対象借入額の違い		• 預託	金額の違い					
			・補給期間対象月数の違い									
			・補給金上限額の違い ○緊急生活対策資金貸付制度(二宮町のみ実施)									
			〇生活資金		がの田冷にしたせ	エの凄い						
			・損託金	注額の違い ・融資限度	額の用途により若	すけの遅い						

- 95 - / 環境・産業/

区分	事務事業項目名			内容								
		事業概要										
		実施市町	平塚市・藤沢市									
		一元化の方向	D: 卸売市場法より、中央卸売市場(廃	藤沢市) は湘南市に	移行。地方卸売市場	景(平塚市) は規定が	無いが、平塚市独	自事業。調整せずり	こ継続することが望	望ましい。		
			市場									
			平塚市	平塚市藤沢市								
	市場管理事業		水産物地方卸売市場		中央卸売市場							
		分析										
	7,7 W											
市場												
公営競技		事業概要	自転車その他機械の回収及び輸出の振	転車その他機械の回収及び輸出の振興、機械工業の合理化ならびに体育事業その他の公益の増進を目的に競輪を開催する。								
		実施市町	平塚市・藤沢市									
		一元化の方向	D:自転車競技法により、施行者は新市に統一される。現在藤沢市の競輪事業は、平塚競輪場を使用しての借り上げ開催であるため、調整せずに継続することなる。									
			競輪事業									
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	1		
	競輪事業		競輪事業	0	○ (借上げ開催)	_	_	_	_			
		分析								_		



総務・企画・防災分野

3 5 項目

《 表中の表記について 》

記載内容は、特に注意書きがない限り、平成14年4月1日現在を基準としています。

「一元化の方向」欄のA~Dは、次のとおり分析した方向性を指します。

A:合併時に調整する事業 C:今後検討を必要とする事業

B:合併後に調整する事業 D:現況で継続する事業

区分	事務事業項目名		内 容 職員等へ条例・規則に基づき給与等の支給を行う事業。										
		事業概要	職員等へ条例・規則に基づき給与	等の支給を行う事業	¥ 0								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川	町・大磯町・二宮町	Ţ								
		一元化の方向	A:各市町により給与等の支給事	務に相違があるため	合併時に一元化す	る必要がある。							
			給与等比較表										
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町				
			給与等支給事務(14.4.1 現在)										
	給与等支給事務		一般行政職平均給料	387,805 円	391,420 円	388,036 円	357,523 円	361,820円	303,435 円				
		分析	一般行政職平均年齢	44.3 歳	44.2 歳	44.3 歳	41.5 歳	42.5 歳	39.5 歳				
【課題点】													
		事業概要		員としての基礎知識・専門知識の習得を始め、種々の能力・技術の向上や人材育成を図るため研修を行う事業。									
		実施市町 一元化の方向	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町 A:各市町により職員研修の内容に相違があるため合併時に一元化をする必要がある。										
		一元化の方向				40 X4 C	- LISTEMS + + + + -	-1.7					
	職員研修事務	分析	神奈川県市町村研修センターへの【課題点】 研修体系、実施主体、範囲及び						. 615.				
		事業概要	保存文書の適正な整理、保存につ	いて、ファイリング	ブシステム等により	行う事務。							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川	町・大磯町・二宮町	Ţ								
		一元化の方向	C:内部的な事務であり住民サー	ビスに直接影響は少	ひないものの、文書:	管理システムの導入	等一元化をする必要	がある。					
文書	文書の保存管理事業	分析	文書の保存にあたってはファイリ ている。また、担当課については 【課題点】 書庫のスペース確保、文書の適	、藤沢市では相談情	与報文書館で総合的	に管理しているが、	他の市町は総務部門	が行っている。					

- 99 - / 総務・企画・防災 /

区分	事務事業項目名				内					
		事業概要	行政事務の効率化や行	政サービスの向上を図	図るため、コンピュー <i>?</i>	タシステムの導入によ	り処理するための事業	€.		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ	崎市・寒川町・大磯町	「・二宮町					
		一元化の方向	A:コンピュータ運用	システムに相違がある	らため、一元化の必要7	がある。				
4字 キロノル	行政内部情報化事業		基幹機種	平塚市 汎用PC 住民記録、印鑑、外 国人、戸籍、除籍、	藤沢市 汎用 P C 住民記録、印鑑、外 国人、戸籍、除籍、	茅ヶ崎市 汎用PC 住民記録、印鑑、宛 名、地方税、国民健	寒川町 汎用PC 住民記録、印鑑、宛 名、地方税、国民健	大磯町 汎用 P C 住民記録、印鑑、外 国人、宛名、地方税、	二宮町 分散型 P C 住民記録、印鑑、外 国人、宛名、地方税、	
情報化	(汎用コンピュータ での運用システム)	分析	適用事務	宛名、地方税、国民	附票、宛名、地方税、 国民健康保険、国民	康保険、国民年金、	康保険、国民年金、介護保険、下水道	国民健康保険、国民年金、介護保険、下水道	国民健康保険、国民年金、介護保険、下水道	
			【課題点】 基幹コンピュータの種類や適用事務に市町ごとに相違があるため、調整が課題である。							
		事業概要	各市町で制定している総合計画に揚げた計画事業の進捗状況や分析評価により、その進行を管理する事業。							
	実施市町 平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町									
		一元化の方向	句 C : 内部的な事務であり住民サービスに直接影響は少ないものの、各市町の総合計画に対する進行管理の手法が異なるため一元化をする必要がある ────────────────────────────────────							
		分析					· · · · ·			
	総合計画			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町総合計画	大磯町	二宮町	
	進行管理事業		総合計画策定状況	新平塚市総合計画 (昭和63~平成22 年)		茅ヶ崎市新総合計 画(平成3~22年)	(さむかわ2020プ	大磯町第三次総合計画(平成8~17年)	二宮町新総合計画 (平成 5~14 年)	
企画			【課題点】 総合計画進行管理の手法が各市町により異なっており、調整が課題である。							
		事業概要	事業に対する目的や役	割について、多面的に	点検・評価を行い、タ	効率的で時代の変化に	対応した行政運営を図	るための事業。		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ	崎市・寒川町・大磯町	丁・二宮町					
		一元化の方向	A:内部的な事務であり)住民サービスに直接	影響は少ないものの、	行政評価への取り組み	手法や考え方に相違か		元化をする必要がある。	
	行政評価事業	分析	崎、寒川では職員プロ 【課題点】	ジェクト等により研究	だを重ねている状況でな			ついては、現在検討段	階であり、藤沢、茅ヶ	
			『古川川スン多、『古川川中寸別	、可順品未り位用力は	7441.日111日11日17日	ているため、 神聖が味	は(らか)			

区分	事務事業項目名				ŗ	为 容					
		事業概要	「核兵器廃絶平和都市	宣言」等の趣旨を踏る	まえ、平和の尊さ等、	その意識啓発や平和	印思想の普及を図る事	業。			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ	・崎市・寒川町・大磯	町・二宮町						
		一元化の方向	B:市町ごとに取り組]み内容や事業が実施る	されているが、統一位	とが望まれる。					
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町		
				・市民広島派遣	・平和体験学習 (小中学生長	・ピーストレイン	・ピーストレイン	・小中学生平和学 習施設見学	・ガラスのうさぎ 像平和と友情		
企画	平和推進事業		主な事業内容 	・平和月間の設定・市民平和の夕べ	崎派遣)	(広島派遣)	(広島派遣) ・平和展	・原爆被災者見舞	のつどい(講		
		分析		・市民平和のタベ	・被爆体験講話会	・平和ポスター展	・平仙展	金	演、パネル展)		
		J 171									
			【課題点】								
			平和推進関連事業 <i>の</i>)取り組みが各市町で	異なっているが、事績	業の統一化の調整が記	果題である。				
		事業概要	住民の知る権利及び行	T政の説明責任を果た ^で	すため、公開条例及で	び規則等に基づき公式	文書の公開を行う事業	¥ 50			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ	・崎市・寒川町・大磯	町・二宮町						
		一元化の方向	A:市町ごとに公開内	容等に相違があるたる	め、合併時に一元化な	をする必要がある。					
			名称は、「公文書公開」は二宮町、その他は「情報公開」である。請求権者は、広義の「市民」としているのが平塚、大磯、二宮、その他は「何人」とし								
			*						、大磯町でその他は対象外。		
			会議の公開は平塚市、	義の公開は平塚市、藤沢市が行っている。審査会は、茅ヶ崎市のみが情報公開と個人情報保護が一体の名称である。(平塚市は14年度条例の一部改正) 							
	公文書公開		7 ÷# 85 ← 3								
		分析	【課題点】								
		73 1/1	請求権者が広義の市民としている市町と、何人としている市町があり、調整が課題である。								
			対象範囲の電磁的記録について、対象としていない市町があり、調整が課題である。 会議の公開について、1市のみが実施しており、調整が課題である。								
				報公開と個人情報保護			領に相違があるので、	調整が課題である。			
情報公開			審議会について、情	報公開と個人情報保護	護とも一体とした名和	かな員数及び報酬 額	頃に相違があるので、	調整が課題である。			
		事業概要	基本的人権の擁護や民	主的な行政運営を行	うために、行政機関の	の保有する個人情報の	の適正な取り扱いや研	催保を行う事業。			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ	・崎市・寒川町・大磯	町・二宮町						
		一元化の方向	A:市町ごとに個人情	報保護に関する審議	会等の手続きに相違か	があるため、合併時に	こ一元化をする必要が	がある。			
			公平委員会が市にはあ	るが町にはない。審査	査会は、茅ヶ崎市は愉	青報公開と個人情報係	R護が一体となって(る。委員数は二宮が	7名で他は5名。報酬額は自		
	個人情報保護		治体ごとに異なる。萠	₹沢市のみが月額で他I	は日額である。						
		分析	【課題点】								
				報公開と個人情報保護							
			番議会について、情	情報公開と個人情報保 記載の関	護とも一体とした名和	尔や委員数及び報酬 額	領に相違があるので、	調整が課題である。			

- 101 - / 総務・企画・防災 /

区分	事務事業項目名					内 容						
		事業概要	住民と行政のコミュニ	ニケーションの場とし	して、住民参加の親しる	まれる広報づくりと多	様な行政情報を提供す	する事業。				
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅々	r崎市・寒川町・大碗	機町・二宮町							
		一元化の方向	A:市町により紙面や	bスタイル等に相違 <i>た</i>	があるため、合併時に-	一元化することが望ま	れる。					
			広報紙等発行比較表									
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町			
	広報紙等発行事業	分析	発行内容	タブロイド版、月 2回発行、点字・ 声・子ども広報の 発行	2回発行、点字・	タブロイド版、月 2回発行、点字・ 声・子ども広報の 発行	A 4 版、月 2 回発 行、(1回はお知ら せ版)	A4版、月1回発 行、(お知らせ版も 同時) 声の広報	A 4 版、月 2 回発 行、(1 回はお知ら せ版) 声の広報			
			【課題点】 紙面の大きさ、発行回数、配布方法、掲載内容、点字・声・子ども広報等の発行内容に相違があるため、調整が課題である。									
		事業概要	広く住民から意見や扱	星案を受けるため、均	地域ごとに行政との意見	見交換会を行う事業。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅々	- 崎市・寒川町・大磯	機町・二宮町							
		一元化の方向	C:市町の取り組みP	内容に大きな相違はな	よいが、手続き等の一刻	元化が望まれる。						
広報広聴	地域集会事業	分析	集会の実施主体や運営を自治会など市民自らが行っている(藤沢市、茅ヶ崎市、二宮町)。大磯町は首長の考え方で実施しており制度化がされていな平塚市は制度はあるものの実施されていない。 【課題点】 実施回数、地区数、テーマ、対象等の具体的な内容の調整は課題である。									
		事業概要	行政への提案や計画策定への参画の促進を図るため、インターネットを利用した市民電子会議室を設置し、円滑な行政運営を行う事業。									
		実施市町	藤沢市	藤沢市								
		一元化の方向	D:藤沢市のみが実施	施しており、継続可 能								
	市民電子会議室事業		藤沢市のみの実施では	 うる。								
		分析	【課題点】		「内部の環境整備及び 「	取り組みの必要性の調	整が課題である。					
		事業概要	住民が安心して暮らせ	せるよう、気軽に相談	炎できる体制づくりと行	行政組織のしくみや案	内などを行う事業。					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅々	・崎市・寒川町・大碗	幾町・二宮町							
		一元化の方向	A:市町ごとに取り糺	目み内容に相違がある	るため、合併時に一元化	化をする必要がある。						
	市民相談事業	分析	弁護士や専門的資格を 相談等に区分されるが また、相談室について	が、相談の種類に多り	シ相違がある。	目談・問い合わせを受	け付けるもの、暮らし	,の市民生活の中での	圣易な法律問題についての			
			【課題点】 相談の種類、回数、	報酬の有無等に相違	皇があるため、調 <u>整</u> が訂	課題である。						

区分	事務事業項目名				Þ] 容					
		事業概要	国際交流促進のため	、海外の都市との間に	姉妹都市交流を締結し						
		実施市町	平塚市・藤沢市・カ	· 磯町							
		一元化の方向	D:交流締結の実物	に応じ、継続可能な事	業である。						
			国際姉妹都市締結り	況							
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町		
	国際姉妹都市交流 事業	分析	交流状況	・ローレンス市 (アメリカ)	・マイアミビーチ市 (アメリカ) ・ウインザー市 (カナダ) ・昆明市(中国) ・保寧市(韓国)			・デイトン市 ・ラシン市 (アメリカ)			
		事業概要	国際交流促進のため)、海外の都市との間に	姉妹都市交流を締結し	 、交流する事業。					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅		#Ţ						
			友好都市締結状況								
			SAN HE IF WE WANT DOOR	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町		
都市交流	友好都市交流事業	分析	交流状況	高山市(岐阜県) 花巻市(岩手県) 天城湯ヶ島(静岡県)	松本市(長野県)		寒河江市(山形県)	小諸市(長野県)山口村(長野県)			
			【課題点】 交流内容の統一や	⁾ 地域についての調整が	課題である。						
		事業概要	外国籍市民が地域を	会の一員として生活で	きるよう、情報を提供	するとともに、外国籍	市民と地域住民との交	流を深める事業。			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅	ヶ崎市・二宮町							
		一元化の方向		内容に相違があるため、	、合併時に一元化をす	る必要がある。					
			外国籍市民への支援	1							
	外国籍市民への支 援事業	分析	支援内容	平塚市 ・外国語版市民生 活ガイド作成 ・外国人相談窓口 の設置 ・日本語教室開催	藤沢市 ・外国語版市民生 活ガイド作成 ・外国人相談窓口 の設置 ・日本語教室開催	夢ヶ崎市 ・外国語版市民生活ガイド作成 ・外国人相談窓口の設置 ・日本語教室開催(市民団体主催)	寒川町	大磯町	二宮町 ・外国語版ごみガ イド作成		
			【課題点】 市町ごとに支援内								

- 103 - / 総務・企画・防災 /

区分	事務事業項目名				内						
		事業概要	男女共同参画社会の形	成促進のため、施策	推進への必要な助言や抗	是言をいただくための協	議会を運営する事	業 。			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ	崎市・寒川町・大磯	町						
		一元化の方向	B:各市町の体制が異	なっているため男女	共同参画社会の実現を持	推進するうえで、一元化	が必要である。				
			男女共同参画推進協議	会の状況							
	各種行政協議会事			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町		
男女共同	業(男女共同参画推		委員の人数	2 0 人以内	18名以内	1 3 名以内	5 名以内	5 名以内			
参画	進協議会)		会議開催回数	3 🔲	3回(専門部会8回)	10回	3 回				
	,_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	分析	予算額	400,000円	1,363,000円	827,000円	33,000 円				
			【課題点】 男女共同参画推進協	【課題点】 男女共同参画推進協議会委員の人数・報酬・委員会の開催数・委員の任期等の調整が課題である。							
		事業概要	· ·		った者、または広く住民	民の模範となる者を表彰	する事業。				
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ								
	- -	一元化の方向	A:表彰者の選考基準	や決定方法等に相違	があるため、公平を図る	るためには合併時に一元	化することが必要	である。			
	表彰功労者事業	分析	平塚市では、表彰者の決定に当たっては議決事項となっている。表彰者の対象については、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町は職員も含んでいる。表彰祝芸行政主催で平塚市、藤沢市、寒川町は実施している。 【課題点】 表彰者の決定の方法(議決の有無等)、表彰対象者の選考方法の統一、表彰者への祝賀方法の統一等の調整が課題である。								
		事業概要		業、経済、文化、その他地方自治の振興に顕著な貢献をし、広く住民の敬仰の的となっている者に対して、功績と栄誉をたたえ、住民の敬慕の情を表す とを目的とし、名誉市民の称号を贈る事業。							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大磯町・二宮町								
表彰		一元化の方向	A:名誉市民のあり方	について相違がある	ため、公平を図るため	こは合併時に一元化する	ことが必要である	•			
1大旱/			名誉市民								
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町		
	表彰名誉市民事業	分析	名誉市民(敬称略)	河野一郎 比企能達 河野謙三	片山哲 片岡球子 田島博 加藤東一 他6人	牧野英一 磯崎貞序 小山敬三 添田良信		吉田茂 安田靫彦 高橋誠一郎 島崎藤村 澤田美喜 他6人	柳川賢二		
			【課題点】 名誉市民選考基準や	決定方法等に相違が	あるため、調整が課題	である 。					

区分	事務事業項目名					 内 容						
		事業概要	市町の歴史を調査		 C整理する事業。							
		実施市町	平塚市・藤沢市・	茅ヶ崎市・寒川町・ブ	大磯町・二宮町							
		一元化の方向	A:市町ごとに歴	 歴史・文化が異なってa	。 おり、それぞれの市町	の歴史として存続させ	る。					
			市史刊行事業比較									
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町			
市史編纂	市史刊行事業	分析	刊行内容	平塚市史(全16巻)	藤沢市史(全7巻) (続)藤沢市史 (全7巻)	茅ヶ崎市史(全5巻) 写真集 茅ヶ崎市史現代 (全9巻)	寒川町史(全16巻)	大磯町史(全8巻)	二宮町史 (刊行事業終了)			
			【課題点】 事務的な統合は必要であるが、一元化についてはできない。									
		事業概要	庁舎内に設置され	ている会議室を管理す	する事業。							
		実施市町	平塚市・藤沢市・	茅ヶ崎市・寒川町・カ	大磯町・二宮町							
		一元化の方向	C:内部的な事系	8であり住民サービス l	こ直接影響は少ないもの	のの、各市町の事務手	続きは一元化が望まれ	, る。				
	会議室使用事業		平塚市、藤沢市、	寒川町、大磯町、二宮	宮町については、庁内	LANによる予約シス	テムにより管理してい	る。				
		分析	【課題点】 会議室利用にあたって、市民等への利用制限についての調整は課題である。									
		事業概要	庁舎受付において	庁舎受付において庁舎案内を行うことにより、住民サービス向上に努める事業。								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町									
		一元化の方向	A:内部的な事務であり住民サービスに直接影響は少ないものの、各市町の事務手続きは合併時に一元化することが望まれる。									
管財契約	庁舎案内事業	分析	【課題点】	二宮町については、5 D形態に相違があり、i		施している。藤沢市、:	茅ヶ崎市は職員が実施	iしている。				
		事業概要	公共工事等の発達	Eから契約に関する事剤	务。							
		実施市町	平塚市・藤沢市・	茅ヶ崎市・寒川町・カ	大磯町・二宮町							
		一元化の方向	B:事業者の受活	t機会の均等と公平性の	D確保を図るため、入	札及び契約事務を一元	化する必要がある。					
	公共工事の 契約事務		一般競争、指名競 る。	(争、随意契約という自	目治法に定めの契約に「	ついては、相違はないが	が、選考業者の指名数	や基準額、入札執行の	方法等については相違があ			
		分析	【課題点】 入札及び契約3	耳務について、市町ごと	とに相違があるため受	注機会の均衡や公平性	の確保を図るための調	整が課題である。				

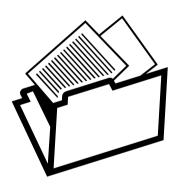
- 105 - / 総務・企画・防災 /

区分	事務事業項目名				内	容							
		事業概要	消防職員の異動、昇格・	昇級、評価等職員人事	事に関する事務。								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎	市・寒川町・大磯町・	·二宮町								
		一元化の方向	A:内部的な事務であり	住民サービスに直接影	/響は少ないものの、	各市町の事務手続き	は合併時に一元化す	ることが必要である。					
	人事事業	分析	人事異動に伴う昇格・昇 【課題点】 市町ごとに消防長の選					である。					
		事業概要	消防庁舎、土地、車庫等の	の消防関連施設の管理	星を行う事業。								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎	市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町									
		一元化の方向	C:内部的な事務であり	住民サービスに直接影	ど響は少ないものの、	各市町の事務手続き	の一元化をすること	が必要である。					
	施設管理事業	分析	【課題点】	庁舎使用許可、庁舎土地管理、署・団庁舎・車庫等の消防施設に関する管理であり、各市町とも相違はない。 題点】 町ごとに消防財産管理手続きに相違があるため調整が課題である。									
		事業概要	家庭や工場等への立入検	査の実施により、災害	『等の発生を未然に防	iぐ事業。							
消防防災	立入検査事業	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎	市・寒川町・大磯町・	一宮町								
		一元化の方向	A : 消防法や火災予防条	例等の規定に基づきる	€施するものであり <u>、</u>	合併時に一元化する	必要がある。						
		分析	【課題点】	一人暮らし高齢者家庭調査、立入検査、防火対象物査察、建築業付属寄宿舎査察、文化財査察等があるが、実施要綱については相違があるので、調整が									
		事業概要	消防車、救急車等の消防	関係車両の装備及び管	管理を行う事業。								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎	市・寒川町・大磯町	·二宮町								
		一元化の方向	C:内部的な事務であり	住民サービスに直接影	/響は少ないものの、	各市町の事務手続き	は一元化が必要であ	る。					
			車両装備の状況										
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町				
	車両装備事業		消防ポンプ車	11	17	10	1	3	2				
	ナロス間ナ末		はしご車	3	5	2	0	1	1				
		分析	救急車	6	14	6	2	2	2				
【課題点】 消防関係車両の管理手続きの一元化及び配置計画の見直しや調整は課題である。													

区分	事務事業項目名			内 容									
		事業概要	救急自動車や救急備品等	 等の整備事業。									
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎		・二宮町								
		一元化の方向	C:内部的事業であり信			 匀衡を図る必要がある	•						
		7515-7313	救急装備事業比較表			32.000	<u> </u>						
	救急装備事業		3XXXXXIIII 3- XXXXXX	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町				
		一元化の方向	救急搬送人数	8,683	14,574	7,044	1,526	1,161	1,084				
		分析											
			【課題点】										
			救急体制や装備の適」	E化の調整が課題であ	る。								
		事業概要	地域ごとに設置されてい	1る分団員の任免を行	う事務。								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎	奇市・寒川町・大磯町	・二宮町								
		一元化の方向	A:市町ごとに分団員に	こ関する任免方法に相	違があるため、合併	寺一元化を図る必要が	ある。						
			消防団比較表										
	団人事事業		() = 7 %	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町				
		分析	分団数 団員数	19 384	31 504	21 403	10 178	12 177	5 78				
		分析	凹貝奴	304	304	403	170	177	70				
			 【課題点】										
			大味超点】 分団の数や位置の適正化及び分団員の確保や調整が課題である。										
消防防災		事業概要		方型の数や位置の過圧化及び方型員の確保や調整が課題とある。 方質に関する組織の育成や研修を行う事務。									
		実施市町		塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町									
	組織育成事業	一元化の方向		・ 市町ごとに実施方法が異なっているが、一元化は望まれる。									
			【課題点】		•								
		分析	各種組織の育成や指導	各種組織の育成や指導方法には相違があるが、調整が望まれる。									
		事業概要	防災資機材の整備や管理	 里を行う事務。									
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎	奇市・寒川町・大磯町	・二宮町								
	防災整備事業	一元化の方向	C:市町ごとに整備状況	兄や方法は異なるが、	一元化は望まれる。								
		分析	【課題点】										
		カヤ川	市町の整備状況は異な	はるが、管理方法の一:	元化や適正化の調整Ⅰ	は望まれる。 							
		事業概要	住民への防災意識の啓発	Ěや訓練を行う事業。									
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎	奇市・寒川町・大磯町	・二宮町								
一元化の方向 C:市町ごとに実施方法が異なっているが、一元化は望まれる。													
			防災訓練比較表										
	防災訓練事業		+) =) ((/ + / + - /	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町				
		分析	自主防災訓練回数防災講演会数	49	14	13	11	17	12 1				
		73 171		1 1	1	1 1	1	<u> </u>	ı				
			【課題点】										

- 107 - / 総務・企画・防災 /

区分	事務事業項目名		内 容										
		事業概要	市町議会の運営に関す	 る事務。									
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ	崎市・寒川町・大磯町	丁・二宮町								
		一元化の方向	A:地方自治法及び市	町の条例等により規定	Eされているが、合併	時に一元化する必要が	ずある。						
			議会の構成比較表										
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町				
	議会の構成		議員条例定数	34	40	30	21	20	18				
		/\+r											
		分析	【課題点】										
			市町により議員定数	、委員会条例、会議規	見則等の相違があり、	これらの一元化が課題	! である。						
		事業概要	地方自治法第200条	第2項により設置され	いる監査事務局に係る	庶務や予算の補助執行	· 「を行う事務。						
		実施市町	地方自治法第200条第2項により設置される監査事務局に係る庶務や予算の補助執行を行う事務。 平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町										
		一元化の方向	C:内部的な事務であ	り住民サービスに直接	接影響は少ないものの	、各市町の事務手続き	は一元化が望まれる	0					
	監査事務局事務		事務局の組織や職員数	に相違はあるものの、	事務内容は自治法に	基づくものであり相違	はない。						
議会・行政		分析											
委員会		23 111	【課題点】		3 - 1								
安贝厶				や実施回数等に相違か	があるため、一元化の	調整が課題である。							
		事業概要	衆議院議員選挙の運営	1									
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ			カナmrの事犯ではさい							
		一元化の方向	C:公職選挙法等によ										
	衆議院議員選挙		上数は480人で小選 人) 比例代表180/			じ第12区、正数1人	、半塚巾C矛ケ崎巾	、人ز	□郡)で第15区、定数1				
		/\+c	人	(情乐川东区处 2	17)								
		分析	 【課題点】										
			公職選挙法等に規定	されているが、投票所	所設置等の調整は課題	である。							
		事業概要	<u></u> 参議院議員選挙の運営	に関する事務									
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ		 T・二宮町								
		一元化の方向		: 公職選挙法等により規定されており、継続する事業である。各市町の事務手続きは一元化が望まれる。									
	参議院議員選挙		定数は247人で、選挙区が149人(神奈川県定数6人) 比例代表が98人。										
		分析	【課題点】										
			公職選挙法等に規定されているが、投票所設置等の調整は課題である。										
			<u> </u>	選挙法等に規定されているが、投票所設置等の調整は課題である。									



財政分野

1 2 項目

《 表中の表記について 》

記載内容は、特に注意書きがない限り、平成14年4月1日現在を基準としています。

「一元化の方向」欄のA~Dは、次のとおり分析した方向性を指します。

A:合併時に調整する事業 C:今後検討を必要とする事業

B:合併後に調整する事業 D:現況で継続する事業

区分	事務事業項目名												
		事業概要	予算編成及び予算書等の調製。予算編	 成方針の作成。当	—————————————————————————————————————		予算書、予算の概	況、議会審議に要す	 する各提出資料の作	成。			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・		•		•	·		-			
		一元化の方向	A:予算編成事務であるため、合併時	に一元化が必要と	なる。								
	予算編成関係費	分析	【課題点】 ○款、項、目、細目、説明等の整理。 ○予算要求等の手法及び議会提出資料	の違い。									
		事業概要	決算整理と決算分析。決算整理の確認	と調製。決算分析	、バランスシート等	等作成。決算書、主	要な施策の成果等	議会の審査に要する	る各提出資料の作成	j.			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町										
		一元化の方向	A:決算編成事務であるため、合併時	算編成事務であるため、合併時に一元化が必要となる。									
財政	決算関係費	分析	○款、項、目、細目、説明等の整理。	寒川町、二宮町では決算の担当課が会計課である。印刷経費を会計課で計上。									
		事業概要	土地開発公社による用地取得、管理、 んを行う。	処分を行うことに。	より地域の秩序ある	s整備を行う。土地·	公社への事業資金質	貸付及び金融機関が	らの借入に対する	損失補て			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・	大磯町・二宮町									
		一元化の方向	A:各市町で担当課が異なるが、土地2	公社に関する事務に	は同様のため、合併	時に一元化は可能で	である。建設に係れ	る公社については	、合併後調整の必要	をがある。			
	土地公社等に 関する事務	分析	用地の取得・管理・処分等の事務 公共施設の建設等の事務 【課題点】 施設の建設等を行う公社は目的によ ○茅ヶ崎市には学校建設公社がある。	平塚市 土地開発公社 開発公社 り3市で異なる。	藤沢市 土地開発公社 開発経営公社 3町には、そのよう	茅ヶ崎市 土地開発公社 学校建設公社	寒川町 土地開発公社	大磯町 土地開発公社	土地開発公社				

- 111 - /財 政/

区分	事務事業項目名				内 容							
		事業概要	市町内に住所のある個人、市町内に事	 弱務所・事業所又は家			 所がない個人に課 [†]	 せられる税で、税客		<u></u> で計算さ		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・	大磯町・二宮町	·	-						
		一元化の方向	A:均等割、非課税基準、納期が異な	こるが、負担の公平(のため、合併時に調	調整する必要がある	•					
		7010-27313	TO SEE THE PROPERTY OF THE PRO	, o , o , o , o , o , o , o , o , o , o		, 0,0,0,0,0						
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町]		
			均等割	2,500円	2,500円	2,500円	2,000円	2,000円	2,000円			
			非課税基準	35 万円	35 万円	35 万円	32 万円	32 万円	32 万円			
			最終納期	12月	1月	1月	12月	12月	1月			
	個人住民税		 【課題点】									
	10人任氏枕		【吟燈☆】 ○均等割税率は地方税法に基づき人□	1に広じて宝められて	ている 今併名け	2 000 田上かる ほ	近年割けて古っ町。	レキおかじである				
			□○非課税基準は国の保護基準の級地区			3,000 11243. 1	게 수되IP 그 비 그 삐 (こものなりである。				
		分析			•	2 花边士 共,林	十 一京町は1日	マ キフ				
			納期について相違がある。最終納期	別は、半琢巾・寒川	リ・大磯町は12月	日、滕沢巾・矛ケ崎	巾・一宮町は1月	じの る。				
税		事業概要	市町内に事務所や事業所がある法人に		说で、均等割と法人	人の所得に応じた法	人税額(国税)を	もとに課される法	人税割がある。			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・									
		一元化の方向	A:負担の公平のため、合併時に調整する必要がある。									
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町			
			均等割	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率			
										1		
				・5 億未満、資	• 5. 倍田以下							
				本又は出資を	・5 億円以下 12.3/100	・5 億円未満	・2 億円未満	・1 億円以下				
				本又は出資を 有しない法人	12.3/100 ・5 億円超、10	12.3/100	12.3/100	12.3/100				
	法人住民税		 	本又は出資を	12.3/100 • 5 億円超、10 億円以下				12.3/100			
	法人住民税		法人税割の税率(資本等の金額)	本又は出資を 有しない法人 12.3/100	12.3/100 · 5 億円超、10 億円以下 13.5/100	12.3/100 ・5 億円以上 10	12.3/100 ・2 億円以上 5	12.3/100 •1 億円超				
	法人住民税	A+5	法人税割の税率(資本等の金額)	本又は出資を 有しない法人 12.3/100 ・5 億円以上 10 億円未満 13.5/100	12.3/100 • 5 億円超、10 億円以下 13.5/100 • 10 億円超	12.3/100 • 5 億円以上 10 億円未満 13.5/100 • 10 億円以上	12.3/100 • 2 億円以上 5 億円未満 13.5/100 • 5 億円以上	12.3/100 ・1 億円超 ・10 億円以下 13.5/100 ・10 億円超				
	法人住民税	分析	法人税割の税率(資本等の金額)	本又は出資を 有しない法人 12.3/100 ・5 億円以上 10 億円未満 13.5/100 ・10 億円以上	12.3/100 · 5 億円超、10 億円以下 13.5/100	12.3/100 • 5 億円以上 10 億円未満 13.5/100	12.3/100 ・2 億円以上 5 億円未満 13.5/100	12.3/100 ・1 億円超 ・10 億円以下 13.5/100				
	法人住民税	分析	法人税割の税率(資本等の金額)	本又は出資を 有しない法人 12.3/100 ・5 億円以上 10 億円未満 13.5/100	12.3/100 • 5 億円超、10 億円以下 13.5/100 • 10 億円超	12.3/100 • 5 億円以上 10 億円未満 13.5/100 • 10 億円以上	12.3/100 • 2 億円以上 5 億円未満 13.5/100 • 5 億円以上	12.3/100 ・1 億円超 ・10 億円以下 13.5/100 ・10 億円超				
	法人住民税	分析		本又は出資を 有しない法人 12.3/100 ・5 億円以上 10 億円未満 13.5/100 ・10 億円以上	12.3/100 • 5 億円超、10 億円以下 13.5/100 • 10 億円超	12.3/100 • 5 億円以上 10 億円未満 13.5/100 • 10 億円以上	12.3/100 • 2 億円以上 5 億円未満 13.5/100 • 5 億円以上	12.3/100 ・1 億円超 ・10 億円以下 13.5/100 ・10 億円超				
	法人住民税	分析	【課題点】	本又は出資を 有しない法人 12.3/100 ・5億円以上 10 億円未満 13.5/100 ・10億円以上 14.7/100	12.3/100 • 5 億円超、10 億円以下 13.5/100 • 10 億円超 14.7/100	12.3/100 • 5 億円以上 10 億円未満 13.5/100 • 10 億円以上 14.7/100	12.3/100 • 2 億円以上 5 億円未満 13.5/100 • 5 億円以上	12.3/100 ・1 億円超 ・10 億円以下 13.5/100 ・10 億円超				
	法人住民税	分析	【課題点】 法人税割で超過課税をしている団体	本又は出資を 有しない法人 12.3/100 ・5億円以上10 億円未満 13.5/100 ・10億円以上 14.7/100	12.3/100 ・5 億円超、10 億円以下 13.5/100 ・10 億円超 14.7/100	12.3/100 - 5 億円以上 10 億円未満 13.5/100 - 10 億円以上 14.7/100	12.3/100 • 2 億円以上 5 億円未満 13.5/100 • 5 億円以上	12.3/100 ・1 億円超 ・10 億円以下 13.5/100 ・10 億円超				
	法人住民税	分析	【課題点】	本又は出資を 有しない法人 12.3/100 ・5億円以上10 億円未満 13.5/100 ・10億円以上 14.7/100	12.3/100 ・5 億円超、10 億円以下 13.5/100 ・10 億円超 14.7/100	12.3/100 - 5 億円以上 10 億円未満 13.5/100 - 10 億円以上 14.7/100	12.3/100 • 2 億円以上 5 億円未満 13.5/100 • 5 億円以上	12.3/100 ・1 億円超 ・10 億円以下 13.5/100 ・10 億円超				
	法人住民税	分析	【課題点】 法人税割で超過課税をしている団体	本又は出資を 有しない法人 12.3/100 ・5億円以上10 億円未満 13.5/100 ・10億円以上 14.7/100	12.3/100 ・5 億円超、10 億円以下 13.5/100 ・10 億円超 14.7/100	12.3/100 - 5 億円以上 10 億円未満 13.5/100 - 10 億円以上 14.7/100	12.3/100 • 2 億円以上 5 億円未満 13.5/100 • 5 億円以上	12.3/100 ・1 億円超 ・10 億円以下 13.5/100 ・10 億円超				
	法人住民税	分析	【課題点】 法人税割で超過課税をしている団体	本又は出資を 有しない法人 12.3/100 ・5億円以上10 億円未満 13.5/100 ・10億円以上 14.7/100	12.3/100 ・5 億円超、10 億円以下 13.5/100 ・10 億円超 14.7/100	12.3/100 - 5 億円以上 10 億円未満 13.5/100 - 10 億円以上 14.7/100	12.3/100 • 2 億円以上 5 億円未満 13.5/100 • 5 億円以上	12.3/100 ・1 億円超 ・10 億円以下 13.5/100 ・10 億円超				

区分	事務事業項目名				内 容					
		事業概要	土地・家屋・償却資産に対して毎年1	月 1 日現在の所有	者に固定資産の価格	各を課税標準として	課される税である	0		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・	大磯町・二宮町						
		一元化の方向	A:負担の公平が保たれないので、合	併時に調整する必	 要がある。					
					-					
				 平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	
			土地(課税面積 ㎡)	47,433,989	46,736,303	24,602,135	8,992,536	13,258,581	5,986,765	
			家屋(課税棟数 棟)	79,985	110,630	59,045	14,194	12,409	10,803	
			償却資産(納税義務者数 人)	12,606	8,959	4,503	1,172	639	279	
		分析	納期が異なっている。(4,7,12,2月 ○法定外還付の適用遡及範囲が異なっ ○土地について:全域を市街地宅地評 ○家屋について:評価計算のサブシス	ている。 価法で評価・・・ 4 🛭]体、市街地宅地評			,	₿録方法が異なって	ะเกล.
税		事業概要	 市街化区域内に所在する土地・家屋の		<u> </u>	、下水道や公園の		事業に要する費用に	 こ充てられる目的税	見である
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町					<u> </u>		
		一元化の方向	A:負担の公平が保たれないため、合	併時に調整する必	要がある。					
					-					
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	
			税率	0.2/100	0.25/100	0.3/100	0.2/100	-	-	
			納 期	4,7,9,11月	4,7,12,2,月	4,7,12,2月	5,7,9,11月	-	-	
	都市計画税									

- 113 - /財 政/

区分	事務事業項目名				内 容	_	_							
		事業概要	都市地域における都市環境の整備・改	善善	 ため事業所等にお ぃ	 \て行われる事業又	 よ事業者用家屋の新	 築・増築に対して課						
		実施市町	藤沢市											
		一元化の方向	A:1市のみしか課税していないが、	合併時に課税団体と	なるため負担の公	 平を図るため合併時	 に調整する必要がa	 5 వే						
		7515-7313												
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町					
				十小小		オグ岬川	☆/川岬]	八城山」						
			課税しているかどうか		課税									
	NIV TV													
	事業所税													
			【課題点】											
		分析	人口30万以上の都市が課税するも	3 0 万以上の都市が課税するものなので藤沢市のみ課税している。 していない団体の課税準備										
			課税していない団体の課税準備											
		# ** 107 TH		(1) (1) (1) (1)	4目でかりてもここ	++ □□===	7 /h # + = 1 # - 7 + 7	,						
税		事業概要	市税・町税を納期限内に、本庁や支所		関判で納めてもらつ。	。また口座振笛によ	る船枕も可能である	ο,						
		実施市町		家市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町 ・サービフル淮が異なるので、全併時に領教する必要がある										
		一元化の方向	元化の方向 A:サービス水準が異なるので、合併時に調整する必要がある。 											
				77 P +	# 17 1	# . #* +	s⇔ IIIm⊤	-1- 74k m⊤	— = mT					
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町					
			W-11-2											
			収納率(%)	93.68	93.93	92.96	95.65	94.7	93.56					
			口座での一括納付	行なっている	行なっている	行なっていない	行なっている	行なっている	行なっている					
	市税等の収納			市及び金融機関	市及び金融機関	金融機関の窓口	町及び金融機関	町及び金融機関	町及び金融機関					
	(口座振替)			の窓口	の窓口		の窓口	の窓口	の窓口					
		分析												
		23.1/1	【課題点】											
			口座振替取扱い金融機関の範囲で				支店を持つ金融機関	まで対象:4団体						
			口座での一括納付 行っている	団体5団体 行っ	っていない団体 1 団	体								
I														

区分	事務事業項目名			内 容								
		事業概要	納税の奨励を図ることによって納税意	意識を高め、収納率を	を高めることを目的		町民税と固定資産	 税。				
		実施市町	平塚市・大磯町・二宮町									
		一元化の方向	A:負担の公平が保たれないため、含	合併時に調整する必要	要がある。							
	納期前納付の報			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町			
税	奨金制		報奨金の算定率	1/100	-	-	-	0.2/100	0.5/100			
		分析	【課題点】 実施しているのは平塚市、大磯町、 制度を存続させるか、廃止するか要					大磯町 0.2/100、二	二宮町 0.5/100			
		事業概要	市町が支払う電気、電話、ガス等のな	公共料金を、自動支持	仏いにより支出する	3.						
		実施市町	平塚市・藤沢市・寒川町									
		一元化の方向	A:サービス水準を公平にするため、	合併時に調整の必要	要がある。							
	公共料金口座自 動振替払いに関 する事務	分析	【課題点】 平塚市、藤沢市、寒川町が実施して ○自動振替の対象は、平塚市は電気、 ○各市町の事務処理に多少の相違があ	ガス、上下水道、電	電話、電気、ガス、	· 上下水道、電話、				水道		
会計		事業概要	地方自治法に基づき、歳計現金・歳計 融機関の経営状況等を把握し適正な過		ら確実で有利な方法	たで保管すること、	また基金について	も確実かつ効率的に	運用することにつ	Oいて、金		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・	・大磯町・二宮町								
	公全の運用に関	一元化の方向	C:法に基づく事務のため、考え方や	中事務内容に差はない	Nが、公金の運用な	よので合併後に調整	の必要がある。					
	する事務	公金の運用に関										

- 115 - /財 政/



3 各種実務課題の研究

各種実務課題の研究として、電算システム、組織、法令、財政等について専門部会、分科会において、調査検討を行いました。

(1) 電算システムの現状

ア 電算システム一元化に向けての考え方

市町村が合併する場合のシステム一元化については、 事務運用の統合、 システムの統合、 窓口の増加、 処理件数の増加、 高度な行政サービスの提供等の要件を短期間に整理し、安全、正確さを確保し、移行する必要がある。

現実的には住民情報系、内部情報系、地域情報系システムについては既存システムを踏襲した統合が、安全な構築方法と考えられる。 電子自治体系システムは、今後の開発課題であり、共同利用等の考え方を踏まえた構築を検討することが必要である。

住民情報系:住民記録や税、国保等の住民情報に関わるシステム

内部情報系:財務や文書管理など内部事務に関わるシステム

地域情報系:市民生活に関わる情報システム(例えば公共施設予約システムなど)

電子自治体への対応:平成 15 年度から平成 18 年度に、住基ネット・電子申請・電子申告・総合行政ネットワーク等の導入が予定されている。

イ 電算システム一元化に向けての検討

電算システムの統合においては、各市町のシステムの導入状況を把握し、課題を整理した上で、 統合方式、 データ移行方法等の検討が必要である。

ウ 3市3町の電算システムの導入状況

3市3町のシステム導入状況を、汎用機でのシステム、分散系でのシステム、地域情報化システムの3つに大別し、整理した。

汎用機でのシステム:大型コンピュータを使ったシステム

分散系でのシステム:パソコンネットワークシステム

汎用機でのシステム

	業務	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	備考
住民情報 基幹プラ	ラットフォーム	汎用機	汎用機	汎用機	汎用機	汎用機	PC #-バ	汎用機 2 種類、PC サーバ 1
		(ACOS4)	(ACOS4)	(ACOS4)	(ACOS4)	(ACOS2)	(WinNT)	種類の計3種類
住民記録	住民票形態	個人票	個人票	世帯票	個人票	個人票	世帯票	
	AP サーバ	PC #-1.	PC #-1.	PC #-1,	PC #-1.	PC #-1,		基幹プラットフォームとの連携
		(Win2K)	(Win2K)	(Win2K)	(Win2K)	(Win2K)		方式が3種類
	CS	PC #-1.	PC #-1.	PC #-1,	PC #-1.	PC サ- バ		基幹プラットフォームとの連携
		(Win2K)	(Win2K)	(Win2K)	(Win2K)	(Win2K)		方式が3種類
	バックアップシステム	汎用機	PC #-1.		PC #-1.			
		(ACOS4)	(Win2K)		(Win2K)			
	外字							
印鑑	密度	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)	フォント確認が必要
外国人					未			
戸籍		PC #-1.	UNIX #-バ	未	未	未	未	
		(WinNT)	UNIX 9-1	木	木	*	*	
除籍		PC #-1.	UNIX #-バ	未	未	未	未	
		(WinNT)	UNIX 9-1	木	木	*	*	
附票		PC サーバ		未	未	未	未	
		(WinNT)		*	*	*	*	
宛名								
住民税								
固定資産税								
軽自動車税								
国民健康保	険 徴収方法	(税)	(米斗)	(米斗)	(米斗)	(税)	(税)	
国民年金								
介護保険	介護事務処理							
	介護認定支援	PC #-1.	PC #-1.	PC #-1.	PC #-1,	PC #-1,		
		(WinNT)	(WinNT)	(WinNT)	(WinNT)	(WinNT)		

	給付実績チェックシステム	未	未	未	未	未		
	ケアプラン作成支援システム	未	PC サーバ (WinNT)	未	未	未	未	
収納								
下水道使用料			PC サーバ (A-VX)					H15.4 県企業庁

- ・表中の 印は対象業務が住民情報基幹プラットフォーム上で処理されていることを示す。
- ・他のプラットフォームで分散処理されている場合は、その名称を記入した。

分散系でのシステム

	業	務	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	備考
内	財務 プラッ	トフォーム	PC #-1.	PC サーバ	汎用機	汎用機	PC #-1.	PC サーバ	パッケーシ ソフト
部			(WinNT)	(WinNT)	(ACOS4)	(ACOS4)	(WinNT)	(WinNT)	3 種類が導入
内部情報	基本体系	科目体系(歳入)	会計・款・項・	会計・款・項・	会計・款・項・	会計・款・項・	会計・款・項・	会計・款・項・目・	
TIX			目·節·細節	目·節·細節	目·節·細節	目·節·細節	目·節·細節	節·説明	
		科目体系(歳出)	会計・款・項・目・細						
			目・細々目・節・細	目・細々目・節・細	目・細々目・節・細	目·細々目·節·細	目・細々目・節・細	大事業・小事業・	
			節	節	節	節	節	細節·説明	
	対象業務	起債					(H15.4 ~)		
		公有財産	未		未	未	未	未	
		債権債務者							基本システムに含む
		資金	未	未		未	未	未	
		基金	未	未	未	未	(H15.4 ~)	未	
		備品	(H15.4 ~)		未	未	未	未	
		用品	未	未	未	未	未	未	
		契約	未	(物品のみ)	未		未	未	
		業者	未	(物品のみ)	未	未	未		
		財政計画支援	未	未	未	未	未	未	
		計画事業	(独自)			未	未		
		他処理連携	未	(文書·旅費· 行政評価)	統計は PC サー パ処理	未	未	未	
	電子決裁		未		未	未	未	未	

	人事給与	PC #- /\' (A-VX)	PC # - /\' (A-VX)	PC サーバ (WinNT)	汎用機 (ACOS4)	PC サーバ (WinNT)	PC #-/\' (WinNT)	
	文書	未	UNIX #-1/	未	未	未	PC # - /\' (WinNT)	
	グループウエア	PC サーバ (WinNT)	PC サーバ (WinNT)	PC サーバ (WinNT)	PC サーバ (WinNT)	PC サーバ (WinNT)	PC サーバ (WinNT)	パッケージソフト 2 種類が 導入
	行政評価	未	PC サーバ (WinNT)	未	未	未	未	
	清掃施設管理	PC #-1.	PC サーバ (WinNT)	PC サーバ (N E C7200)	なし	なし	なし	
	市民病院	汎用機 (ACOS4)	PC サーバ (Win2K)	PC サーバ (WinNT)	なし	なし	なし	
福祉情報	障害者	PC サーバ (WinNT)	UNIX #-/\	PC サーバ (WinNT)	PC サーバ (A-VX)	未	未	
情	高齢者	未	UNIX #-バ	未	未	未	未	
¥权	児童福祉	PC サーバ (WinNT)	UNIX #-1/	PC サーバ (WinNT)	未	未		
	生保	PC サーバ (WinNT)	UNIX #-1/	PC サーバ (A-VX)	未	未	未	
	医療	PC サーバ (WinNT)	UNIX #-1/		未		PC サーバ (WinNT)	
	老健	汎用機 (ACOS4)	UNIX #-1/		汎用機 (ACOS4)	汎用機 (ACOS2)		
	健康管理	未	基本健康調査 のみ	未	未		なし	

[・]表中の財務個別業務の印は対象業務が財務共通プラットフォーム上で処理されていることを示す。

[・]表中の福祉個別業務の印は機種等の詳細は不明であるが、導入済みを示す。

- 120 - 湘南市研究会

地域情報化システム

		務	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	備考
内部情報	施設予約	スポーツ	PC サーバ (Win2K)	PC サーバ (Win2K)	UNIX #-1/	未	未	未	
情 報		文化(市民会館·公民館等)	PC サーバ (Win2K)	UNIX #-/\	UNIX #-1\	未	未	未	
		宿泊	未	UNIX #-N	未	対象施設なし	対象施設なし	対象施設なし	
	図書館					未			
	地図	統合化	未	計画中	未	未	未	未	
		都市計画	未			未			
		固定資産	未			未	未		
		道路	未		未	未	未	未	
		下水道	未		PC サーバ (Win2K)	未	未	未	
	ポータル					未	未	未	
体 電	電子申請		未		未	未	未	未	
一子	電子調達		未	未	未	未	未	未	
子自治	電子相談		未	未	未	未	未	未	
冶	認証		未	未	未	未	未	未	
	ノトラネット ネットワーク)		(H14.11)	PC サーバ (Win2K)	未		未	未	
	ノトラネット 約等各施設間 <i>右</i>	ベットワーク)	未	PC サーバ (Win2K)	未	未	未	未	
	土木設計積算			PC サーバ (WinNT)					
その他	農家台帳		PC単体	不明	未	未	未	PC サーバ (WinNT)	
他	消防(指令等)	UNIX #-1\	UNIX #-1\	UNIX #-1/	UNIX #-II.		PC サーバ (WinNT)	
	防災		未	UNIX #-//	未	未	未	PC サーバ (WinNT)	
報庁	庁内LAN		LAN(1G)	基幹 LAN(1G)	LAN(100M)	LAN(100M)	LAN(100M)	LAN	
報庁基内盤情	出先機関		スーパーワイド LAN	スーパーワイド LAN	スーパ [*] - ワイト [*] LAN	DA64	DA128	INS64	

[・]表中の印は機種等詳細は不明ながらシステム化済の業務を示す。

エ 3市3町の電算システム一元化に向けての課題

現状の3市3町のシステム化の範囲を踏まえた上での大まかな問題・課題点は以下のようになる。

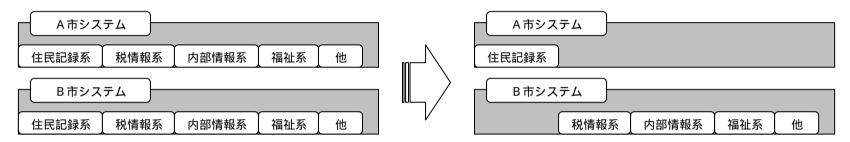
住民記録	・世帯票と個人票の違い・外字の整理・コードの整理
印鑑証明	・印鑑カードの取扱い・印影については3市3町が400dpiを使用
外国人	
	・寒川町未システム化 ・3市2町で運用が異なる(カスタマイズあり)
選挙	・選挙資格の設定方法(定時登録条件等)・藤沢市と二宮町が不在者投票システム化
戸籍	・藤沢市のみシステム化 (H15.2 平塚市システム化) ・外字の整理
除籍	・2市でシステム化 ・データ形式の統一
附票	・藤沢市のみシステム化(H15.2 平塚市システム化)
宛名管理	・不均一課税の対応により方法論検討 ・管理方法については3市3町で特徴あり
住民税	・不均一課税の対応により方法論検討 ・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり)
固定資産税	・不均一課税の対応により方法論検討 ・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり)
軽自動車税	・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり)
法人市民税	・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり)
国民健康保険	・課税方法の相違(平塚市・大磯町・二宮町:国保税、藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町:国保料)
国民年金	・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり)・社会保険庁への対応
介護保険	・不均一課税の対応により方法論検討 ・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり)
収納	・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり) ・過年度消し込みについて検討
下水道使用料	・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり)
汎用機・分散系で	の運用システム
財務	・科目体系は同一 ・サプシステムにばらつきあり ・藤沢市のみ文書連携
電子決済	・藤沢市のみシステム化・専決規定の統一化
人事給与	・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり) ・諸手当について差異が多い
文書管理	・藤沢市のみシステム化・専決規定の統一化・文書管理規定の統一化

グループウエア	・職員情報との連携
行政評価	・藤沢市のみシステム化
清掃施設管理	・運用形態の位置付けを明確にする
市民病院	・市民病院としての位置付けを明確にする
総合福祉	・政策、施策レベルのサービスについての取扱いによりカスタマイズの差異が多い
生活保護	・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり)
健康管理	・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり)
医療	・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり)
老健	・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり)
保健所	・藤沢市保健所設置計画策定
施設管理	・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり) ・条例の整理が必要
図書館	・パッケージは異なるが、データ移行は比較的容易・マークデータの統合等データ整理方法の検討
地図管理	・ベース地図作成時期、精度の整理 ・リンクする業務の考え方(評価算定等の統一)
土木設計積算	・パッケージは異なるが、データ移行は比較的容易・県との連携
農家台帳	・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり)
消防・防災	・連携方法の検討
庁内情報基盤整備	・実施は今後であるため合併を踏まえた導入形態を検討する必要がある
地域情報化	
地域情報化計画	・総合計画に基づく個別情報化計画の策定・地域と行政が情報化を総合的・体系的に整備
電子自治体関連	・実施は今後であるため合併を踏まえた導入形態を検討する必要がある
地域情報基盤整備	・インフラ(プロードバンド)の整備 ・地域イントラネットの構築 ・学校イントラネットの構築
市政情報提供	・情報提供システム(方法)の検討
市民ITサポート	・IT体験施設の整備 ・サポート組織作り
ポータルサイト	・新規構築

オ システム一元化方式について

システム一元化方式をみると、個別業務選択方式、任意団体一本化方式、新規システム導入方式の3方式が想定される。先進市の事例を参考にその方式を整理する。

…個別業務選択方式(分割型) さいたま市(大宮市・浦和市・与野市の合併)で採用 旧自治体で運用中のシステムを選択し、継続使用する方式



[想定される作業]

- ・期割、住民票出力形式、国保徴収方法などの統一化
- ・連携(上記の例では「住民記録 税」)について新規で作り込み
- ・操作性が異なることにより入出力部分の修正
- ・宛名の新規作成
- ・不均一課税(固定資産・住民・介護保険等)の対応
- ・システム化されている業務の統一
- ・外字・個人番号・世帯番号などの統合

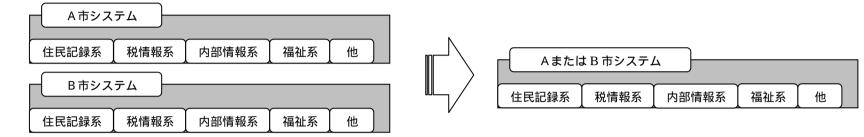
〔課題点〕

- ・複数システムのため維持経費が重複
- ・各旧システムをデータ連携させる仕組み(業務間の整合処理)が必要
- ・並行稼動期間の運用が複雑

但し、各部会での検討結果に近いシステムの選択が可能である。移行作業が最低限に抑えられる可能性がある。

任意団体一本化方式 (片寄せ型) 西東京市 (田無市・保谷市の合併)で採用

任意の一団体のシステムを選択し、継続使用する方式



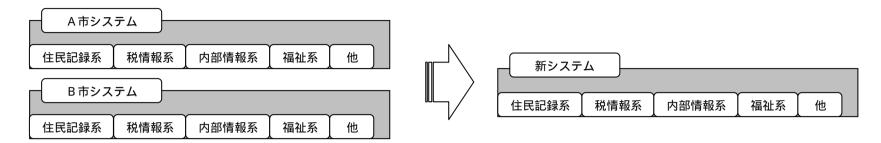
[想定される作業]

- ・期割、住民票出力形式、国保徴収方法などの統一化
- ・不均一課税(固定資産・住民・介護保険等)の対応
- ・システム化されている業務の統一
- ・外字・個人番号・世帯番号などの統合
- ・宛名へのデータ移行(不均一課税実施の場合含む)

〔課題点〕

- ・どの自治体のシステムを継続するのか調整が必要
- ・旧システムからのデータ移行が発生
- ・並行稼動期間の運用が複雑
- ・合併による人口増、サービス増への対策
- ・不採用システムの要件を追加し構築すると費用が高額になる可能性あり 但し、システム連携は実現されているため安全性が高い。費用は個別業務選択方式より安価の可能性がある。
- * サービスの統廃合を行っても、合併までは各市町の業務として継続するため移行時期は合併時に合わせて行うことが前提。
- *合併月によっては、合併時に統合が必要ないシステムがある。
- *戸籍業務など部分的なシステム化が認められている業務においては段階的なシステム化が可能。

新規開発方式 (新システム導入型) 完全にシステムを一から構築する方式



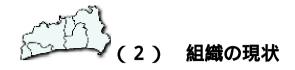
〔想定される作業〕

- ・期割、住民票出力形式、国保徴収方法などの統一化
- ・不均一課税(固定資産・住民・介護保険等)の対応検討

〔課題点〕

- ・新規導入のため、担当課の負担(確認作業・オペレーション等)が大きい。
- ・十分な準備期間が必要
- ・過年度についての考慮が必要

但し、先進パッケージの導入により、住基ネット、電子自治体等への対応が容易になる。住民CD、賦課計算等合併を意識したパッケージであれば改修は最低限に抑えられる。



ア 整備方針の制定

新市の事務処理組織及び機構の設置は、新市の市長職務執行者が行うこととなる。その準備については、合併市町間で協議を行った上で合併後の事務執行に支障がないよう配慮するとともに、新市の効率的な事務運営につながるよう、内容を固めておくことが必要である。地方自治体は、その地域の社会経済条件、自然環境条件や歴史的背景を踏まえ住民の生活向上と福祉の充実を目指し、その地域の課題を克服する効率的な組織機構としなければならない。そのためには、「最少の経費で最大の効果をあげる地方自治運営の能率化の原則」や「地方自治体の組織及び運営の合理化とその規模の原則」の趣旨に沿った組織機構を整備することが必要である。

イ 本庁組織

地方自治法第158条第7項の規定に基づき、新市の部の設置については、条例で定めることとなる。その際は、住民の福祉の増進、 運営の合理化、規模の適正化に配慮しつつ、かつ、他の市町の部の組織との間に権衡を失しないようにする必要がある。

ウ 出先機関

合併をする場合には、これまでの市町の本庁としての事務所や出先機関としての支所等の扱いについて、その位置、名称、機構、業務内容、所管区域等に関して、合併関係市町で協議しておくことが必要である。

支所または出張所等の位置、名称及び所管区域は、地方自治法第155条の規定に基づき、「条例でこれを定めなければならない」ことと定められている。合併時には、従来の市役所、町役場を支所または出張所とする例が多く、どの程度の事務をその支所等で取り扱うのか、組織、人員、所管区域をどのようにするのか、事務の効率化と住民の利便性の均衡をどのように図っていくのか等を十分に検討することが必要である。

工 附属機関

合併する場合には、本庁組織の扱いに付随して、附属機関の取り扱いを合併関係市町で協議しておく必要がある。

オ 3市3町の組織の現況 (平成15年4月1日現在)

	平塚市		藤沢市	荽,4	·崎市	1	寒川町	大磯	BT .	1	二宮町
部名	課名	部名	課名	部名	課名	部名	課名	部名	課名	部名	課名
шиш	企画課	шеш	経営企画課	шты	企画調整課	шь ш	企画課	ur ii	企画室	ur iii	企画室
	秘書課		IT推進課		行政管理課		広報広聴課			1	総務課
	広報課		涉外課		情報推進課		AND TOURNESS OF THE PROPERTY O	1			財政課
	市民情報·相談課	企画部	男女共同参画課		男女参画社会課						税務課
	職員課		公共用地取得担当		文化推進課						地域推進課
	情報システム課		公共市地址付近日		人口性性味						2023(1住)医1休
企画部	IN TX Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z		市民自治推進課	企画部		企画部		行政改革·企画政策担当			
			広報課	正圖即		正圖品		11成以羊 正圆成果担当			
			市民窓口センター								
		市民自治部	市民相談課								
		마다티스마	消費生活課								
			情報管理課								
			市民センター(11ヶ所)								
	/// 7/r ÷m				TN elle AID		66\ 78 ÷⊞		663 78 AM	ALL THE POT	
	総務課		秘書課		秘書課		総務課	4	総務課	総務部	
	財政課		行政総務課		行政総務課		財政課	-	財政課	1	
	管財課	465.70 to 0	職員課	総務部	職員課		税務課	4	税務課	-	
	工事検査課	総務部	文書統計課		市民活動推進課						
	市民税課		災害対策課		広報広聴課						
	固定資産税課		行政改革推進担当		文書法務課						
総務部	納税課		D-1-7-1-400		財政課	総務部					
			財政課		用地管理課						
			納税課		契約検査課						
			市民税課	財務部	納税課						
		財務部	資産税課		市民税課						
			契約課		資産税課						
			管財課								
			検査課					総務部			
	産業推進課		産業振興課		商工労政課		町民課				住民課
	農産課		観光課		農政課		防災交通課				福祉課
経済部	商業観光課		農業水産課		海浜課		環境課				健康課
	工業労政課		勤労市民課		市民課		産業振興課				
	みなと水産課		中央卸売市場	市民経済部	小出支所						
		経済部			斎場						
公営事業所	事業課	經濟部				町民部					
	市民活動推進課										
	市民課										
市民部	青少年課				防災対策課						
10 52 50	交流親善課			防災安全部	安全対策課						
	文化行政推進室			例火女主部							
	男女共同参画推進室									民生部	
	福祉政策課		福祉推進課		保健福祉総務課		福祉課		町民課	J	
	高齢福祉·介護保険課		保険年金課		健康づくり課		高齡介護課	J	地域協働課	J	
	同时1個位,川磯体院孫		介護保険課		保険年金課		保険年金課		福祉課]	
	障害福祉課		医療予防課	保健福祉部	障害福祉課		健康課		子育て介護課]	
	生活福祉課		市民健康課							1	
健康	児童福祉課	福祉健康部	保健医療施設開設準備担当					BT F2 7-1-10			
福祉部	保険年金課	伸忙健康部	体性达尔施政用政华闸担当		<u> </u>			町民福祉部			
	健康課		高齢福祉課		高齢福祉課						
			児童福祉課		介護保険課	/ロガキケラケル キワ					
			障害福祉課	少子高齢部	児童福祉課	保健福祉部					
			生活福祉課								
			太陽の家								
	環境政策課		環境管理課		環境政策課				環境美化センター		経済課
	環境管理課		環境保全課		環境保全課				経済観光課	1	環境課
環境部	環境業務課	環境部	減量推進課		ごみ対策課				MALITY BULL DINA	1	環境衛生センター
ペス・プロリ	環境事業センター	456-35CID	環境事業センター	環境部	清掃施設整備課			環境経済部		経済環境部	桜美園問題対策プロジェクト
	nex-パザホビノノ		北部環境事業所		収集事務所						「大人間 可服人 水ノ口ノエノ
			石名坂環境事業所		清掃事務所						
			口口水极党尹未川	l	/月3中学4カバ	II			l		`\L□ → → + + + + + + + + + + + + + + + + +

湘南市研究会

	平塚市		藤沢市	茅ヶ	·崎市		寒川町	大磯	細丁		二宮町
部名	課名	部名	課名	部名	課名	部名	課名	部名	課名	部名	課名
	建設総務課		建設調整課		都市計画課		都市計画課		都市整備課		建設課
	都市計画課		都市計画課		都市政策課		国県事業対策課		まちづくり課		都市整備課
	開発調整課		開発業務課		都市整備課		新幹線新駅対策課		下水道課		下水道課
都市計画部	建築指導課	計画建築部	建築指導課		建築指導課						
	開発審査課		公共建築課		開発審査課						
			住宅課		公園みどり課						
			西北部総合整備事務所	都市部		都市部					
	都市整備課		都市整備課								
	みどり公園課		公園みどり課								
都市整備部	総合公園管理事務所	都市整備部	長後地区整備事務所								
IN IN 3도 (III III	建築課	바마포메마	柄沢区画整理事務所					都市整備部		建設部	
	水政課		北部区画整理事務所								
	ライナーホーム推進室										
	道路総務課		土木計画課		建設総務課		道路課				
*** Dir da	道路補修課		道路管理課		道路管理課		下水道課				
道路部	道路建設課		交通安全課	建設部	道路建設課		安川町田川敦港事みに				
	交通安全課	土木部	道路整備課		建築課	建設部	寒川駅周辺整備事務所				
	国県道推進室		下水道業務課		国県事業対策課	建议部		1			
	下水道総務課		下水道整備課		下水道総務課						
下水道部	下水道建設課		土木維持課	下水道部	下水道建設課	1					
	下水道管理課				下水道管理課	1					
平塚市民病	院	藤沢市民病	院	茅ヶ崎市立病院	•				•		•
会計課		会計課		会計課		会計課		会計課		出納室	
議会事務局	議会総務課	議会事務局	3	議会事務局		議会事務局	5	議会事務局		議会事務局	庶務課
選挙管理委	員会事務局	選挙管理委	員会事務局	選挙管理委員会事	務局	選挙管理委	員会事務局	選挙管理委員会事務局		選挙管理委	員会事務局
監査委員事	務局	監査委員事	務局	監査事務局		監査委員事	務局	監査委員事務局		監査委員事	務局
農業委員会	事務局	農業委員会		農業委員会事務局		農業委員会	事務局	農業委員会事務局		農業委員会	事務局
		オンブズマ	ン事務局								
	教育総務課		教育総務課		教育総務課		教育総務課		学校教育課		教育総務課
教育総務部	教育施設課		学務課		教育施設課		学校教育課		生涯学習課		生涯学習課
	学校給食課		学校教育課		学務課		生涯学習課		郷土資料館		生涯スポーツ課
	学務課	教育総務部	保険給食課	教育総務部	教育指導課		スポーツ振興課		図書館		
	教職員課	7A 円 前61万回)	学校施設課	分 日 № 4カロ)			教育研究室				
学校教育部	指導室				1						
	教育研究所				ĺ	教育委員会		教育委員会		教育委員会	
	子ども教育相談センター										
	社会教育課		生涯学習課		生涯学習課						
	スポーツ課		文化推進課		青少年課						
社会教育部	中央図書館	生涯学習部	青少年課	生涯学習部	スポーツ課						
	博物館		スポーツ課		図書館						
	美術館		総合市民図書館								
	消防総務課		消防総務課		消防総務課		庶務課		消防総務課		消防課
	防災課		予防課		予防課		予防課		消防署		消防署
消防本部	予防課		警防課	消防本部	警防課		消防署		国府分署		
	警防課	消防本部	救急救命課			消防本部		消防本部		消防本部·署	
		(HW4NH)	通信指令課			HINJAND		HHY		(리에 수마, 물	
	管理課		管理課		指導課						
消防署	警備課		警備第一課	消防署	警備第一課						
	指令課		警備第二課		警備第二課					<u> </u>	



(3) 法令関係の現状

湘南市の場合の合併方式は、新設合併が想定されることから、3市3町における制度を調整し、湘南市としての新たな制度を設計することが必要となる。そのためには、新設合併に伴う3市3町の例規等(要綱等を含む。以下同じ。)の調整について、次のような事務が想定される。

ア 想定される事務の進め方

(ア) 例規等の一覧表の作成

3市3町の例規等の全体像を把握し、かつ、湘南市において制定すべき例規等の基礎資料とするため、3市3町のそれぞれ対応する 例規等の一覧表を作成する。

(イ) 例規等の立法方針の決定

事務事業の調整方針に基づき、湘南市において制定すべき例規等を決定する。この決定に当たり、例規等を次のように分類し整理する(事務事業の調整方針は、法定合併協議会で協議し決定する。)。

新しく制定する例規等 統合し、又は分離する例規等 廃止する例規等

(ウ) 例規等の施行方法の決定

事務事業の調整方針に基づき、例規等を次の区分により施行させる。

- a 例規等を湘南市の発足日から施行させるもの
 - (a) 市長職務執行者の専決処分により制定し施行させる条例

湘南市の発足日と同時に、市長職務執行者の専決処分により制定し施行させるもの(地方自治法第179条第1項)

法令により制定が必要なもので、市政執行上空白期間の許されないもの

湘南市の組織及びその運営又は職員の勤務条件に関するもの

市民の権利義務に関するもので、空白期間の許されないもの

公の施設の設置・管理に関するもの

3市3町が同様の制度を有する事務事業に係るもので、統合する必要があるもの

法定合併協議会において協議済のもの

(b) 市長職務執行者の決裁により制定し施行される規則・規程

湘南市の発足と同時に、規則・規程を市長職務執行者が決裁し施行させるもの

- (a)に準ずるもの
- b 3市3町の例規等を引き続き施行させるもの

湘南市において条例・規則が施行されるまでの間、市長職務執行者が従来の3市3町で施行されていた条例・規則を湘南市の条例・ 規則として、当該地域に引き続き施行させるもの(地方自治法施行令第3条)

3市3町の制度に相違があり、湘南市の発足までに統合が困難なもので、湘南市において統合案を決定するもの

一部の市町にのみある例規等で湘南市において政策判断を要するもの

既に適用させていたものを整理する間施行させるもの

- c 湘南市の発足日に施行させないもの
 - (a)逐次制定する例規等

市長の政策判断に係るもの

(b)議員提出に係る条例・規則

議員にのみ提出権のあるもの

(エ) 例規等の立案の方針及び要領の統一

例規等の立案の方針及び要領を統一する。統一する事項としては、次のようなものが考えられる。

法形式の選択

規定事項

題名の付け方

数字の表記方法

句読点

(オ) 例規等の立案及び審査

a 立案

3市3町における当該事務事業の主管課において例規等の原案を調整し立案する。

原案には、例規等作成調書を添付する。調書には、次の事項を記載する。

- ・ 当該原案に対応する 3 市 3 町の例規等の名称
- ・事務事業の調整方針の概要
- ・当該原案に係る3市3町の例規等の相違点及び検討・調整事項
- ・当該原案の施行すべき時期
- ・施行に係る経過措置
- b 審査

原案について3市3町の例規等主管課においてそれぞれ審査を行う。審査は、原則として、一次審査及び二次審査とする。

(カ) 湘南市の例規集の作成

例規集の編纂を決定する。

例規集の作成にあたり、次のいずれで行うかを決定する。

・電子ベースのみ ・電子ベースと紙ベース ・紙ベースのみ

イ 3市3町の例規集の現況 (平成15年4月1日現在)

		平塚市	168	224	80		藤沢市	192	273	87		茅ヶ崎市	169	226	66
編		類章	条例	規則	規程		類章、節	条例	規則	規程	編	章、節			
第1編	第1類 総則	第1章 開庁	2	1	0	第1類 総則	第1章開庁	2	0	0	第1編 総規	第1章 市制施行	2	1	0
		第2章 公告式及び広報	1	1	1	1	第2章 公告式	1	0	0	1	第2章 公告式·市報	1	1	1
		第3章 表彰	2	1	0	1	第2章の2 情報公開	2	11	10	1	第3章 表彰	2	3	0
	第2類 議会	第1章 議会	5	4	2	1	第2章の3 資産公開	1	1	0	第2編 議会		5	4	6
		第2章 議会事務局	1	0	6	1	第2章の4 オンブズマン	1	2	0	第3編	第1章 市長	-	-	-
	第3類 選挙	第1章 選挙	3	0	4		第3章 表彰	2	4	0	執行機関	第1節 事務分掌	2	4	0
		第2章 選挙管理委員会	0	0	3		第4章 その他	3	0	0		第2節 代理·代決等	0	2	3
	第4類	第1章 組織及び機関	1	4	0	第2類 議会		5	5	5		第3節 文書·公印	1	4	5
	行政一般	第2章 処務	4	15		第3類	第1章 選挙管理委員会	3	0	10		第3節の2情報公開	3	5	1
		第3章 行政委員会及び委員	5	9	14	委員会及び委員	第2章 公平委員会	1	6	0		第3節の3行政手続	1	2	
		第4章 附属機関	14		0		第3章 監査委員	1	0	2		第4節 住民	10	13	0
		第5章 市民活動	2	1	0		第4章 農業委員会	1	0	4		第5節 附属機関等	4	6	5
		第6章 住民	3	2	0		第5章 固定資産評価審査委員会	1	0	1		第2章 教育委員会第7編第1章に登載	-	-	-
	第5類 人事	第1章 定数及び任用	3		0	第4類	第1章 本庁機関	1	1	0		第3章 選挙管理委員会	3	0	7
		第2章 分限及び懲戒	5		0	行政組織	第2章 出先機関	2	1	0		第4章 公平委員会	1	8	1
		第3章 服務	6	8	4		第3章 附属機関	7	21	3		第5章 監査委員	1	0	3
		第4章 職員団体	2			第5類 処務	第1章 専決、委任	0	4	3		第6章 農業委員会第9編第1章に登載	-	-	_
	第6類 給与	第1章 給料及び諸手当	5	10			第2章 文書、公印	2	6			第7章 固定資産評価審査委員会	1	0	3
		第2章 旅費及び費用弁償	4	2	0		第3章 印鑑、住民登録	2	4	_	第4編 人事	第1章 定数·任用	4	2	0
		第3章 退職年金及び諸給与金	4	·			第4章 その他	1	6			第2章 分限·懲戒	5	1	1
第2編	第7類 財務	第1章 財産及び契約	9		0	第6類 人事	第1章 定数及び任用	3	2			第3章 服務	3	3	4
		第2章 会計	2		0		第2章 服務	5	5			第4章 職員団体	2	1	0
		第3章 市税	3		0	8	第3章 分限、懲戒	5	0		第5編 給与	第1章 報酬·費用弁償	4	1	0
		第4章 税外収入	5		·		第4章 研修、勤務評定	0	V			第2章 給料	8	13	
	第8類 民生	第1章 民生	9	·			第5章 福利厚生	1	3			第3章 旅費	1	2	0
		第2章 福祉	13	_			第6章 職員団体	2	0	0		第4章 退隠料·公務災害補償	4	5	0
		第3章 国民健康保険	2		_	第7類 給与	第1章 報酬、費用弁償、旅費	-	-	-	第6編 財務	第1章 通則	10	5	4
		第4章 介護保険	1		U		第1節報酬、費用弁償	2	1	0		第2章 市税	2	2	0
		第5章 衛生	2	_	0		第2節 旅費	1	1	0		第3章 使用料·手数料	4	1	0
		第6章 環境	3				第2章 給料、手当	7	11	_		第4章 会計	2	5	_
		第7章 病院	3		_		第3章 退隠料、退職手当	2	2	_	第7編 教育	第1章 教育委員会	2	13	
第3編	第9類 経済	第1章 農林及び水産	2	_	0	第8類 財務	第1章 通則	1	2	0		第2章 学校教育	3	4	0
		第2章 商工及び観光	0	·	·		第2章 財産管理	4	4	0		第3章 社会教育	15		
		第3章 公営事業	1		0	8	第3章 税、税外収入	-	-	-	第8編 厚生	第1章 社会福祉	15	23	
	第10類建設	第1章 通則	0		3	4	第1節 税	1	3			第2章 衛生	2	4	0
		第2章 道路及び河川	1				第2節 税外収入	10	_			第3章 国民健康保険	5	8	3
		第3章 都市計画	15	_	_		第4章 公債	0	0	·		第4章 介護保険	1	4	0
		第4章 建築	1	3	0		第5章 会計、経理	3	7	5					

		平塚市	168	224	80		藤 沢市	192	273	87		茅ヶ崎市	169	226	66
編		類章		規則					規則		編	章、節		規則	
第3編	第11類教育	第1章 教育委員会	0	3	0	第9類 建設	第1章 通則	2			第9編	第1章 農業委員会	1	1	5
		第2章 教育委員会事務局	3	7	5		第2章 道路、水路	-		-	産業経済	第2章 農林·水産	2	1	0
		第3章 学校教育	6		1		第1節 道路	1	3	0		第3章 商工	0	0	·
		第4章 社会教育	5		0	4	第2節 水路	1	2			第4章 環境保全	5	7	U
		第5章 図書館及び博物館	3	4	. 0		第3章 下水道	4	6		第10編建設	第1章 土木	6	12	
	第12類 欠		-	-	-		第4章 都市計画	9	_			第2章 公園·駐車場	6	6	
		第1章 消防本部及び消防署	2		_	4	第5章 公園	2				第3章 住居表示	1	2	
		第2章 消防団	4	4	0		第6章 建築	4	4			第4章 市営住宅	1	2	
		第3章 警防	1				第1章 通則	12	_			第5章 建築	10	15	
			168	224	80	社会福祉	第2章 保護	14	21	0	第11編消防	第1章 消防本部·消防署	3	7	6
							第3章 国民健康保険	1	2	0		第2章 消防団	4	3	0
							第4章 介護保険	2	3	0		第3章 火災予防	1	2	1
							第5章 災害対策	9	8	1		第4章 防災	0	0	3
						第11類	第1章 保健	1	1	0			169	226	66
						保健衛生	第2章 清掃	3	1	0					
							第3章 墓地、火葬場	4	4	0					
						第12類経済	第1章 農業	0	1	0					
							第2章 商工、労政	1	1	0					
							第3章 市場	1	1	0					
							第4章 観光	3	2	0					
							第5章 競輪	1	3	0					
							第6章 水産	1	1	0					
							第1章 教育委員会	0	9	6					
							第2章 学校教育	4	6	0					
							第3章 社会教育	11	16	0					
							第4章 文化財	1	1	0					
						第14類消防	第1章 消防本部、消防署	2	6	6					
							第2章 消防団	3	3	0					
							第3章 予防	1	4	0					
							第1章 下水道事業	1	0	0					
						公営企業	第2章 削除	-	-	-					
							第3章 削除	-	-						
							第4章 病院事業	-	-	-					
						第16類病院	第1章 通則	0	-						
							第2章 財務	3	_						
						77 4 7 WT	第3章 看護専門学校	1	2	3					
						第17類		-	-	-					
						環境保全		3	4	0					
								192	273	87					

	寒川町	132	143	65		大磯町	148	163	65		二宮町	134	135	60
編	章、節	条例	規則	規程	編	章、節	条例	規則	規程		章	条例	規則	規程
第1編 総規	第1章 開庁	2	0	0	第1編 総規	第1章 町制	2	2	0	第1類 通則	第1章 町制	1	0	0
	第2章 公告式	1	0	1		第2章 公告式	1	1	0		第2章 公告式	1	0	0
	第3章 表彰	1	1	0		第3章 表彰	2	2	2		第3章 表彰	2	2	0
第2編 議会		6	4	7	第2編 議会	第1章 議会 第2章 選挙	6	4	5	第2類 議会	第1章 議会	6	3	6
第3編	第1章 町長	-	-	-	選挙·監査	第2章 選挙	2	0		選挙·監査	第2章 選挙	2	0	7
執行機関	第1節 事務分掌	2	4	5		第3章 監査	1	0	3		第3章 監査	1	0	
	第2節 代理·代決等	0	3	3	第3編	第1章 組織	-	-	-	第3類	第1章 組織 処務	3	5	5
	第3節 文書·公印	0	0	5	行政通則	第1節 通則	2	4	3	行政一般	第2章 文書·公印	0	0	2
	第3節の2 行政手続	1	2	0		第2節 委員会等	2	4	0		第3章 住民·印鑑	1	2	0
	第3節の3 情報公開	2	6	0		第2章 文書·公印	2	5	8		第4章 広報·情報管理	4	6	0
	第4節 広報広聴	0		0		第3章 広報·情報	3	10	11		第5章 行政手続	1	2	0
	第5節 住民	2	3	3		第4章 行政手続	1	2	0	第4類 人事	第1章 公平委員会	0	0	0
	第6節 災害対策	3	0	2		第5章 庁内管理	0	1	1		第2章 定数·任用	1	1	1
	第7節 交通安全対策	0	1	1	第4編 人事	第1章 公平委員会	0	0	0		第3章 分限·懲戒	5	1	0
	第2章 教育委員会第7編第1章に登載	-	-	-		第2章 定数·任用	1	2	0		第4章 服務	5	4	2
	第3章 選挙管理委員会	2	0	7		第3章 分限·懲戒	4	2	0		第5章 研修·勤務評価	0	0	
	第4章 監査委員	1	0	4		第4章 服務	5	2	1		第6章 福利厚生	0	0	1
	第5章 公平委員会	0	0	0		第5章 研修:能率	0	0	0		第7章 職員団体	2	0	0
	第6章 農業委員会第9編第1章に登載	-	-	-		第6章 福利厚生	1	1	0	第5類 給与	第1章 報酬·費用弁償	4	1	0
	第7章 固定資産評価審査委員会	1	0	3		第7章 公務災害補償	2	3	0		第2章 給料	5	5	0
	第8章 附属機関等	1	0	0		第8章 職員団体	1	0	0		第3章 諸手当	2	4	2
	第1章 定数·任用	2	1	0	第5編 給与	第1章 報酬·費用弁償	3	0	0		第4章 旅費	1	1	0
	第2章 分限·懲戒	4	1	0		第2章 給料	6	3	0		第5章 退職給付	0	0	0
	第3章 服務	4	3	1		第3章 諸手当	1	8	1		第6章 公務災害補償	1	1	0
	第4章 職員厚生	2	2	3		第4章 旅費	1	2	0	第6類 財務	第1章 予算·会計	2	3	0
	第5章 職員団体	1	0	0		第5章 退職給付	0	0	0		第2章 契約·財産	13	2	1
	第1章 報酬·費用弁償	4	0	0	第6編 財務	第1章 予算·会計	3	4	0		第3章 町税	3		3
	第2章 給料·手当等	5	9	1		第2章 契約·財産	14	4	2		第4章 税外収入	1	0	0
	第3章 旅費	1	1	0		第3章 町税	3	2	4					
						第4章 税外収入	2	1	0					

	寒川町	132	143	65		大磯町		163			二宮町		135	
編	章、節	条例	規則	規程	編		条例	規則	規程		章	条例	規則	規程
第6編 財務	第1章 通則	2	2 1	0	第7編	第1章 社会福祉	-	-	-	第7類 教育	第1章 教育委員会	1	10	2
	第2章 会計	1	3	1	福祉·衛生	第1節 通則	6	4	0		第2章 学校教育	3	5	1
	第3章 税·税外収入	5	2	0		第2節 生活援護	1	1	1		第2章の2 生涯教育	3	3	0
	第4章 契約	0		3		第3節 児童福祉	4	4	1		第3章 社会教育	4	7	0
	第5章 財産	15		2		第4節 母子(父子)福祉	0	0	0		第4章 体育	2	3	0
第7編 教育	第1章 教育委員会	1	10	4		第5節 老人福祉	3	3	1	第8類 民生	第1章 社会福祉	17	18	2
	第2章 学校教育	2		0		第6節 心身障害者等福祉	4	2	0		第2章 保健衛生	5	7	O
	第3章 社会教育	8	13	1		第7節 同和対策	0	0	0		第3章 国民健康保険	2	1	1
	第4章 文化財	2	2 2	0		第2章 国民健康保険·国民年金	3		0		第4章 介護保険	1	2	C
第8編 厚生	第1章 社会福祉	-	-	-		第3章 介護保険	1	3	0		第5章 交通災害	1	1	0
	第1節 通則	6		0		第4章 保健衛生	3	7	2	第9類 産業	第1章 農林	2	1	5
	第2節 児童·母子福祉等	4		1		第1章 住民·生活	1	1	0		第2章 商工·観光	1	0	0
	第3節 老人福祉	5		0	生活環境	第2章 住民施設	1	1	0	第10類建設	第1章 土木	1	2	1
	第4節 心身障害者福祉	2		0		第3章 交通安全等	3		0		第2章 建築·住宅	1	0	0
	第2章 国民健康保険	1	3	0		第4章 環境保全	3	_	0		第3章 都市計画	6	4	1
	第3章 介護保険	1	2	0	第9編 経済	第1章 商工·観光	3	Ū	0		第4章 下水道	4	7	0
	第4章 衛生	-	-	-		第2章 労働	0		0		第5章 河川·港湾	2	2	0
	第1節 保健衛生	2	2 3	0		第3章 農林	3	3	6	第11類防災	第1章 災害対策	3	0	3
	第2節 環境衛生	3	2	1	第10編建設	第1章 土木	1	1	2		第2章 消防	8	18	
	第5章 環境保全	3	3	0		第2章 建築·住宅	2	0	0			134	135	60
第9編	第1章 農業委員会	1	1	3		第3章 都市計画	5	4	0					
産業経済	第2章 農林	0	1	0		第4章 開発	0	0	1					
	第3章 商工·労政	0) 1	0		第5章 下水道	4	6	0					
第10編建設	第1章 土木	2	2	0	第11編	第1章 災害対策	4	0	1	1				
210 · · · ///////////////////////////////	第2章 都市計画	7	7		防災·消防		7	15	3					
	第3章 下水道	4	5	0	第12編教育	第1章 教育委員会	0	7	2	4				
第11編消防	第1章 消防本部	2	4	3	713 . E MINI 3 X 12	第2章 学校教育	4	6	<u> </u>	1				
71 - NW111197	第2章 消防団	1	4	<u> </u>		第3章 社会教育	6	_	0	1				
	第3章 火災予防	1	3	<u>0</u>		第4章 体育	- 5	4	0	1				
	カッキ 人火 1 例	132	·	GE.	第13編雑則	第1章 事務委託	0	-	0	1				
		132	143	CO	无 1 3 綱縦則		Ť	_						
						第2章 一部事務組合	0	U	0					
							148	163	65					



自治体が、地方分権時代に、住民の多様なニーズに応え、行政の説明責任を果たすには、自立して遂行できる財政力を備えることが必要です。

ここでは、まず3市3町の財政の現況を把握し、その上で、一定の仮定のもとに、それぞれの自治体が現在のサービス水準を続けるとなると、どの程度の財政規模になるのかを検討します。なお、政令指定都市としての想定は行っておりません。

ア 3市3町の財政状況

3市3町の平成13年度普通会計決算状況を示します。3市3町の歳入合計は、約2,743億39百万円であり、歳出合計は、約2,633億7百万円となります。

歳入の主なものとして、地方税の割合は約60.7%となり、国庫支出金は6.8%、地方債は4.5%となります。歳出の 主なものとして、人件費は26.4%、公債費は9.8%となっています。

注:人件費とは一般職員の給与、地方公務員共済組合負担金、退職金、首長・議員・委員等の報酬等に要する経費 公債費とは市町が借り入れた地方債の元金や利子の支払いに要する経費 扶助費とは社会保障制度の一環として生活困窮者、児童、老人等を援助するために要する経費 投資的経費とは道路や公共施設のようにストックとして将来残るもの(いわゆる社会資本の形成)に要する経費

平成13年度普通会計決算の状況

歳入														(単位:千	円、%)
	3市	3町合計		平塚市		藤 沢	市	茅ヶ崎で	ī	寒川	町	大 磯	町	二宮日	
区分	決算額	構成比	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率
地方税	166,504,336	60.7	100.0	43,238,695	26.0	72,536,002	43.6	32,441,610	19.48	8,918,498	5.4	5,445,558	3.3	3,923,973	2.4
地方譲与税	2,216,275	0.8	100.0	606,339	27.4	875,039	39.5	453,211	20.45	124,927	5.6	79,790	3.6	76,969	3.5
利子割交付金	4,496,549	1.6	100.0	1,034,893	23.0	1,937,649	43.1	1,034,418	23.00	190,882	4.2	160,541	3.6	138,166	3.1
地方消費税交付金	8,056,351	2.9	100.0	2,377,948	29.5	3,242,045	40.2	1,543,935	19.16	463,614	5.8	226,848	2.8	201,961	2.5
ゴルフ場利用税交付金	242,305	0.1	100.0	60,901	25.1	38,537	15.9	88,714	36.61	0	0.0	39,189	16.2	14,964	6.2
特別地方消費税交付金	2,053	0.0	100.0	665	32.4	1,095	53.3	293	14.27	0	0.0	0	0.0	0	0.0
自動車取得税交付金	2,417,667	0.9	100.0	661,693	27.4	954,943	39.5	493,693	20.42	136,298	5.6	87,014	3.6	84,026	3.5
地方特例交付金	6,497,742	2.4	100.0	1,550,509	23.9	2,832,173	43.6	1,432,506	22.05	291,947	4.5	217,634	3.3	172,973	2.7
地方交付税	3,424,956	1.2	100.0	145,128	4.2	77,059	2.2	1,780,498	51.99	62,674	1.8	346,486	10.1	1,013,111	29.6
普通交付税	2,770,441	1.0	100.0	0	0.0	0	0.0	1,617,432	58.38	0	0.0	245,224	8.9	907,785	32.8
特別交付税	654,515	0.2	100.0	145,128	22.2	77,059	11.8	163,066	24.91	62,674	9.6	101,262	15.5	105,326	16.1
交通安全対策特別交付金	218,224	0.1	100.0	65,211	29.9	88,142	40.4	39,356	18.03	11,806	5.4	7,290	3.3	6,419	2.9
分担金·負担金	1,993,506	0.7	100.0	623,817	31.3	652,039	32.7	450,424	22.59	156,769	7.9	34,155	1.7	76,302	3.8
使用料	4,449,189	1.6	100.0	1,358,670	30.5	1,880,017	42.3	835,065	18.77	158,243	3.6	107,395	2.4	109,799	2.5
手数料	2,580,133	0.9	100.0	578,204	22.4	1,174,962	45.5	661,222	25.63	60,701	2.4	56,273	2.2	48,771	1.9
国庫支出金	18,686,983	6.8	100.0	4,605,721	24.6	9,075,713	48.6	3,529,183	18.89	686,406	3.7	476,717	2.6	313,243	1.7
県支出金	10,968,343	4.0	100.0	2,664,763	24.3	4,815,534	43.9	2,277,574	20.76	462,003	4.2	369,980	3.4	378,489	3.5
財産収入	911,030	0.3	100.0	453,686	49.8	222,924	24.5	181,167	19.89	38,943	4.3	8,667	1.0	5,643	0.6
寄附金	233,982	0.1	100.0	72,981	31.2	86,322	36.9	9,526	4.07	8,509	3.6	52,507	22.4	4,137	1.8
繰入金	3,462,645	1.3	100.0	110,145	3.2	1,889,444	54.6	229,490	6.63	330,598	9.5	429,333	12.4	473,635	13.7
繰越金	11,540,614	4.2	100.0	2,228,755	19.3	4,360,628		3,244,357	28.11	934,482	8.1	352,299	3.1	420,093	3.6
諸収入	13,104,352	4.8	100.0	7,556,761	57.7	2,476,454	18.9	2,497,852	19.06	328,244	2.5	143,753	1.1	101,288	0.8
地方債	12,331,637	4.5	100.0	2,319,700	18.8	4,063,300	33.0	4,394,137	35.63	264,300	2.1	1,005,200	8.2	285,000	2.3
合計	274,338,872	100.0	100.0	72,315,185	26.4	113,280,021	41.3	57,618,231	21.00	13,629,844	5.0	9,646,629	3.5	7,848,962	2.9

性質別歳出														(単位:千)	円、%)
	3市	i3町合計		平塚市		藤 沢	市	茅ヶ崎市	ַ	寒川	町	大 磯	町	二宮甲	町
区分	決算額	構成比	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率
人件費	69,610,750	26.4	100.0	19,764,751	28.4	28,163,836	40.5	13,930,531	20.01	3,373,822	4.8	2,608,479	3.7	1,769,331	2.5
扶助費	26,092,584	9.9	100.0	7,321,604	28.1	11,975,331	45.9	5,050,279	19.36	1,034,717	4.0	266,589	1.0	444,064	1.7
公債費	25,900,188	9.8	100.0	7,381,788	28.5	10,065,063	38.9	5,792,348	22.36	1,223,076	4.7	838,364	3.2	599,549	2.3
小計	121,603,522	46.2	100.0	34,468,143	28.3	50,204,230	41.3	24,773,158	20.37	5,631,615	4.6	3,713,432	3.1	2,812,944	2.3
物件費	41,925,649	15.9	100.0	9,944,184	23.7	18,855,241	45.0	7,421,113	17.70	2,425,420	5.8	1,681,560	4.0	1,598,131	3.8
維持補修費	3,013,505	1.1	100.0	839,298	27.9	734,332	24.4	970,903	32.22	127,162	4.2	106,342	3.5	235,468	7.8
補助費等	20,882,327	7.9	100.0	4,148,223	19.9	11,787,161	56.4	3,760,176	18.01	456,844	2.2	279,291	1.3	450,632	2.2
積立金	1,286,937	0.5	100.0	215,244	16.7	227,063	17.6	24,367	1.89	354,963	27.6	260,434	20.2	204,866	15.9
投資及び出資金・貸付金	9,971,760	3.8	100.0	5,970,458	59.9	1,391,357	14.0	2,194,788	22.01	237,472	2.4	110,192	1.1	67,493	0.7
繰出金	23,595,895	9.0	100.0	8,145,483	34.5	6,818,805	28.9	5,146,393	21.81	1,411,672	6.0	1,026,763	4.4	1,046,779	4.4
投資的経費	41,027,218	15.6	100.0	6,182,418	15.1	19,862,893	48.4	10,028,956	24.44	1,975,587	4.8	1,983,152	4.8	994,212	2.4
合計	263,306,813	100.0	100.0	69,913,451	26.6	109,881,082	41.7	54,319,854	20.63	12,620,735	4.8	9,161,166	3.5	7,410,525	2.8

イ 3市3町の地方税の状況

3市3町の地方税は、各税ともいくつかの違いがあります。税については、もし一つになるとすれば、負担の公平のため、調整が必要となります。

この違いについて、事務事業の現況調査、課題分析の中で把握しているので、明らかにしておきます。

超過課税を行っている団体は適用税率を区分する資本金等の額が異なる。

		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	均等割	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,000円	2,000円	2,000円
	非課税基準	35 万円	35 万円	35 万円	32 万円	32 万円	32 万円
個人住民税	最終納期	12月	1月	1月	12月	12 月	1月
	○非課税基準は国の保 納期について相違が		にり定められる。 は、平塚市・寒川町・ 藤沢市	大磯町は12月、藤 <u>派</u> - 茅ヶ崎市	T	• • • • •	
				- ガ ケIIII III		大 桁锉 田	
	均等割	標準税率	標準税率	ポケ崎巾 標準税率	寒川町 標準税率	大磯町 標準税率	二字町 標準税率

		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	土地 (課税面積㎡)	47,433,989	46,736,303	24,602,135	8,992,536	13,258,581	5,986,765
	家屋 (課税棟数 棟)	79,985	110,630	59,045	14,194	12,409	10,803
固定資産税	償却資産 (納税義務者数 人)	12,606	8,959	4,503	1,172	639	279
	【課題点】 納期が異なっている。(○法定外還付の適用遡及氧 ○土地について:全域をす ている。 ○家屋について:評価計算	節囲が異なっている。 市街地宅地評価法で記	平価・・・ 4 団体、市街:		•		の記録方法が異なっ
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	税率	0.2/100	0.25/100	0.3/100	0.2/100	-	-
都市計画税	納期	4,7,9,11月	4,7,12,2,月	4,7,12,2月	5,7,9,11月	-	-
HE-15- HT 11-170	【課題点】 課税してない団体が大阪 ○納期の違いがある。	幾町、二宮町の 2 団位	ある。また課税の税	2率が異なる。			
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	課税しているか		課税				
事業所税	【課題点】 人口30万以上の都市が 課税していない団体の記		で藤沢市のみ課税して	ัเ เ る。			

ウ 財政推計について

3市3町の財政について、もし合併をしたとしたら、どのようになるのか、ある仮定の下で推計をしてみました。推計にあたっては、次のような考え方のもとに行いました。

税収については、仮に平成17年度に合併するとして、合併後5年間(平成17~21年度)は従前の制度のままの不均一課税とし、平成22年度以降に統一するとしました。そして、平成22年度以降、法人住民税の法人税割は、超過課税を行った場合と行わなかった場合、都市計画税の税率は0.2/100、0.25/100、0.3/100の場合を想定しております。

また、個人住民税と法人住民税の伸びについては、日本経済研究センターの長期経済予測のGDP成長率、2000年~2010年平均1.0%、2010年~2020年平均2.3%、2020年~2025年平均1.4%、を調整し使用しております。

注:超過課税とは法人税割の税率が法律で定められている標準税率を超えていること(地方税法第314条の6)

その他の歳入は、過去の平均値で推計することを基本としました。扶助費の財源となる国庫、県支出金は過去の実績伸び率で算出しました。投資的経費の財源となる国庫、県支出金は過去2年間の平均値としました。繰越金、地方債については各市町の状況によることとしました。

歳出については、過去の平均値で推計することを基本としました。人件費のうち一般職員の給与費については、今後見込まれる職員数や定年退職者数をもとに推計するとともに、報酬は過去5年間の平均値としました。扶助費は介護保険移行時期 (平成12、平成13年度)を除く過去の伸び率により推計しました。投資的経費は過去2年間の平均値としました。公債費は各市町の推計による数値としました。

これらの仮定の下に3市3町の単純合計による推計を行いましたが、a)法人市民税の超過課税を行わず、都市計画税の税率を0.2/100とした場合は、常に歳出が歳入を上回ることとなりました。b)法人市民税の超過課税を行い、都市計画税の税率を0.25/100とした場合は、平成22年度以降、一時歳入が歳出を上回りますが、5年で歳出が上回ることとなりました。c)法人市民税の超過課税を行い、都市計画税の税率を0.3/100とした場合は、平成22年度以降8年は歳入が歳出を上回ることとなりました。

これらのケースのうち、c)のケースについて、記載いたします。

普通会計3市3町(平成17年度~31年度)の推計

歳入									(単位:千円)
区分	平成17年度	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度	平成31年度
地方税	154,948,775	155,429,718	156,595,016	162,899,206	164,862,439	167,264,239	170,078,371	173,344,082	175,135,131
地方譲与税	2,306,266	2,352,622	2,399,910	2,423,909	2,472,629	2,522,330	2,573,029	2,624,746	2,650,994
利子割交付金	1,176,306	1,176,306	1,176,306	1,176,306	1,176,306	1,176,306	1,176,306	1,176,306	1,176,306
地方消費税交付金	8,218,005	8,218,005	8,218,005	8,218,005	8,218,005	8,218,005	8,218,005	8,218,005	8,218,005
ゴルフ場利用税交付金	270,451	270,451	270,451	270,451	270,451	270,451	270,451	270,451	270,451
自動車取得税交付金	2,700,385	2,700,385	2,700,385	2,700,385	2,700,385	2,700,385	2,700,385	2,700,385	2,700,385
地方特例交付金	6,197,951	6,217,189	6,263,801	6,269,480	6,346,081	6,589,439	6,702,004	6,678,599	6,749,025
地方交付税	2,253,351	2,259,457	2,264,470	2,266,588	2,266,739	2,265,935	2,262,367	2,256,058	2,252,581
普通交付税	1,628,993			1,642,230		1,641,577			1,628,223
地方交付税	624,358								624,358
交通安全対策特別交付金	242,443	242,443	242,443				242,443		242,443
分担金·負担金	2,039,422	2,066,174	2,095,897	2,112,049	2,147,230	2,186,741	2,231,257	2,281,566	2,309,173
使用料	4,614,366		4,812,230		4,986,017	5,115,747	5,257,833	5,413,478	5,496,789
手数料	2,580,133								2,580,133
国庫支出金	22,098,444	23,703,190	25,557,993	26,591,287	28,897,290	31,564,469	34,650,328	38,221,685	40,213,232
県支出金	10,678,954	11,017,383	11,427,983	11,665,243	12,215,394	12,885,103	13,701,314	14,697,165	15,274,856
財産収入	1,007,188	1,007,188	1,007,188	1,007,188	1,007,188	1,007,188	1,007,188	1,007,188	1,007,188
寄附金	264,385	264,385	264,385	264,385	264,385	264,385	264,385	264,385	264,385
繰入金	817,029	817,029	817,029	817,029	817,029	817,029	817,029	817,029	817,029
繰越金	7,352,893	7,336,626	7,336,213	7,337,115	7,338,493	,, -	,- ,-	7,338,578	7,338,723
諸収入	13,104,352	13,104,352	13,104,352	13,104,352	13,104,352	13,104,352	13,104,352	13,104,352	13,104,352
地方債	14,684,100						- / /		13,850,000
合計	257,555,197	259,321,861	262,984,189	270,663,105	275,762,989	281,964,882	289,029,208	297,086,633	301,651,180

性質別歳出									(単位:千円)
区分	平成17年度	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度	平成31年度
人件費	64,087,154	65,614,617	62,904,261	60,499,868	61,052,289	60,954,380	60,076,492	59,519,118	59,223,368
扶助費	35,435,438	40,660,329	46,687,279	50,040,424	57,514,765	66,148,183	76,125,733	87,662,772	94,092,914
公債費	21,916,534	21,405,155	20,754,456	20,267,122	19,187,377	18,963,658	17,879,508	17,780,359	17,785,309
小計	121,439,126	127,680,102	130,345,996	130,807,413	137,754,431	146,066,221	154,081,733	164,962,250	171,101,591
物件費	40,121,899	40,121,899	40,121,899	40,121,899	40,121,899	40,121,899	40,121,899	40,121,899	40,121,899
維持補修費	3,369,725	3,369,725	3,369,725	3,369,725	3,369,725	3,369,725	3,369,725	3,369,725	3,369,725
補助費等	21,684,257	21,684,257	21,684,257	21,684,257	21,684,257	21,684,257	21,684,257	21,684,257	21,684,257
投資及び出資金・貸付金	11,322,034	11,322,034	11,322,034	11,322,034	11,322,034	11,322,034	11,322,034	11,322,034	11,322,034
繰出金	18,643,829	18,643,829	18,643,829	18,643,829	18,643,829	18,643,829	18,643,829	18,643,829	18,643,829
投資的経費	38,900,127	38,900,127	38,900,127	38,900,127	38,900,127	38,900,127	38,900,127	38,900,127	38,900,127
合計	255,480,997	261,721,973	264,387,867	264,849,284	271,796,302	280,108,092	288,123,604	299,004,120	305,143,462
		•	•	•	•			•	
収支差し引き	2,074,200	2,400,111	1,403,677	5,813,821	3,966,687	1,856,790	905,604	1,917,487	3,492,282

エ 税収シミュレーションについて

財政推計で用いた税収シミュレーションは、次のような仮定のもとに推計しました。

<推計の際の仮定>

(ア)全体

合併後5年間は経過措置として、従前の制度のまま不均一課税とし、平成22年度から統一した制度による課税とします。 徴収率は平成13年度~16年度の平均を使用しました。

滞納繰越分については各税目に含めました。

(イ)個人住民税

平成22年度からの均等割税額の計算基礎は平成14年度均等割納税義務者数により、人口50万人以上の市の税率3,000円で算出しました。

各年度の税額の伸びは(社)日本経済研究センターの長期経済予測(2002.3.7)のGDP成長率2000年~2010年平均1.0%、2010年~2020年平均2.3%、2020年~2025年平均1.4%を調整し使用しました。

(ウ)法人住民税

法人税割については平成22年度から超過課税を行った場合、行わなかった場合の2通りでシミュレーションしました。 なお、法人税割の税率区分が各団体で異なっている部分があるが藤沢市をサンプルとして各団体の資本金ごとの税率区分を 当てはめシミュレーションしたところ、平均税率で12.55%~12.61%とその差が単純平均で0.06%であるため、あまり差がでないと考えられるので考慮しないこととしました。

各年度の税額の伸びは(社)日本経済研究センターの長期経済予測(2002.3.7)のGDP成長率2000年~2010年平均1.0%、2010年~2020年平均2.3%、2020年~2025年平均1.4%を使用しました。

(エ)固定資産税・交付金

固定資産税については制度上の先行きが不透明なため平成16年度の収入額を固定して平成31年度まで算出しました。交

付金についても同じです。また、町の市街化農地宅地並課税については考慮していません。

(才)軽自動車税

軽自動車税については、平成21年度まで年2%の伸び、平成22年度以降は1%の伸びとしました。

(カ)たばこ税

たばこ税については、平成21年度まで年2%の減少、平成22年度以降は1%の減少としました。なお、税制改正は考慮 しないこととしました。

(キ)特別土地保有税

廃止の方向にあるので平成17年度から0としました。

(ク)入湯税

現在の平塚市、大磯町の制度を生かした課税免除規定とし、収入額は固定しました。

(ケ)事業所税

平成13年度の市町村税制研究会の試算(平塚市、茅ヶ崎市分)を基礎に法人数の比率、年度の補正をして算定しました。 課税後の収入額は固定しました。

(コ)都市計画税

大磯町、二宮町の固定資産税の面積、価格を基礎に市街化区域面積の比率、他団体の都市計画税と固定資産税の比率を勘案 して算出しました。平成22年度以降は固定資産税と同様収入額を固定しました。税率については3通りの場合を算出しま した。

<推計結果>

推計結果については次のとおりです。

湘南市研究会

湘南市税収シュミレーション

・法人市民税 超過課税を行わず 都市計画税率 0.2/100 の場合

(単位:千円、%)

Ŧŏ	目	平成13年度	平成16年度	平成17年度	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度	平成31年度	収入額対
化	Ħ	収入額	16年度比										
個人市民税		61,637,532	56,841,843	56,972,318	57,542,041	58,698,636	59,597,556	61,217,418	63,254,121	65,680,549	68,535,026	70,111,332	123.3
法人市民税		12,047,942	8,569,742	8,587,028	8,672,899	8,847,224	7,948,253	8,321,301	8,708,483	9,113,680	9,537,731	9,757,098	113.9
固定資産税(土地	·家屋·償却)	71,410,007	68,797,378	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	100.1
交付金		405,622	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	100.0
軽自動車税		588,131	639,219	653,222	679,612	707,068	714,139	728,493	743,136	758,073	773,310	781,043	122.2
たばこ税		5,480,778	5,180,376	5,076,768	4,875,728	4,682,649	4,635,823	4,543,570	4,453,153	4,364,535	4,277,681	4,234,904	81.7
特別土地保有税		80,521	28,030	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0
入湯税		7,468	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	100.0
事業所税		2,316,779	2,273,211	2,273,264	2,273,264	2,273,264	4,438,787	4,438,787	4,438,787	4,438,787	4,438,787	4,438,787	195.3
都市計画税		12,529,549	12,052,571	12,096,797	12,096,797	12,096,797	10,113,070	10,113,070	10,113,070	10,113,070	10,113,070	10,113,070	83.9
合	計	166,504,329	154,771,616	154,948,775	155,429,718	156,595,016	156,737,006	158,652,017	161,000,128	163,758,073	166,964,983	168,725,613	109.0

・法人市民税 超過課税を行い 都市計画税率 0.25/100 の場合

(単位:千円、%)

税	В	平成13年度	平成16年度	平成17年度	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度	平成31年度	収入額対
	目	収入額	16年度比										
個人市民税		61,637,532	56,841,843	56,972,318	57,542,041	58,698,636	59,597,556	61,217,418	63,254,121	65,680,549	68,535,026	70,111,332	123.3
法人市民税		12,047,942	8,569,742	8,587,028	8,672,899	8,847,224	9,053,918	9,475,188	9,916,059	10,377,443	10,860,295	11,110,082	129.6
固定資産税(土地	也·家屋·償却)	71,410,007	68,797,378	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	100.1
交付金		405,622	383,146	383,146	383,146	383,146			383,146	383,146	383,146	383,146	100.0
軽自動車税		588,131	639,219	653,222	679,612	707,068	714,139	728,493	743,136	758,073	773,310	781,043	122.2
たばこ税		5,480,778	5,180,376	5,076,768	4,875,728	4,682,649	4,635,823	4,543,570	4,453,153	4,364,535	4,277,681	4,234,904	81.7
特別土地保有税		80,521	28,030	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0
入湯税		7,468	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	100.0
事業所税		2,316,779	2,273,211	2,273,264	2,273,264	2,273,264	4,438,787	4,438,787	4,438,787	4,438,787	4,438,787	4,438,787	195.3
都市計画税	•	12,529,549	12,052,571	12,096,797	12,096,797	12,096,797	12,641,337	12,641,337	12,641,337	12,641,337	12,641,337	12,641,337	104.9
合	計	166,504,329	154,771,616	154,948,775	155,429,718	156,595,016	160,370,939	162,334,171	164,735,972	167,550,103	170,815,815	172,606,864	111.5

・法人市民税 超過課税を行い 都市計画税率 0.3/100 の場合

(単位:千円、%)

 税	В	平成13年度	平成16年度	平成17年度	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度	平成31年度	収入額対
	目	収入額	16年度比										
個人市民税		61,637,532	56,841,843	56,972,318	57,542,041	58,698,636	59,597,556	61,217,418	63,254,121	65,680,549	68,535,026	70,111,332	123.3
法人市民税		12,047,942	8,569,742	8,587,028	8,672,899	8,847,224	9,053,918	9,475,188	9,916,059	10,377,443	10,860,295	11,110,082	129.6
固定資産税(土地	i·家屋·償却)	71,410,007	68,797,378	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	100.1
交付金		405,622	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	100.0
軽自動車税		588,131	639,219	653,222	679,612	707,068	714,139	728,493	743,136	758,073	773,310	781,043	122.2
たばこ税		5,480,778	5,180,376	5,076,768	4,875,728	4,682,649	4,635,823	4,543,570	4,453,153	4,364,535	4,277,681	4,234,904	81.7
特別土地保有税		80,521	28,030	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0
入湯税		7,468	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	100.0
事業所税		2,316,779	2,273,211	2,273,264	2,273,264	2,273,264	4,438,787	4,438,787	4,438,787	4,438,787	4,438,787	4,438,787	195.3
都市計画税		12,529,549	12,052,571	12,096,797	12,096,797	12,096,797	15,169,604	15,169,604	15,169,604	15,169,604	15,169,604	15,169,604	125.9
合	計	166,504,329	154,771,616	154,948,775	155,429,718	156,595,016	162,899,206	164,862,439	167,264,239	170,078,371	173,344,082	175,135,131	113.2



(5) 外郭団体の現状

ア 概要

湘南市研究会の研究テーマである「行政サービスのあり方」の研究において、3市3町の各種事務事業を調査分析するためには、特に 関連の深い外郭団体の設置及びその実施事業などの現況を把握する必要があります。次のような団体について調査を行いました。

イ 調査団体

調査対象は、次のとおりです。

地方公社

25%以上出資して設立された民法及び商法上の法人

上記に準ずる団体

ウ 調査について

調査対象団体ごとに調査票(外郭団体等調査票)を作成し、主に次のような事項について調査を行いました。

- 団体についての調査
- ・法人名、形態、設立年月日、設立目的等
- ・基本財産、基金等の状況
- 主要業務についての調査
 - ・実施事業の状況、事業の形態(自主事業・受託事業)等の状況

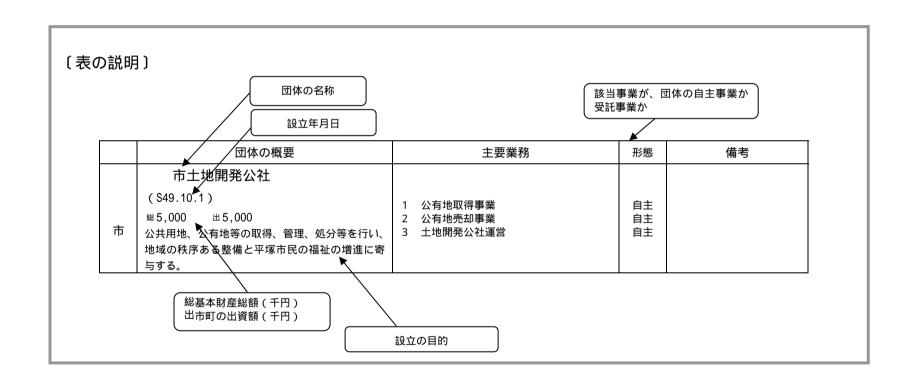
主な事業別調査団体一覧

主な事業	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
社会福祉事業	(社福)平塚市 社会福祉協議会	(社福)藤沢市 社会福祉協議会 (財)藤沢市 社会福祉事業協会 (財)藤沢市 ふれあい事業団	(社福)茅ヶ崎市 社会福祉協議会 (社福)茅ヶ崎市 社会福祉事業団	(社福)寒川町 社会福祉協議会	(社福)大磯町 社会福祉協議会	(社福)二宮町 社会福祉協議会
高齢者の社会参加機会の提供事 業	(財)平塚市 生きがい事業団	(財)藤沢市 生きがい福祉事業団	(社)茅ヶ崎市 シルバー人材センター	(社)寒川町 シルバー人材センター	大磯町中高年 生きがい事業団	二宮町 生きがい事業団
保健医療、健康増進事業		(財)藤沢市 保健医療財団				
文化の向上及び振興事業	(財)平塚市文化財団	(財)藤沢市 芸術文化振興財団 市民会館 サービ、スセンター(株)	(財)茅ヶ崎市 文化振興財団			二宮町文化施設等 振興協会
スポーツの普及振興事業	(財)平塚市 スポーツ振興財団	(財)藤沢市 スポーツ振興財団				
青少年育成事業		(財)藤沢市 青少年協会				
公共用地・公用地等の取得、管 理、処分	平塚市土地開発公社	藤沢市土地開発公社	茅ヶ崎市 土地開発公社	寒川町土地開発公社	大磯町土地開発公社	二宮町土地開発公社
施設整備、財産管理、	(財)平塚市開発公社	(財)藤沢市 開発経営公社 (財)藤沢市 まちづくり協会	(財)茅ヶ崎市 都市施設公社 (財)茅ヶ崎市 学校建設公社	(株)さむかわ 公共サーピス		
環境衛生事業		(株)藤沢市興業公社				
産業振興事業		(財)藤沢市 生活経済公社 (財)藤沢市 産業振興財団		寒川まちづくり(株)		

エ 各団体の状況について

調査を行った団体等について、次のように分類しその主な事業などについてまとめました。

土地開発公社 民法法人 商法法人 社会福祉法人 その他



土地開発公社

	団体の概要	主要業務	形態	備考
平塚市	平塚市土地開発公社 (S49.10.1) 総5,000 出5,000 公共用地、公有地等の取得、管理、処分等を行い、地域の秩序ある整備と平塚市民の福祉の増進に寄与する。	1 公有地取得事業 2 公有地売却事業 3 土地開発公社運営	自主自主自主	
藤沢市	藤沢市土地開発公社 (\$49.4.1) 総5,000 出5,000 公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の 秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。	1 土地取得事業 2 土地処分事業 3 資産貸付事業	自主自主自主	
茅ヶ崎	茅ヶ崎市土地開発公社 (\$49.7.31) 総5,000 出5,000 市の委託に基づく用地の先行取得を主な業務として設立。「公有地の 拡大の推進に関する法律」の基づき49年7月組織変更。	1 公有用地取得 2 公有用地売却	自主自主	

	団体の概要	主要業務	形態	備考
寒川町	寒川町土地開発公社 (S49.4.1) 総48,538 出1,000 公共用地、公用地等の取得・管理・処分等を行い、もって地域の秩序 ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。	1 公有用地取得 2 代行用地取得	受託 受託	
大磯町	大磯町土地開発公社 (S41.3.18) 総5,000 出5,000 公共用地、公用地等の取得、管理処分等を行うことにより、地域の秩 序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的とする。	1 公共用地の取得 2 公共用地の管理及び処分等	受託 受託	
二宮町	二宮町土地開発公社 (\$49.8.31) 総1,000 出1,000 公共用地、公用地等の取得・管理・処分等を行うことにより、地域の 秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的とする。	1 公共用地・公用地等の取得・造成・その他の 管理及び処分	受託	

民法法人

	団体の概要	主要業務	形態	備考
平塚市	(財)平塚市開発公社 (S38.12.10) 総1,000 出1,000 公共用地の取得造成及び住宅の建設を行い、計画的な分譲と高度な土 地利用が円滑にできるよう土地資源を開発し、もって平塚市の産業振 興と市勢の発展に貢献する。	1 霊園施設管理運営事業 2 総合公園管理運営事業 3 スカイプラザ管理運営事業 4 湘南ひらつか総合案内所管理運営事業 5 自転車駐車場管理運営事業 6 自動車駐車場管理運営事業 7 売店運営事業 8 ひらつか市民プラザ管理運営事業 9 財団法人開発公社運営	受受受受自自自自自	
	(財)平塚市生きがい事業団 (S55.8.20) 総2,000 出2,000 高齢者の豊かな経験と知識を社会に役立て、同時に仕事をすることにより、高齢者自身の生きがいを見出していただくことを目的とする。	1 法人運営事業 2 会員の就業機会の提供 3 技能センター維持管理事業 4 高齢者技能講習会事業 5 普及啓発事業 6 会員就業に関する情報収集及び提供 7 会員の就業に関する間査 8 会員の就業に関する相談 9 会員技能講習の実施 10 会員のための安全管理に関する事業 11 会員の福利厚生 12 緊急高齢者就労支援事業 13 高齢者のための無料職業紹介事業 14 シニアワークプログラム事業	自受受受自自自自自自自自受受受自自自自自自主主主主主主主主主主主主主	
	(財)平塚市スポーツ振興財団 (S62.12.4) 総201,967 出150,000 (財)平塚市スポーツ振興財団は、平塚市市民が生涯にわたリスポーツに親しむことがができるよう、市民スポーツの普及振興を図り、もって市民の健康の増進と明るく豊かな潤いのある市民生活に寄与することを目的とする。	1 スポーツ教室・講習会等開催 24種目 67教室 2 スポーツ活動の支援 3 情報提供 4 市民の健康増進事業 5 スポーツ施設利用者へのサービス事業 6 Jリーグ開催運営協議会の構成団体加盟、サッカー普及活動事業への助成	自主自主自主自主	

	団体の概要	主要業務	形態	備考
平塚市	(財)平塚市文化財団 (H11.4.1) 総300,000 出300,000 平塚市における文化の向上及び振興を図るための事業を行うとともに、市民の自主的で創造的な文化活動を促進し、もって豊かで潤いのある地域文化の形成と発展に寄与することを目的とする。	1 参加創造事業(12事業) 2 普及振興事業(20事業) 3 芸術文化鑑賞事業(11事業) 4 文化のまちづくり事業(24事業) 5 文化情報収集提供事業(4事業) 6 文化振興調査研究事業(1事業) 7 市民の国際文化交流事業(1事業) 8 市民センター管理運営事業(1事業)	自自自受自自自受自自自受	
	(財)藤沢市開発経営公社 (\$36.6.19) 総1,000 出1,000 藤沢市の健全な発展と市民福祉の増進を図るため、必要な施設を設け、または用地を確保し、これを経営することを目的とする。	 土地取得事業 負担事業 ビル等経営事業 土地貸付事業 土地等処分事業 	自主自主自主自主	
藤沢市	(財)藤沢市社会福祉事業協会 (S44.7.8) 総201,000 出201,000 在宅における高齢者等の生活の援助、充実等に関する事業を行うとと もに、市民に福祉のための施設を提供することにより、市民の福祉の 増進を図ることを目的とする。	1 在宅福祉サービス事業 ホームヘルプサービス、デイサービス ー時入所、給食サービス 入浴サービス 緊急通報システム 寝具乾燥消毒サービス 生活支援型日常生活用具貸与 紙おむつ給付 短時間デイ入浴移送サービス、住宅相談、 資産活用福祉資金貸付 2 老人福祉センター事業 湘南なぎさ荘、やすらぎ荘、こぶし荘 の運営管理と生きがい対策	受受受受受受受受自 受受受受受受受受受受 计託託	

	団体の概要	主要業務	形態	備考
藤沢市	(財)藤沢市生活経済公社 (S48.6.15) 総5,000 出5,000 出5,000 市民の生活経済の安定と人間環境の保全の一翼を担い、中小企業の振興事業並びに快適な市民の憩いの場の建設及び管理運営、青少年の健康と情操の涵養等市民の余暇利用の需要に対応するための事業を推進し、市民福祉の向上を図ることを目的とする。	 公社運営管理事業 藤沢市民美ヶ原休暇村運営事業 小売店等小企業緊急資金融資事業 中小企業従業員等福利共済事業 藤沢市八ヶ岳野外体験教室管理事業 	自主・受託 受託 受託 受託 受託	
	(財)藤沢市生きがい福祉事業団 (\$53.4.1) 総2,000 出2,000 高齢者(概ね65歳以上の者をいう)心身障害者、心身障害児及び母子家庭等の主婦(以下高齢者等という)に対して働く機会を提供するすることにより、高齢者等の社会参加を図るとともに、生きがいを確保し、もって藤沢市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。	 地方公共団体、民間企業、個人等からの高齢者等に適した仕事の請負 生きがい福祉センターの管理受託 高齢者等に適した仕事の開拓、高齢者等の就業相談、技術研修、福利厚生 	自主 受託 自主	
	(財)藤沢市ふれあい事業団 (\$60.8.20) 総15,000 出13,000 心身障害者等の働く場の確保、社会参加の促進及び援護指導に関する 事業を行うとともに、地域の福祉活動により、藤沢市に居住する心身 障害者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。	1 センターの運営管理事業 2 第1地域活動センター運営事業 3 第2地域作業所運営事業 4 一時預かりホーム運営事業 5 ナイトケア運営事業 6 あゆみ荘運営事業 7 ケア付き住宅運営事業 8 生活ホーム運営事業 9 斎場売店運営事業	受自自自自自受自自自	

	団体の概要	主要業務	形態	備考
	(財)藤沢市まちづくり協会 (S61.4.1) 総70,000 出70,000 藤沢市と密接な連携を保ち、藤沢市のまちづくりに関する啓発奨励、調査研究をはじめ、文化的住環境の向上に関する事業の促進と発展を積極的に図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。	1 まちづくりに関する啓発・奨励、調査研究、 資料の収集及び提供、建物の賃貸し 2 土地区画整理事業の業務の受託と組合の運 営(菖蒲沢境) 3 公共施設の管理事業 長久保公園都市緑化植物園、湘南台文化セン ターこども館、千曲川荘、大庭台墓園墓所、 鵠沼歩行者専用道、市営住宅維持管理、湘南 台駅地下公共施設、市内大規模公園の維持管 理 4 駐車場、物品販売事業 奥田公園駐車場、湘南台駐車場の運営、管理 受託施設での物品販売	自主受託	
藤沢市	(財)藤沢市産業振興財団 (H3.11.6) 総270,250 出121,520 多様化する消費者需要や新しい技術の動向を捉えるための事業間の交流、人材育成のための研修、地域・国内・世界の経済動向など情報の収集提供、地域に根付いた地域産業の調査研究や地域産業振興を図る機関として設立する。	1 産業センターの管理運営 2 産業振興に関する懇談会、シンポジウム等の開催 3 産業経済に関する調査研究、情報の収集及び提供 4 インターネット運営事業 5 データ入力業務の受託 6 新産業創出コンソーシアム事業	自主 自主 受託 自主・受託 受託 自主・受託	
	(財)藤沢市芸術文化振興財団 (H4.10.1) 総300,000 出300,000 藤沢市の芸術文化の振興に資する事業を展開するとともに、これらを通じて芸術文化の交流を図り、もって地域文化のより一層の発展に寄与することを目的とする。	1 財団の運営 2 芸術文化事業の企画及び実施 3 芸術文化活動への助成事業 4 芸術文化情報の収集及び提供事業 5 芸術文化の鑑賞機会の提供並びに舞台芸術の制作、上演 市民会館事業 市民シアター事業	自主自主自主自主	

	団体の概要	主要業務	形態	備考
藤沢市	(財)藤沢市保健医療財団 (H5.10.1) ※200,000 出145,000 市民の健康づくり、医療関係者等の教育及び研修、保健及び医療情報の収集及び提供、保健に関する相談、指導及び教育、在宅療養者の支援、機器の共同利用に関する事業等を実施することにより、保健・医療及び福祉に関する総合的な市民サービスの向上を図り、もって市民の健康維持、健康増進に寄与することを目的とする。 (財)藤沢市青少年協会 (H7.3.31) ※200,000 出200,000 広く市民の総意を結集し、社会の変化に対応した施策の展開を図り、	1 市民の健康づくりに関する事業、保健事業、機能訓練事業 2 医療関係者等の教育及び研修に関する事業 3 保健及び医療情報の収集及び提供 4 保健及び医療情報の収集及び提供 4 保健医関する相談、指導及び教育 5 在宅療養者の支援(訪問職科衛生) 6 保健医剤薬局の運営 7 保健調剤薬済及び高度医療機器の共同利用 9 訪問看護 10 居宅介護支援 1 青少年国際化推進事業 2 青少年社会参加活動推進事業 3 青少年育成市民運動推進事業 5 青少年育成市民運動推進事業 6 青少年商成資料刊行等事業 7 青少年施設管理運営事業	受 受受受受受自自自自 主主 受受主 受受罪 受受 自自自自 主主 受受 无 医 医 无 无 说 :	
	もって青少年の健全育成と発展に寄与することを目的とする。 (財)藤沢市スポーツ振興財団 (H12.12.1) 総300,000 出300,000 藤沢市民が生涯にわたり多種多様なスポーツレクリエーション活動に親しめるようその普及振興を図ることにより、多くの市民がふれあいのあるスポーツライフを共感し、健康で豊かな明るい市民生活の形成に寄与することを目的とする。	青少年会館、少年の森、SL広場、児童館 8 放課後児童健全育成事業 1 スポーツ振興財団運営管理業務 2 スポーツ事業、施設運営管理業務 スポーツ事業 スポーツ事業 各種大会等開催事業 スポーツ開放事業 健康ライフ推進事業 広報情報事業 指導者養成事業 スポーツ施設管理運営事業 物品販売事業	受託 受託 自主・受託	
茅ヶ崎市	(財)茅ヶ崎市学校建設公社 (S48.5.15) 総5,000 出5,000 義務教育の施設の整備、拡充を図る	1 浜之郷小学校及び緑が浜小学校保有財産 管理2 (仮称)小出第二小学校の設計等保有財産の 管理	受託	

	団体の概要	主要業務	形態	備考
	(財)茅ヶ崎市都市施設公社 (S57.2.10) 総8,000 出8,000 茅ヶ崎市が設置する諸施設の管理等に協力することを目的とする。	1 駐車場利用者等に対する交通安全推進 2 自転車・自動車各駐車場の保管、利用受付、収納等 3 茶室・書院「松籟庵」の管理、使用受付等 4 「氷室椿庭園」の使用受付 5 青少年の家「ちがさき山荘」の管理、使用受付符 6 「市民ギャラリー」の管理、使用受付等 7 「屋内温水プール」の管理、使用受付、収納等 8 「福祉会館」の管理、使用受付、収納等 9 「茅ヶ崎市体育館」「市営体育施設」「茅ヶ崎公園」管理、使用受付、収納等 10 「斎場」の管理、使用受付、収納等 11 老人憩いの家「皆楽荘」の管理、使用受付等	自受 受受受 受受 受受 受受	
茅ヶ崎市	(社)茅ヶ崎市シルバー人材センター (H2.8.27) 総27,916 出0 組織の強化と運営の充実を図り、もって地域の高齢者に就業機会の拡大、社会参加及び生きがいの増進に努めるとともに活力ある地域社会づくりに寄与する。	1 植木の手入れ 2 庭の清掃・除草 3 襖・障子の張り替え、 4 家事援助サービス(掃除・洗濯・買い物等) 5 駐車場・駐輪場の管理監視 6 事務(封書や葉書の宛名書き等) 7 簡単な大工仕事や修繕、塗装、雑務等	受受受受受受受受受受	
	(財)茅ヶ崎市文化振興財団 (H8.4.1) 総300,000 出300,000 文化の向上及び振興を図るための事業を行うとともに、市民の自主的で創造的な文化活動を促進し、もって豊かな地域文化の発展に寄与する。	1 芸術文化の鑑賞機会の提供 2 市民文化の創造及び育成 3 文化情報の収集及び提供 4 文化振興に関する調査研究 5 文化施設の管理運営の受託 6 文化遺産に関する啓発 7 埋蔵文化財の調査研究の受託 8 飲食店事業の経営 9 その他目的を達成するために必要な事業	自自自自受自受自自自自自自自自自自担任任任任任任任任任任任任任任任任任任任任任	

	団体の概要	主要業務	形態	備考
寒川町	(社)寒川町シルバー人材センター (H7.4.1) 総0 出0 健康で働く意欲がある高齢者(会員)に臨時的、短期的な就業機会を確保し組織的に提供する。	1 自転車駐輪場整理業務委託 2 公共用地等清掃委託 3 クリーンセンター庭園手入れ委託 4 スポーツ公園等除草清掃委託 5 美化センター管理棟清掃及び除草清掃等委託 6 自転車駐輪場整理業務委託(緊急分) 7 街区公園等除草清掃委託 8 川とのふれあい公園管理清掃委託 9 緑道除草清掃等委託 10 緑地等清掃等委託 11 一之宮公園管理等委託 11 一之宮公園管理等委託 12 さむかわ中央公園除草清掃委託 13 福祉事業センター管理委託 14 老人憩いの家管理委託	受受受受受 受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受	

商法法人

	団体の概要	主要業務	形態	備考
藤沢市	(株)藤沢市興業公社 (\$37.4.1) 総10,000 出5,670 環境衛生の向上を図り、公共の福祉増進のため、環境事業を営むこと を目的とする。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可業 1 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬業務 2 大型ごみ・不燃ごみの収集運搬業務 3 その他固化灰等の残さ運搬業務 4 最終処分場の埋立管理 5 資源ごみ回収容器洗浄等の塵芥関連業務 6 下水道管渠清掃業務等	自受受受受受受受受受	

	団体の概要	主要業務	形態	備考
藤沢市	(株)藤沢市民会館サービスセンター (\$43.7.15) 総10,000 出5,200 藤沢市民会館等の運用にあたっては、公の施設としての公共性ときめ 細かな市民サービスを図るための専門技術的な要素が必要であり、こ の両面を兼ね備えた統一的組織形態を検討し、民間エネルギーの特性 活用と公共性を加味した法人を設立する。	公共性と独立採算性を堅持し、総合施設管理の舞台、電電気、機械、警備、受付等の管理運営業務をはじめ、設営企画及び施設利用者へのサービス提供を中心に効果的かつ能率的な運営をはかる。1 市民会館の総合運営管理2 市民シアター舞台運営業務3 労働会館ホール運営管理業務4 各種イベントの設営企画5 レストラン、売店等の営業	受受受自自	
寒川	(株)さむかわ公共サービス (H9.10.16) 総10,000 出10,000 公共施設のより柔軟な運営管理を通じ、住民サービスの向上とともに公共性と収益性の調和を図りながら、最小の経費でより充実した利用者サービスの提供を目的とする。	1 寒川総合体育館管理運営事業 2 寒川町営プール管理運営事業	受託 受託	
町	寒川まちづくり(株) (H13.2.26) 総15,750 出10,000 寒川駅北口地区の商業活性化のための事業を中心となり進め る役割を担い、特に中核となる施設としてコミュニティセン ターや共同駐車場の建設・運営を目的とする。	1 寒川町中心市街地活性化認定計画策定事業 2 商店街活性化事業 3 TMO 構想の広報事業 4 地域特産品の紹介・販売事業 5 駐車場経営等受託事業	自主自主自主自主	

社会福祉法人

	団体の概要	主要業務	形態	備考
平塚市	(社福) 平塚市社会福祉協議会 (\$38.12.10) 総3,000 出0 平塚市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の 健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推 進を図ることを目的とする。	 法人運営事業 広報啓発事業 地域福祉推進事業 がランティア活動推進事業 当事者援護事業 貸付事業 生活支援事業 地域福利擁護事業 基幹型在宅介護支援センター事業 施設管理受託事業 介護保険事業 高齢者受託事業 つルパー研修事業 社会福祉基金管理事業 交通遺児等福祉基金管理事業 	自自自自自自自祭受受受受自自主主主主主主主主张形託託託主主	
藤沢市	(社福)藤沢市社会福祉協議会 (S44.4.1) 総3,000 出3,000 藤沢市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の 健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推 進をはかることを目的とする。	 ホームヘルパー研修事業 法外援護事業 福祉活動事業 愛の輪福祉基金事業 助成、共催事業 地域高資金資付金事業 ボランティアセンター事業 地域活動ホーム事業 共同募金事業 善意銀行預託金事業 	自自自受自自自自自自自自	

	団体の概要	主要業務	形態	備考
茅ヶ	(社福)茅ヶ崎市社会福祉協議会 (\$53.12.22) 総2,300 出0 地域社会において、住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連ある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ住民の福祉を増進することを目的とする。	1 地区社協の育成援助 2 援護活動 3 ボランティアの育成、活動の推進 4 福祉教育の充実、展開 5 当事者の組織化と活動の育成・援助 6 福祉団体への協力、援助 7 広報・啓発活動の充実強化 8 在宅福祉サービス事業	自自自自自自自自自	
ヶ崎市	(社)茅ヶ崎市社会福祉事業団 (H5.4.1) 総3,000 出3,000 市の福祉事業の拠点となるように、ふれあい活動ホーム赤羽根の建設を契機に平成5年3月に設立し、4月1日からつつじ学園、赤羽、あかしあ、第2あかしあの管理運営を受託している。	第1種社会福祉事業 1 茅ヶ崎市知的障害児通園施設(つつじ学園) 2 茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム赤羽根 公益事業 3 茅ヶ崎市心身障害児通園施設(つつじ学園) 4 茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームあかし あ 5 茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム第2あ かしあ	受受 受受 受 受	

団体の概要	主要業務	形態	備考
(社福)寒川町社会福祉協議会 (S59.7.2) 総1,000 出り 寒川町における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的とする。	1 ボランティアで 2 ボランティアで 2 ボランティアの事業 3 手送迎子・育 6 福在 2 と 2 に 2 に 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 4 と 3 を 3 を 4 と 4 と 4 に 5 を 5 を 5 を 6 福在 2 に 5 を 6 福在 2 に 5 を 5 を 6 福在 2 に 5 を 6 を 5 を 6 を 5 を 6 を 5 を 6 を 6 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7	自自受自自自受自自自自自自自自自自自自自自自 自自受 自受受受自自自主主託主主主主主主主主主主	

	団体の概要	主要業務	形態	備考
大磯町	(社福)大磯町社会福祉協議会 (S59.4.) 総0 出0 大磯町における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	重度では、 重度では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	受受受受受受受受受受自自自自自自自自自自自自自自自自自自自自自自自自自自自自自	

	団体の概要	主要業務	形態	備考
二宮町	(社福)二宮町社会福祉協議会 (S59.4.2) 総1,000 出0 専門機関やボランティア、地域団体の組織などそれぞれが持っている福祉の力を引き出し、相互の機能を調整・統合して、地域福祉活動を推進していく役割を担う。	1 企画広報事業 2 助成事業 3 心配ごと相談所事業 4 共同募金配分金事業 5 福祉サービス利用援助事業 6 居宅介護支援事業 7 居宅サービス事業 8 資金貸付事業 9 基金運営事業 10 ボランティア活動振興事業 11 地域福祉活動推進事業 12 愛の家かんな作業所受託事業	主主主主主主主主主主託自自自自自自自自自自自自自自自自自自自自自自自自	

その他

	団体の概要	主要業務	形態	備考
大磯町	大磯町中高年生きがい事業団 (S59.9.1) 総0 出0 高齢化社会の到来により地域での老人福祉活動の必要性が叫ばれている現状と、家庭電化増進により家庭の主婦の方の時間的余裕を有効に生かし、勤労意欲があり又趣味を通して収入を得たいという方々のために制度的に一本化し活動の機会を与え、生きがいとうるおいを求めて貰い、もって地域の方の福祉の向上に寄与することを目的とする。	1 草刈り・植木の選定 2 城山公園駐車場の管理 3 運動公園の管理 4 役場本庁舎夜間管理 5 町内公園の清掃管理 6 鴫立庵の清掃 7 海岸トイレ清掃 8 畜犬登録事務	自受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受受	

	団体の概要	主要業務	形態	備考
	一宮町生きがい事業団 (H3.4.27) 総0 出0 働く意欲のある 60歳以上の、健康な高齢者の就業機会を確保し、社会参加による生きがいと連帯感を高め、福祉の向上に寄与する。	1 草むしり 2 屋内・外の軽作業 3 公園の清掃 4 駐車場・駐輪場の運営管理	受託 受託 受託 受託	
二宮町	二宮町文化施設等振興協会 (H12.10.1)	1 文化施設等(生涯学習センター)全体の利用 促進2 文化施設等(生涯学習センター)全体の維持 管理	自主 受託	



(6) 政令指定都市として想定される事務事業の把握

湘南市は、その地域特性を活かすため、政令指定都市制度を含む地方制度を研究していくことが必要です。このことから、行政サービスのあり方を研究する上で、政令指定都市となった場合に権限委譲されると想定される事務事業について、法令や先進市の事例等の調査により把握を行いました。政令指定都市の制度的な特例については、次のとおりとなっています。

ア 事務配分上の特例

県が処理することとされている一定の事務を処理することが出来る。

福祉・健康・医療分野

移譲される主な事務	関連法令	特例市	中核市	政令市
身体障害者手帳の交付	 身体障害者福祉法			
身体障害者更正相談所の設置	分件障害有価性/公			
母子相談員の設置、母子・寡婦福祉資金の貸付	母子及び寡婦保険法			
老人福祉施設の設置認可	老人福祉法			
民生委員の推薦	民生委員法			
保護施設の設置認可	生活保護法			
社会福祉施設設置等の許可	社会福祉法			

移譲される主な事務	関連法令	特例市	中核市	政令市
民間が行う知的障害者居宅生活支援事業等の開始の届出の受理				
知的障害者更正相談所の設置	知的障害者福祉法			
知的障害者に対する保護措置				

民間の児童福祉施設の設置認可	児童福祉法		
児童相談所の設置、児童自立支援施設の設置	一、定性性、法		
墓地・納骨堂又は火葬場の経営等の許可	墓地、埋葬等に関する法律		
精神障害者等への入院措置、精神障害者保健福祉手帳の交付	精神保健及び精神障害者福祉法		
精神保健福祉相談員の設置、	稍钟床健及U悄钟焊舌目怞恤/公		
飲食店営業等の許可、施設に係る基準の設定	食品衛生法		
興行所等営業の許可	興業場法・旅館業法及び公衆浴場法		
定期外の結核予防接種等の実施、結核に係る指定医療機関の指定	結核予防法		
未熟児に対する養育医療機関の指定	母子保健法		

教育・文化・自治分野

移譲される主な事務	関連法令	特例市	中核市	政令市
県費負担職員の任免、給与の決定	地方教育行政の組織及び運営に関する 法律			
埋蔵文化財包蔵地域における土木工事の届出の受理、発掘調査指示	文化財保護法			

都市計画・都市整備分野

移譲される主な事務	関連法令	特例市	中核市	政令市
都市計画の決定				
開発審査会の設置、開発行為の許可				
都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築の許可	都市計画法			
都市計画事業の施行地区内における建築等の許可				
風致地区内での建築等の許可				

宅地造成工事規制区域の指定、規制区域内における建築行為等の許可	宅地造成等規制法	
被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可等	被災市街地復興特別措置法	
市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可等	都市再開発法	
土地区画整理組合の設立認可、土地区画整理事業の施行地区内の建築行 為の許可	土地区画整理法	
土地区画整理促進区域等における建築等の許可	大都市地域における住宅及び住宅地の 供給の促進に関する特別措置法	
住宅地区改良事業の改良地区内における建築等の許可	住宅地区改良法	
路外駐車場管理者からの報告、資料徴収、立入検査	駐車場法	
屋外広告物の条例による設置制限	屋外広告物の条例による設置制限	
保全地区内における建築等の許可、届出の受理	都市緑地保全法	
土地に関する権利の移転等の届出の受理	国土利用計画法	
市内の指定区間以外の国道の管理		
市内の県道の管理	足ഥ/囚	

環境・産業分野

移譲される主な事務	関連法令	特例市	中核市	政令市
騒音規制地域の指定	騒音規制法			
悪臭原因物排出規制地域の指定、規制基準の設定	悪臭防止法			
振動規制地域の指定	振動規制法			
特定施設の設置届出の受理、計画変更命令等、常時監視、公表、報告受理、立入検査	水質汚濁防止法			
公害防止管理者等の職務の実施状況報告の受理、立入検査	特定工場における公害防止組織の整備 に関する法律			
ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出の受理	大気汚染防止法			

 特定計量器の定期検査	計量法		
流通業務地区を定める場合に必要な公共施設に関する都市計画の策定	流通業務市街地の整備に関する法律	 	
特定工場の新設に係る届出の受理	工場立地法	 	
大規模小売店舗の新設に係る届出の受理、公告、縦覧	大規模小売店舗立地法	 	
ー ・ 中核的支援機関の認定	新事業創出促進法	 	

イ 行政関与上の特例

- (ア)知事の承認、許可、認可などの関与を要している事務について、その関与の必要をなくす。
 - ・児童居宅生活支援事業等の制限又は停止命令
 - ・養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの施設の設備又は運営の改善命令等
 - ・土地区画整理に係る換地計画又は換地計画の変更の認可
- (イ)知事の関与に代えて直接、主務大臣の関与になる。
 - ・地方債の許可又は起債の方法、利率若しくは償還方法の変更の許可
 - ・この他、土地区画整理法、地方交付税法、地方公営企業法等に規定がある。
- (ウ)事務処理時間のスピードアップが期待される。

ウ 行政組織上の特例

(ア)行政区の設置

住民に身近な行政の円滑な処理という観点から、市長の権限に属する事務を分掌するため、条例でその区域を分けて区を設け、区の 事務所や出張所を設けることが出来る。

- ・住民基本台帳法や戸籍法等においては、区は市に準ずる取扱いとなる。
- ・政令指定都市の行政区は、東京都の特別区と異なり、区長は公選 ではなく、事務吏員をもって充てる。

(イ)区選挙管理委員会の設置

市の選挙管理委員会のほか、行政区ごとに選挙管理委員会を置く。

・市議会議員及び県議会議員の選挙区は、行政区の区域となり、それぞれ行政区の区域の選挙区において選挙をする。

(ウ)その他

- ・人事委員会の設置
- ・職員共済組合の設置
- ・県公安委員会の委員の推薦等

市名	政令施行日	区の数		区の人口(人))
חח	ᄧᅺᆙᆡᄓ	上の数	最大	最小	平均
横浜市	\$31.09.01	18	294,305	78,320	190,370
大阪市	\$31.09.01	24	201,722	50,188	108,282
名古屋市	\$31.09.01	16	209,982	62,625	135,722
札幌市	\$47.04.01	10	260,114	110,102	182,237
神戸市	\$31.09.01	9	235,758	105,464	165,933
京都市	\$31.09.01	11	287,909	44,813	133,435
福岡市	\$47.04.01	7	269,307	126,468	191,639
川崎市	\$47.04.01	7	200,040	136,487	178,558
広島市	\$55.04.01	8	204,636	75,435	140,780
さいたま市	H15.04.01	9	164,825	81,759	116,833
北九州市	\$38.04.01	7	260,452	65,045	144,496
仙台市	H01.04.01	5	277,743	129,717	201,626
千葉市	H04.04.01	6	179,892	101,829	147,861
13市 計	-	137	294,305	44,813	156,752

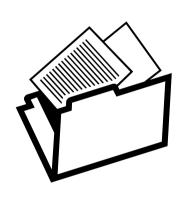
資料:総務省「国勢調査」(平成12年)

さいたま市は住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計(平成15年2月1日現在)

エ 税財政上の特例

事務委譲や行政組識の変更などによる新たな行政需要に対応した特例

- (ア)道路管理費用の財源が増額される
 - ・石油ガス譲与税、軽油引取税交付金の新たな交付
 - ・地方道路譲与税、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金等が増額
- (イ)普通交付税の態様補正
 - ・基準財政需要額の増額により、普通交付税の増加が見込まれる。
- (ウ)大規模償却資産に係る固定資産税の課税制限が除外される
- (工)宝くじの発行主体となる



4 参考資料

〔資料1〕 事務事業一元化現況調査及び分析検討 件数集計表

〔資料2〕 3市3町の市町長、議員等の数

〔資料3〕 3市3町の基金について

〔資料1〕 事務事業一元化現況調査及び分析検討 件数集計表(分科会別)

(平成 15 年 3 月 31 日現在)

					実施市	5町数			調整が必	要な事業	調整が不	要な事業
専門部会名	分科会名	事務事業数	1市町で 実施	2市町で 実施	3市町で 実施	4市町で 実施	5市町で 実施	全市町 で 実施	A 合併時に 調整する 事業	B 合併後に 調整する 事業	C 今後検討 を必要とする 事業	D 現況で 継続する 事業
	社会福祉	19	0	0	3	1	1	14	10	4	2	3
	障害者福祉	65	11	5	7	6	5	31	19	9	28	9
	高齢者福祉	63	13	8	11	6	4	21	35	15	6	7
	児童福祉	21	0	1	7	2	5	6	15	4	2	0
┃ 健康·福祉·医療	生活保護·災害救助	2	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0
	国民年金·国民健康保険	55	3	4	1	2	1	44	33	3	18	1
	保健医療	125	5	9	60	4	8	39	34	21	11	59
	介護保険	19	1	0	0	2	0	16	7	4	8	0
	老人保健	14	0	0	2	1	0	11	3	0	11	0
	斎場·墓地	5	0	3	1	0	0	1	5	0	0	0
専門	部会1 小計	388	33	30	92	24	24	185	163	60	86	79
	教育総務	10	1	0	0	1	0	8	6	2	1	1
	学校教育	44	2	1	3	1	7	30	10	23	3	8
	社会教育	14	0	0	0	3	3	8	3	5	0	6
	青少年対策	20	1	0	4	2	2	11	5	12	0	3
│ 教育·文化·自治	図書館	8	0	0	0	0	1	7	5	1	0	2
	保健体育	21	1	1	5	0	1	13	5	11	0	5
	博物館·美術館	20	0	10	1	8	1	0	0	3	0	17
	文化振興	9	1	0	4	2	1	1	2	5	0	2
	市民活動·消費者	30	2	4	5	8	1	10	17	10	2	1
	市民窓口	26	0	0	1	0	1	24	22	0	4	0

		1					I				
											5
											1
			0		0	0		7	0		2
		9	3	2	1	2	19	4	3	6	23
都市整備	13	4	1	4	1	1	2	5	2	1	5
道路	72	2	0	4	5	12	49	10	6	21	35
河川·下水道	107	9	2	5	1	1	89	19	26	30	32
部会3 小計	305	32	11	31	9	20	202	74	53	75	103
環境	90	13	11	16	15	7	28	38	28	10	14
清掃	64	9	5	7	3	9	31	29	11	9	15
農林水産業	91	15	11	10	9	6	40	35	11	12	33
商工·観光	97	32	19	12	10	9	15	10	54	1	32
労働	20	6	2	6	2	1	3	3	11	0	6
市場·公営競技	5	2	3	0	0	0	0	0	0	0	5
部会4 小計	367	77	51	51	39	32	117	115	115	32	105
人事	38	1	2	6	2	5	22	11	0	25	2
文書	12	0	0	1	0	0	11	3	0	9	0
情報化	3	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0
企画	40	4	3	4	5	4	20	6	10	18	6
情報公開	4	0	0	0	0	0	4	2	0	1	1
広報広聴	17	0	0	0	0	0	17	7	0	7	3
都市交流	7	1	1	3	1	0	1	4	0	0	3
男女共同参画	9	2	2	0	2	1	2	0	7	1	1
表彰	5	0	1	0	0	1	3	4	0	1	0
市史編纂	5	0	0	0	1	2	2	2	0	3	0
管財·契約	52	0	1	3	6	3	39	2	15	34	1
消防·防災	40	0	0	0	0	0	40	14	0	26	0
	28	1	0	0	1	2	24	10	0	18	0
]部会5 小計	260	9	10	17	18	18	188	68	32	143	17
財政	6	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0
税	14	1	1	1	1	0	10	13	0	0	1
		1									0
	43	2	4	4	3	0	30	31	2	9	1
合計	1,565	161	122	218	118	112	834	526	334	355	350
	河川·下水道 部会3 小計 環境 清掃 農林水産業 商工·観光 労働 市場·公営競技 部会4 小計 人事 文書 情報化 企画 情報公開 広報広聴 都市交流 男女共同参画 表彰 市史編纂 管財·契約 消防·防災 議会·行政委員会 部会5 小計 財政 税 会計	開発指導 20 住宅·建築指導 15 公園 36 都市整備 13 道路 72 河川·下水道 107 (部会3 小計 305 環境 90 清掃 64 農林水産業 91 商工·観光 97 労働 20 市場·公営競技 5 38 38 文書 12 情報化 3 企画 40 情報公開 4 広範 17 都市交流 7 男女共同参画 9 表彰 5 市史編纂 5 管財・契約 52 消防・防災 40 議会・行政委員会 28 部会5 小計 260 財政 6 税 14 会計 23 (部会6 小計 43	開発指導 20 3 住宅・建築指導 15 0 公園 36 9 都市整備 13 4 道路 72 2 河川・下水道 107 9 割舎3 小計 305 32 環境 90 13 清掃 64 9 農林水産業 91 15 商工・観光 97 32 労働 20 6 市場・公営競技 5 2 割舎4 小計 367 77 人事 38 1 文書 12 0 情報化 3 0 企画 40 4 情報公開 4 0 広報広聴 17 0 都市交流 7 1 男女共同参画 9 2 表彰 5 0 市財・契約 52 0 消防・防災 40 0 議会・行政委員会 28 1 財政 6 0 税 14 1 会計 23 1	開発指導 20 3 0 住宅・建築指導 15 0 0 公園 36 9 3 都市整備 13 4 1 道路 72 2 0 河川・下水道 107 9 2 部会3 小計 305 32 11 環境 90 13 11 清掃 64 9 5 農林水産業 91 15 11 商工・観光 97 32 19 労働 20 6 2 市場・公営競技 5 2 3 3部会4 小計 367 77 51 人事 38 1 2 文書 12 0 0 情報化 3 0 0 企業者 12 0 0 情報公開 4 0 0 広報広 7 1 1 男女共同金 9 2 2 表彰 5 0 1 </td <td> 開発指導</td> <td>開発指導 20 3 0 5 0 位宅・建築指導 15 0 0 1 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 0 1 0 0 0 1 0</td> <td> 開発指導</td> <td>開発指導 20 3 0 5 0 0 12 住宅・建築指導 15 0 0 1 1 0 0 14 公園 36 9 3 2 1 2 19 都市整備 13 4 1 4 1 1 2 週路 72 2 0 4 5 12 49 河川・下水道 107 9 2 5 1 1 89 副会3 小計 305 32 11 31 9 20 202 環境 90 13 11 16 15 7 28 清掃 64 9 5 7 3 9 31 農林水産業 91 15 11 10 9 6 40 居工報光 97 32 19 12 10 9 15 労働 20 6 2 6 2 1 3 3 市場・公営競技 5 2 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td> <td>開発指導 20 3 0 5 0 0 12 14 住宅・建築指導 15 0 0 1 1 0 0 14 7 公園 36 9 3 2 1 2 19 4 8 1 1 1 1 2 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</td> <td>開発指導 20 3 0 5 0 0 12 14 0 0 住宅・建築指導 15 0 0 1 0 1 0 0 14 7 0 0 公園 36 9 3 2 1 1 2 19 4 3 3 前市整備 13 4 1 4 1 1 2 5 5 2 1 3 4 1 1 2 19 4 6 6 7 1 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</td> <td>開発指導 20 3 0 5 0 0 12 14 0 5 位宅・建築相薄 15 0 0 1 1 0 0 14 7 0 6 6 公園 36 9 3 2 1 2 19 4 3 6 部市整権 13 4 1 1 4 1 1 2 5 5 2 1 1 通路 72 2 0 4 5 5 12 49 10 6 2 1 河川・下水道 107 9 2 5 1 1 89 19 26 30 19 10 6 21 3 1 1 3 1 9 20 202 74 53 75 環境 90 13 11 13 1 9 20 202 74 53 75 環境 90 13 11 16 15 7 28 38 28 10 清掃 90 13 11 10 16 15 7 28 38 28 10 清掃 90 13 11 10 9 6 40 35 11 9 10 6 40 35 11 9 10 6 11 9 11 9 11 9 11 10 9 6 40 35 11 1 9 11 10 9 6 40 35 11 1 2 11 10 9 6 40 35 11 1 2 11 10 9 6 40 35 11 1 2 10 9 11 5 10 5 4 1 1 2 10 9 15 10 5 4 1 1 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td>	開発指導	開発指導 20 3 0 5 0 位宅・建築指導 15 0 0 1 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 0 1 0 0 0 1 0	開発指導	開発指導 20 3 0 5 0 0 12 住宅・建築指導 15 0 0 1 1 0 0 14 公園 36 9 3 2 1 2 19 都市整備 13 4 1 4 1 1 2 週路 72 2 0 4 5 12 49 河川・下水道 107 9 2 5 1 1 89 副会3 小計 305 32 11 31 9 20 202 環境 90 13 11 16 15 7 28 清掃 64 9 5 7 3 9 31 農林水産業 91 15 11 10 9 6 40 居工報光 97 32 19 12 10 9 15 労働 20 6 2 6 2 1 3 3 市場・公営競技 5 2 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	開発指導 20 3 0 5 0 0 12 14 住宅・建築指導 15 0 0 1 1 0 0 14 7 公園 36 9 3 2 1 2 19 4 8 1 1 1 1 2 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	開発指導 20 3 0 5 0 0 12 14 0 0 住宅・建築指導 15 0 0 1 0 1 0 0 14 7 0 0 公園 36 9 3 2 1 1 2 19 4 3 3 前市整備 13 4 1 4 1 1 2 5 5 2 1 3 4 1 1 2 19 4 6 6 7 1 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	開発指導 20 3 0 5 0 0 12 14 0 5 位宅・建築相薄 15 0 0 1 1 0 0 14 7 0 6 6 公園 36 9 3 2 1 2 19 4 3 6 部市整権 13 4 1 1 4 1 1 2 5 5 2 1 1 通路 72 2 0 4 5 5 12 49 10 6 2 1 河川・下水道 107 9 2 5 1 1 89 19 26 30 19 10 6 21 3 1 1 3 1 9 20 202 74 53 75 環境 90 13 11 13 1 9 20 202 74 53 75 環境 90 13 11 16 15 7 28 38 28 10 清掃 90 13 11 10 16 15 7 28 38 28 10 清掃 90 13 11 10 9 6 40 35 11 9 10 6 40 35 11 9 10 6 11 9 11 9 11 9 11 10 9 6 40 35 11 1 9 11 10 9 6 40 35 11 1 2 11 10 9 6 40 35 11 1 2 11 10 9 6 40 35 11 1 2 10 9 11 5 10 5 4 1 1 2 10 9 15 10 5 4 1 1 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

〔資料2〕 3市3町の市町長、議員等の数

(平成15年4月1日現在)

	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	もし一つになった場合
市町長	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
市町議会議員	3 4人	3 8人	3 0人	2 1人	20人	18人	6 4人を限度とした条例で定めた数
教育委員	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人
選挙管理委員	4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人
公平委員	3人	3人	3人	-	-	-	3人
監査委員	4人	4人	3人	2人	2人	2人	4人
固定資産評価審査委員	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人以上

注:政令指定都市としての想定はしていない。

市町の議会議員数は、平成15年4月1日現在、施行されている条例による議員数 公平委員会については、3町は、神奈川県に委託している。

	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
年度間の財源調整	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金
地方債の償還	-	-	-	減債基金	減債基金	減債基金
庁舎等の建設	庁舎建設基金	-	-	-	本庁舎建設基金	-
国際化の推進	-	-	-	国際交流基金	-	-
地域の基盤整備の推進	-	土地開発基金	土地開発基金	公共施設整備基金 都市計画事業基金 東海道新幹線 新駅整備基金 都市基盤整備事業基金 土地開発基金	公共施設整備基金 土地開発基金	公共施設整備基金 公共施設用地取得基金 土地開発基金
社会福祉の充実 国民健康保険、介護保 険の運営等	国民健康保険療養給付費 等支払準備基金 介護保険給付費 支払準備基金	愛の輪福祉基金 国民健康保険 事業運営基金 介護保険事業運営基金	国民健康保険運営基金 介護保険運営基金	社会福祉基金 国民健康保険 財政調整基金 介護給付費準備基金	地域福祉基金 横溝千鶴子記念 障害者福祉基金 国民健康保険 財政調整基金 国民健康保険 高額療養費貸付基金 介護保険給付費支払基金 国民年金印紙購入基金	地域福祉基金 国民健康保険 財政調整基金 介護給付費準備基金
環境保全対策の推進	みどり基金	みどり基金 ごみ減量基金	緑のまちづくり基金 ごみ減量化・資源化基金	緑化基金	みどり基金	みどり基金 じん芥焼却場整備基金
産業の振興	河口対策事業基金	-	-	-	-	-
教育・文化・スポーツ の振興	文化振興基金	文化振興基金	文化振興基金	義務教育施設整備基金 奨学金基金	町民会館建設基金	-
その他	下水道事業環境整備基金 競輪事業基金 交通災害共済見舞金 支払準備基金	平和基金 交通安全対策基金 大庭台墓園基金	-	-	-	-

注:この表に掲載されている基金は、市町の財産として設置されているものである。